

## 高齢者に対する情報バリアフリーへの提案 プレゼンテーションの必要性

加藤あけみ

A Study on Information Accessibility for the Aged  
- the Significance of Delivering Presentations to the Aged -

Akemi KATO

要 旨：情報社会と呼ばれる現状を、その背景にある情報の歴史の変遷から俯瞰し、情報社会の大きな課題であるデジタルデバイドに焦点をあてて、その実態を検討した。以上の検討を踏まえて、本稿の論点である高齢者の情報バリアの実状を、焼津市の在宅介護支援センターの活動状況等のデータから、福祉情報の視点を交えて検討し、高齢者への情報提供の重要性を明らかにした。さらに、情報の氾濫する現代社会で高齢者がどのような状況におかれているかを、マートンの役割コンフリクトの概念および情報のスクリーニングを援用して説明を試み、高齢者の情報処理にプレゼンテーションが有効に働くことを検証し、高齢者の情報バリアを取り除く一手段として提案した。

### 1. はじめに

日本人の美德とされた「気遣い」「思いやり」「恥じらい」といった類の言葉が失われてしまったかのように、老若男女を問わず、街角で、歩きながら、電車を待ちながら等々、いたるところで携帯電話を利用する姿を頻繁に見かける。また、空間を共にする友人同士が目の前の友人と会話することもなく、互いの携帯電話で話し込んでいる姿も珍しくない。携帯インターネットの普及に至っては、気がつくと電車の中で黙々と親指を動かして携帯電話を操作する人に囲まれている、ということもよくある。「赤信号、みんなで渡れば怖くない」というレトリックが示す日本人の集団主義の現れともいえるが、日本の文化が変わりつつあることは否めない。

このように変わり行く社会の中で、一番とまどっているのは高齢者であろう。高齢化が進む中、高齢者が情報社会を豊かに暮らすためには、氾濫する情報から有用な情報をいかに得てゆくかが課題となる。そこで、情報社会の現状を検討した後に、高齢者の情報バリアの実情を福祉情報の視点を交えて考察し、高齢者の情報バリアを越えるための提案を行う。

### 2. 情報社会の現状

#### 2.1 情報社会の背景

情報に関する歴史的な変遷は4段階に大別される。まず言語の発生である。言語の発生により、これを媒介として人間は集団行動を営むようになった。第2段階は文字の発明である。文字の発明により、人間の経験が蓄積され、その利用も高度化されるようになる。文字のない時代は、情報は個人の頭の中に記憶されるしかなかったが、文字によって社会全体の記憶装置が開発され(梅棹, 1989, p.339)、情報の客体化が起こる。第3段階は15世紀末のグーテンベルグ(Johannes Gutenberg)による活版印刷術の発明である。印刷術の発明は、情報の多量な複製、広域への伝達を可能にし、情報の集積化、情報の標準化、情報の公開化を実現することにより、新たなコミュニケーション網を生み出した。第4段階は、電気の発見に始まるさまざまな情報手段の出現である。電信電話などの電気通信機械、写真、映画などの映像技術、ラジオやテレビなどの放送技術、そして情報革命をもたらしたコンピュータの出現である。通信技術の開発は情報のさらなる客体化を進め、デジタル技術の発明によって、情報は加工という完全なる客体化を果たす。二進数を基盤とするデ

デジタル情報は、正確な複製、劣化の防止および修復、高速な処理、加工を可能とし、情報の生産という質的な発展をもたらすことになった。

さらにポラニーの暗黙知 (tacit knowing) や非言語的知 (non-linguistic knowing) と呼ばれる主体から分離できない情報について考えると、デジタル情報は数値、音声、文字、静止画像、動画へと拡大し、従来の言語的な情報に加え、暗黙知の領域に属する非言語的情報の客体化も可能になってきたといえよう。ハイビジョンなどの映像技術や文字、音声、画像、映像を統合して扱えるマルチメディア技術、さらに体感情報を加えたバーチャルリアリティの技術など、非言語的情報を伝達する技術の出現である。これらの情報技術の開発と暗黙知に関わる五感や深層意識レベルの研究が進んで行くと、従来の表層意識レベルでの言語的情報を主体としたコミュニケーションに加え、非言語的情報を主体としたイメージコミュニケーションやサブリミナルコミュニケーションが可能になると予測される(田坂, 1993, pp63-65)。

情報社会は、以上のような情報の歴史的変遷を経て生まれた社会である。工業社会では物質とエネルギーが価値の中心をなしていたが、それらとともに、さらにそれ以上に情報が価値をもつ「情報の価値の生産と利用を中心として発展する社会(増田, 1986, p.26)」が情報社会である。

## 2.2 デジタルデバイドの出現

デジタルデバイド (digital divide) という言葉は、1995年から4回にわたってアメリカ商務省がまとめた報告書 “Falling Through the Net<sup>1</sup>” シリーズの2回目の報告 “Falling Through the Net :New Data on the Digital Divide” (1998) においてはじめて使われた(今川, 2002, p.1)。翌年の3回目の報告 “Falling Through the Net: Defining the Digital Divide” (1999) では、序論で、「デジタルデバイド - 新技術へのアクセスを持つか持たないかという差 (The "digital divide"-- the divide between those with access to new technologies and those without)」と定義し、新技術として「電話、コンピュータ、インターネット (telephones, computers, and the Internet)」をあげる。また、1998年のデータから次のような事実を報告する<sup>2</sup>。

- ・都市部の75,000ドル以上の所得世帯がインターネットを利用できる割合は、地方の最低水準所得しかな

い世帯の20倍であり、コンピュータを所有する割合は9倍である。

- ・白人が自宅でインターネットを利用できる割合は、黒人やラテンアメリカ系の人何らかの場所でインターネットを利用できる割合よりも高い。
- ・黒人やラテンアメリカ系世帯が自宅でインターネットを利用できる割合は、アジア/太平洋諸島から移民してきた世間並みの世帯のほぼ3分の1であり、白人世帯のほぼ5分の2である。
- ・所得水準にかかわらず、地方に住む人はインターネット利用について立ち遅れている。実際に、最低水準所得では、都市部の方が地方の同所得層に比べて、インターネットを利用できる割合は2倍である。

これらの事実は、前述の新技術へのアクセスの格差を収入、人種、地理的な位置から裏付ける。アメリカから提唱されたデジタルデバイドの概念は、2000年7月の九州・沖縄サミットで採択された「グローバルな情報社会に関する沖縄憲章」において、「情報格差(デジタルデバイド)の解消」と題して取り上げられ、国際社会の共通課題として確認された。ここでは「誰もが情報通信ネットワークへのアクセスを享受しうべきである」こと、「我々は、教育、生涯学習及び訓練を通じて、すべての市民に対し、IT関連の読み書き能力及び技能を育む機会を提供すること」を掲げ、新技術へのアクセスの機会の格差にとどまらず、教育・訓練の機会の格差にも触れている。

ジョンソン (D.G.Johnson) は、デジタルデバイドの問題の所在として、「コンピュータと情報技術とインターネットが資源であること、すなわち個人的、集団的、組織的、社会的、国家的/国際的なさまざまな目的を達成するための強力な資源であることを認識すること (D.G.Johnson, 邦訳2002, p.313)」をあげる。前述のように、情報社会は「情報の価値の生産と利用を中心として発展する社会」であり、したがってジョンソンの指摘のように、デジタルデバイドの要因であるコンピュータと情報技術とインターネットはまさに情報社会の強力な資源である。すなわち、デジタルデバイドは情報社会の重要な資源の利用機会の格差としてとらえることができる。

日本では、2001年1月6日から施行された「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」の第8条<sup>3</sup>に「利用の機会等の格差の是正」が規定され、2001年1月22日に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下、

IT戦略本部と略す)によって策定された「e-Japan戦略」では、2005年までに「目指すべき社会」を実現すべきことの一つとして「すべての国民が情報リテラシーを備え、地理的・身体的・経済的制約等にとらわれず、自由かつ安全に豊富な知識と情報を交流し得ること」をあげる。2001年3月29日には「e-Japan重点計画」として5つの重点政策分野<sup>4</sup>を掲げ、それらの横断的な課題の一つとして「デジタル・ディバイドの是正<sup>5</sup>」をあげて、日本における「デジタルデバイド」を明確に位置づけた。

### 3. 高齢者の情報バリアの実態

#### 3.1 日本のデジタルデバイド

2003年7月2日、IT戦略本部は、2001年1月に「e-Japan戦略」を決定して以来、本格的にIT基盤の整備に取り組み、IT戦略第一期の柱である基盤整備は達成されつつあるとして、「IT利活用による『元気・安心・感動・便利』社会を目指す」という基本理念のもとに、IT戦略第二期として「e-Japan戦略」を策定した。これに基づき、2003年8月8日、「e-Japan重点計画-2003」で基本方針の一つに「先導的取り組みによるIT利活用の推進<sup>6</sup>」を掲げた。したがって、ここに至り、IT利活用におけるデジタルデバイドの是正が課題に加わることとなる。

以上のようなIT政策の第二段階への移行に伴い、総務省は、「第二期IT革命を推進し、2005年に世界最先端のIT国家となることを確実にするとともに、さらに2006年以降も引き続き世界最先端であり続けることが重要と認識し、2010年を目標年次とする次世代のネットワーク戦略を策定することとした。(総務省,2004)」2004年3月に「ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた政策懇談会」を開催し、同年5月には「u-Japan構想」として次世代戦略の基本的方向性を提示、同年8月に「平成17年度ICT<sup>8</sup>政策大綱」をまとめた。ここでは(1)いつでもどこでも快適なネット利用ができる社会の実現、(2)新ビジネスや新サービスが次々に生まれる社会の実現、(3)誰もが安心・安全に暮らせる社会の実現、(4)個の活力が湧き上がる社会の実現を4つの柱とし、多様で自由かつ便利な「コミュニケーション」の実現を重要な概念としており、ユビキタスネットワーク社会では、さらにデジタルデバイドが問題となってくる。

日本におけるデジタルデバイドの実態をインターネ

ットや携帯インターネット<sup>9</sup>の利用について、総務省の『平成17年版情報通信白書』のデータからみてゆく。

(1) 世代別では、若年層(20代、30代)の利用率と高齢層(60歳以上)の利用率の格差が大きい。その格差は2001年末に比べて拡大(57.8%<sup>10</sup> 65.4%、携帯:37.2%<sup>10</sup> 65.2%)している。(図1参照)

(2) 性別は、女性より男性の利用率が10%ほど高い。その格差は2001年とほぼ同じである。(図2参照)

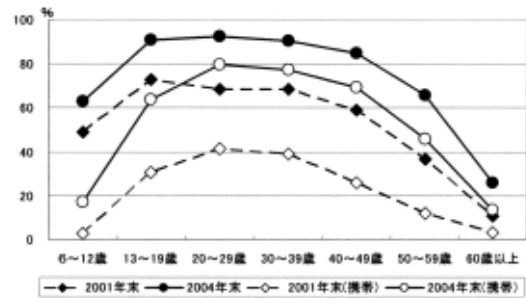


図1 11. 世代別

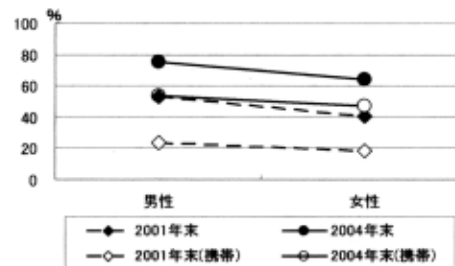


図2 11. 男女別

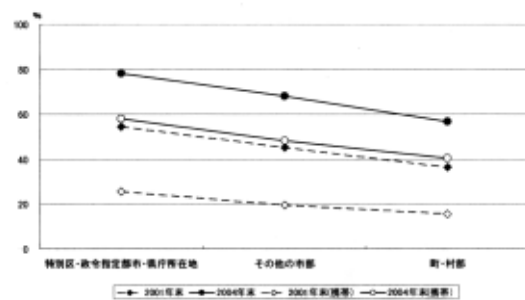


図3 11. 都市規模別

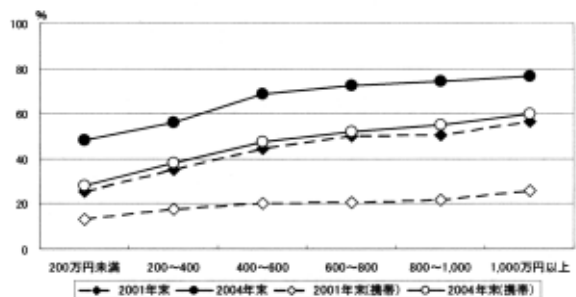


図4 11. 世帯年収別(世帯の年収で世帯構成員の利用率を比較)

(3) 都市規模別では、都市規模が小さくなるにつれて利用率が低くなる。特別区・政令指定都市・県庁所在地と町村部の利用率の格差は、携帯においても平成13年末に比べ若干拡大(18.0% 21.3%、携帯：10.1% 17.7%)している。(図3参照)

(4) 収入別では、収入の多いほど利用率が高い。年収1000万円以上と200万円以下の世帯の利用率の格差は、インターネットでは少し減少(31.2% 28.3%)しているが、携帯インターネットでは拡大(12.5% 31.7%)している。(図4参照)

2004年末のインターネットと携帯インターネットの利用率は、利用者の世代、性、都市規模、年収のいずれの属性でも、2001年末と比べて上昇しているが、3年を経ても同様な格差がみられ、デジタルデバイドの解消が容易ではないことを示す。また、とくに世代別の高齢層の格差が際立つが、これは、図5において、「60歳以上」の属性が際立ってマイナスの数値を示していることから明らかである。

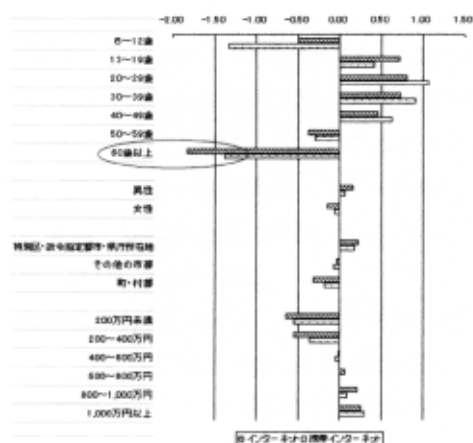


図5. 各属性がインターネット利用/未利用に与える影響<sup>12</sup>  
(出典：総務省，2005，p.117図表  
およびp.119図表 より作成)

### 3.2 急速な高齢化による情報バリア

図6は、情報収集のためにどのようなメディアを利用しているか、という質問に対するインターネット利用者の回答結果である。このグラフから、テレビや新聞は主にニュースの情報収集、雑誌・書籍は主に勉強や趣味、旅行の情報収集に利用されている傾向にあり、インターネットは幅広い分野での情報収集に高い割合で利用されていることが分かる。すなわち、インターネットは今や情報収集の手段として日常生活に欠かせ

ないメディアとなっている。前節でみたように、高齢層のデジタルデバイドは際立ったものであり、このメディアの利用実態は、高齢者が情報収集において不利な立場におかれる可能性を示している。

高齢者人口の推移に目を向ければ、日本の高齢化は急速に進んでいる(図7参照)。また、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が2005年8月にまとめた将来推計によれば、全国の一般世帯総数は2015年の約5,048万世帯をピークに減少し、2025年までに宮城、滋賀、沖縄を除く44都道府県で減少する。さらに一世帯あたりの家族数は2000年の2.21人(東京)~3.25人(山形)から2020年には全都道府県で3人未満となり、2025年には1.98人(東京)~2.91人(山形)まで減少すると推測した。そして、最大の割合を占める家族類型は、2000年では38府県で夫婦と子からなる世帯であったが、2025年には全都道府県で単独世帯となり、世帯主が65歳以上の高齢世帯の割合は、2020年には全都道府県で30%、2025年には20県で40%を超えると推計した。この推計に従えば、20年後の日本は高齢化にとどまらず、独居という問題も抱えることになる。

独居という新たな課題を抱えて急速に進む高齢化は、高齢者自身による判断を迫る機会を増やすことになる。大量かつ多種多様な情報を生み出す情報社会であればなおさらである。的確な判断を行うためには、的確な情報が必要であり、高齢者に対して立ち足かかる情報バリアの問題は、早急に解決されなければならない。

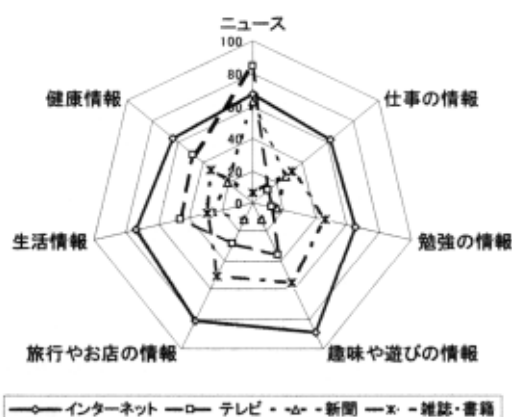


図6. 情報メディア別の情報収集用途(複数回答)  
(出典：『平成17年度情報通信白書』p.33，図表)

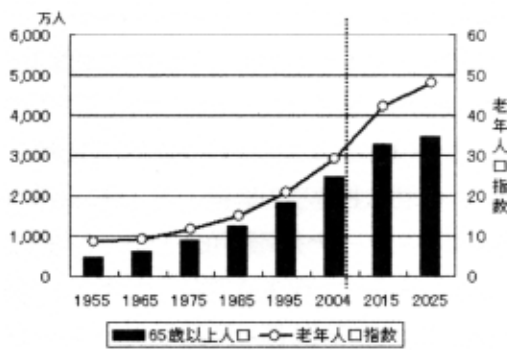


図7. 高齢者人口の割合の推移

老年人口指数 = (65歳以上人口 / 15歳～64歳人口) × 100

(出典：総務省統計局，2003，表2から抜粋して作成)

#### 4. 福祉情報における高齢者の情報バリア

##### 4.1 介護保険制度にみる情報バリア

高齢者の情報バリアを、社会福祉に関わる情報にしばって考えてみる。生田は、「社会保障・社会福祉及び関連領域に関する情報であって、生活にかかわる諸問題の担い手と社会福祉の実践及び援助活動に携わる人々が必要とする知らせあるいは知識」を福祉情報と定義し、(1) ニーズ情報(要介護者など当事者の側から生み出される情報)、(2) サービス情報(サービス提供主体の側から生み出される情報)、(3) 処遇情報(個々のケースへの処遇や対応にともなって生み出される情報)、(4) 運営・管理情報(サービス提供機関や調整機関などの運営・管理に必要とされる情報)、(5) 生活ネットワーク情報(社会・生活上の課題や問題に直面し、これに対処しようとするときに活用する情報)、(6) 文献・資料情報(文献・資料という形をとった情報で知識の色合いが強い)の6つに分類する(生田, 2002, pp.14-16)。

ここでは、この分類のもとに、焼津市役所介護福祉課がまとめた2002年度と2004年度の資料にもとづいて、介護保険サービスの利用側と提供側にかかわる福祉情報について検討する。

図8は、在宅介護支援センターの相談件数である。相談件数は、介護保険制度開始時から3年間は増加しているが、その後は減少している。これは4年目にして介護保険制度が浸透したことを示すように思われるが、内訳をみると、介護保険非認定者の相談件数が増加しており、サービスを利用していない人には情報が届いていないことも示唆している。

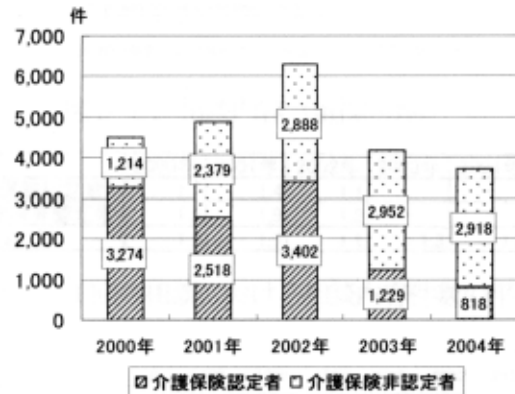


図8. 在宅介護支援センターの相談件数

さらに、その相談内容を見ると、2002年までの3年間において、介護保険認定者では常に在宅介護の相談が多く、介護保険についての相談は年々減少し、その他(家事や経済問題など)の相談が増加している(図9-a)。介護保険非認定者では、介護保険制度開始時の2000年は一般的に相談が少なく、その後は介護保険以外(介護予防や生活支援など)の相談が多く、介護保険やその他の相談も多い(図9-b)。これは、認定者、非認定者それぞれの立場からのニーズ情報の傾向を示す。図9-cは、認定、非認定の区別なく相談件数を扱った5年間のデータ<sup>13</sup>である。2003年以降は在宅介護や住宅改修・福祉用具の相談が減少しているが、これは2003年以降の介護保険認定者の相談件数が減少しているためと思われる。開始年度を除けば、介護保険以外やその他の相談が多い。これもまた、個々の利用者特有のニーズ情報であるという傾向を示す。1回の相談で1つの相談内容というのではなく、その平均値は増加の傾向もみられ(表1参照)、これはニーズ情報が複雑になってきていることを意味しているといえよう。

相談活動以外の在宅介護支援センターの活動状況は、訪問と実態把握の活動が中心となっている(図10参照)。訪問はニーズ情報の収集とサービス情報の提供、ときには生活ネットワーク情報の提供に及ぶなど、情報提供の活動を兼ねている。実態把握は、全般の情報を収集し、それらの情報を処理して運営・管理情報を作成するプロセスといえよう。ともに質のよいサービス情報を提供するために欠かせない活動である。その他の活動は訪問や実態把握に比べて低い割合であるが、地域ケア会議開催は毎年95回、関係団体の会議への参加も年100回を越しており、これは文献・資料情

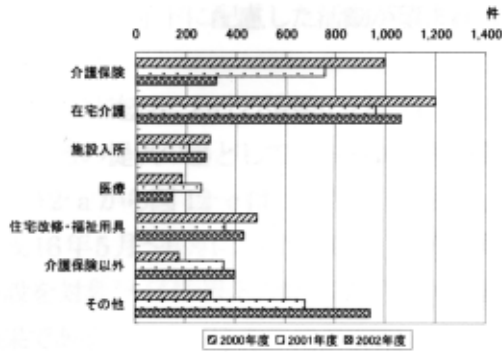


図9-a. 相談内容(介護保険認定者)(複数回答)

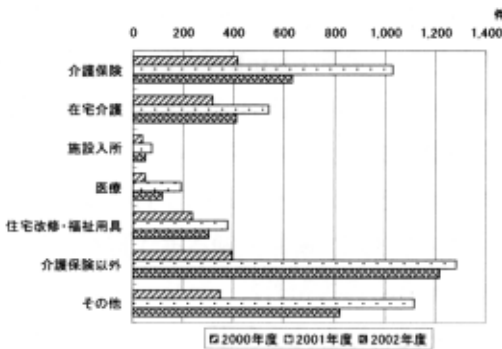


図9-b. 相談内容(介護保険非認定者)(重複回答)

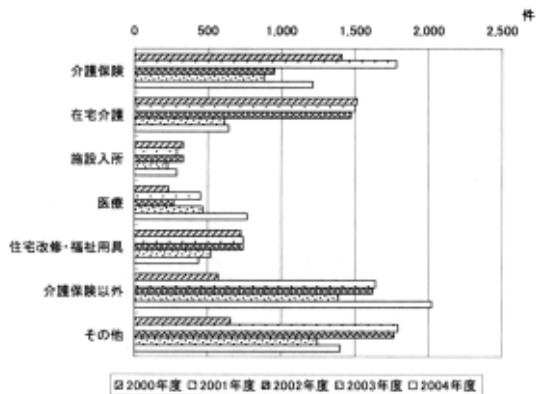


図9-c. 相談内容(重複回答)

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
介護保険認定者	1.1	1.4	1.1	-	-
介護保険非認定者	1.5	1.9	1.2	-	-
合計	1.2	1.7	1.1	1.3	1.8

表1. 1回の相談における相談内容件数の平均

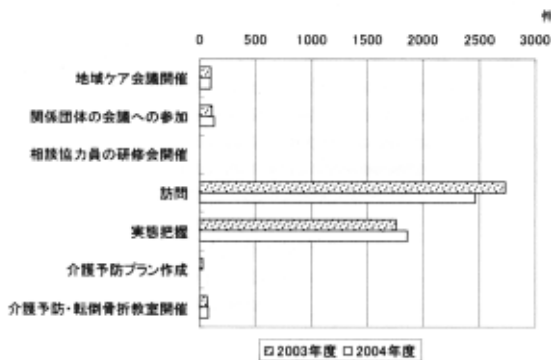


図10. 在宅介護支援センターの活動状況

報の収集活動に相当するが、盛んに行われている。相談協力員の研修会開催は年3回から9回へと増えてはいるが、外部へ向けた活動に比べて充実していない。介護予防プラン作成は処遇情報に関わる活動で、年33回から13回と減少している。また、介護予防・転倒骨折教室の開催は、生活ネットワーク情報の提供に位置づけることができ、これも年70~80回程度であり、積極的に活動が行われているといえよう。

福祉情報には、(1)情報の必要性が強い人ほど活用に困難を伴う、(2)公的機関やサービス提供機関に情報が偏在しがちで、情報を求めている人に必要な情報が届きにくい、(3)個別処遇を原則とする福祉サービスを提供するためには、個人情報の開示が不可欠となる、(4)福祉サービスでは、一人の利用者に複数のサービス提供機関が関与することが多く、やむをえず開示された個人情報をいかに保護するかが大きな課題である、という4つの特質があげられる(生田, 2002, pp.17-18)。福祉情報に関わる場合は、このような特質を念頭において活動しなければならず、情報バリアの視点からは、特質の(1)(2)が大きく影響する。公的機関やサービス提供機関には、当事者や関係者の福祉情報の入手をいかに保障し支援するかということに責任と義務があり、この行使が情報バリアフリーへとつながってゆく。

福祉情報の提供と開示について、「個人」と「社会」を対極とする横軸と「提供」と「開示」を対極とする縦軸からなる枠組みを考えると、図11のように整理される(生田, 2002, p. 25)。第 象限の開示は、一定の目的のためになされるが、第 象限は常に対応すべき活動であり、福祉情報の特質の(1)(2)による情報バリアに対処するためにも重要な活動分野である。第 象限を支える活動の中心はPR (public relations) 活動であり、第 象限を支える活動の中心は人間関係 (human relations) である。ともに利用者と提供者の理解と信頼のもとに成り立つ。

在宅支援センターの活動では、「相談」や「訪問」が第 象限、「介護予防・転倒骨折教室」が第 象限にあたる。第 象限については、活動の内容によって成果が問われることになるが、第 象限については、熱心な文献・資料情報の収集が行われているにも関わらず、得られた情報を積極的に提供する姿勢がうかがえない。第 象限にとどまらず、第 象限の活動を活発化して、利用者の不安を日頃から取り除く配慮も必

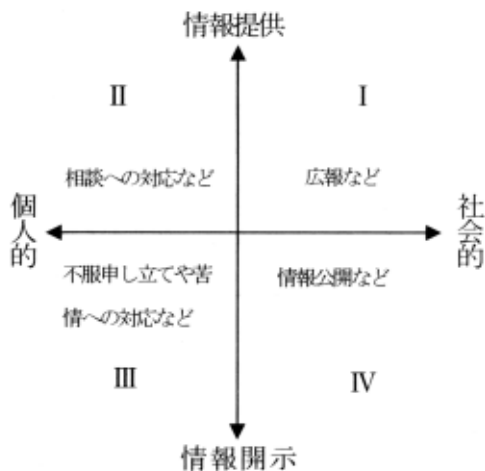


図11. 福祉情報の提供と開示  
(出典: 生田, 2002, p.25, 図1-2)

要である。利用者の立場によってニーズ情報の傾向がみられ、また複雑化していることを考えると、ニーズ情報の分析を行った上で、第 象限のPR活動を積極的に進めれば、有効な情報提供につながるであろう。なお、公的機関による情報提供は、「e-Japan 戦略」のもとで行政の情報化が進む中で行われており、高齢者のデジタルデバイドに配慮した活動が望まれる。

#### 4.2 福祉施設における情報化の動向

福祉情報の提供の場として、各福祉施設があげられる。図12-aから図12-cは、岩井ら(岩井他, 2005)が2004年5月~6月にかけて実施した静岡県内の福祉施設を対象<sup>14</sup>に情報化の動向をアンケート調査した結果である。

現状は、図12-aが示すように、定型的な業務処理が主たるコンピュータ活用となっている。図12-bおよび図12-cからは、「e-Japan 戦略」の行政の情報化によって必然的に求められるインターネットの活用が必要視されてきているが、依然として定型的な業務処理に重点が置かれていることがわかる。前節であげた福祉情報の特質である個人情報に関わる(3)と(4)を考えると、データベース作成のみならずデータベース管理の能力が大いに求められるが、24%という値は福祉情報を扱っているという意識の欠如という他はない。また、特質の(1)(2)を考えると、積極的な情報提供は欠かせない能力であるにもかかわらず、プレゼンテーションに対する認識が非常に低く、ここでも福祉情報に対する意識がほとんど見られない。現状では福祉

施設で扱われている情報は、福祉情報に至っていないといっても過言ではないだろう。

この調査対象の74%が高齢者を対象とする福祉施設であり、この調査データから、福祉施設では高齢者の情報バリアに対する配慮が希薄であることが分かる。前節で触れたように、高齢者の情報バリアに効果的な活動は、第 象限の活動といえる。第 象限の活動は日常業務の中で人間関係として実行されるが、第 象限のPR活動は強い意識をもって臨まねばならない。福祉施設の情報化は、福祉情報の情報化であることを踏まえて、特有な情報化を推進することが必要であろう。

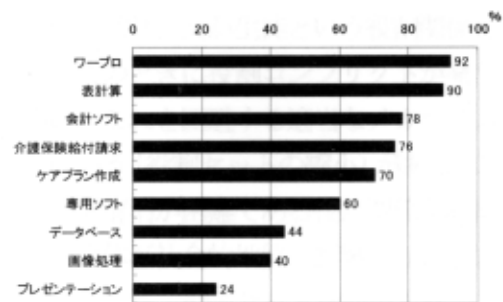


図12-a. 利用ソフト

(出典: 岩井他, 2005, p.36図11)

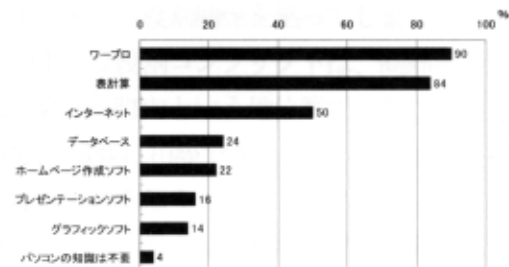


図12-b. 今後必要とされるスキル

(出典: 岩井他, 2005, p.36図13)

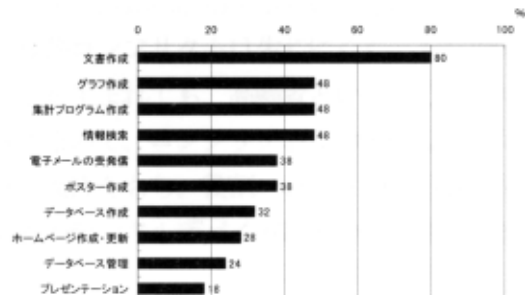


図12-c. 情報処理能力の必要性

(出典: 岩井他, 2005, p.36図14)

## 5. プレゼンテーションの必要性 - おわりにかえて

2章で述べたように、日本ではユビキタスネットワーク社会を目指してICT化が推進されはじめた。ユビキタスネットワーク社会の姿<sup>15</sup>は、高齢者も情報バリアを感じることなく暮らせる社会を描いているが、現状は高齢者にとって情報バリアは超えがたい状況といえる。総務省は「競争政策・振興政策・技術政策等を積極的に推進した結果、『e-Japan戦略』のインフラ整備目標を予定より早く実現。特に、ブロードバンドは世界一の安さ・速さを誇り、1,619万の実加入(2004年6月)を達成する等、世界最先端レベルのインフラ環境を実現。(総務省, 2004)」という見解を示すが、高齢者に限らず、実感しうる人はどれほどいるだろうか。まして高齢者は、ICT化が推進される中、蚊帳の外から見のように、変わり行く社会を実感せぬまま、そして時には不安を抱えて見ているのが実情であろう。

しかし、(財)日本チャリティ協会「バリアフリーパトロール隊による高齢者の快適なデイリー・ライフの調査研究報告書」(2000年)によると、40歳以上の会員で構成されたボランティア団体の会員513人のうち、インターネットや電子メールに興味がある人(「非常に興味がある」と「やや興味がある」の合計)の割合は、60~74歳では5割強、75歳以上では4割に達し、気軽に相談できる人がいたらインターネットを利用してみたいとの希望も同程度に達している。このように、ボランティア活動をしている高齢者は、インターネットや電子メールに関心を寄せており(経済企画庁, 2000)、デジタルデバイドを積極的に取り除こうとする兆しもある。

このような関心にも関わらず、格差の減少に繋がらないのはなぜだろうか。高齢者が情報機器や情報システムを使いこなすための利用技術や知識(情報リテラシー)を得るための機会は各自治体も提供し、パソコンボランティアの活動も全国で活発に行われており、高齢者のインターネットの利用率の15.3%(携帯は10.4%)という上昇率(図1参照)は、この成果と考えられよう。しかし、ボランティア活動をしている高齢者の半数近くがインターネットに関心をもっているという事実からは程遠い成果である。この一因は、先の調査で「気軽に相談できる人がいたら」というコメントに示されている。これは、マートン(R.K.Merton)によって示された概念である役割コンフリクトによっ

て説明できよう。

マートンは、役割を社会システムのシステム・ユニットとするリントン(R.Linton)の考えを継承し、それをさらに進めて、個人の占める社会的地位のすべて(制度的領域を異にするにつれて異なる地位)を地位群(status-set)、各地位に結びつく関連する一連の役割の全てを役割群(rule-set)と定義し、個人が複数の役割をになうために発生するコンフリクトを役割コンフリクトと呼んで、これを緩和するためのメカニズムを6つあげる。(Merton, 1957, pp.334-336)

さて、一般にいわゆる高い地位にある高齢者は、情報リテラシーを得るために、自分よりいわゆる地位の低い若年者に教えてもらうことになる。たとえば家族では、父としての地位にいる高齢者は子供に対して父としての役割関係をもつが、子供に教えてもらうとなると、子供が教師、父が生徒という役割関係をもつようになる。このときに役割コンフリクトが発生する可能性が高い。これを回避する適当なメカニズムとしてマートンのいう「役割セットの縮小」がある。これは、コンフリクト解消が困難である役割関係を断絶しても役割セット全体が社会的地位に影響しないときに、その役割関係を絶ち、役割セットを縮小することでコンフリクトの解消を図るというメカニズムである(Merton, 1957, pp.334-344)。すなわち、子供が教師、父が生徒という役割関係を絶ってしまうことになる。このような役割コンフリクトは、高齢者という属性から、会社や町内という地位群でも起こりうる。したがって、「気軽に相談できる人がいたら」というコメントになるのであろう。

そこで、このような役割コンフリクトが生じにくい情報バリアフリーを目指す活動がある。高齢者による当事者の活動として展開するシニアネットである。情報リテラシーを習得した高齢者が、習得した技術をボランティア活動に活用するというものである。ここでは、役割コンフリクトは生じにくく、もし役割コンフリクトが生まれても、高齢者という同じ社会的地位を占有するので、コンフリクト下の困難な状況に対して理解と支持をもち、役割コンフリクトが緩和される。高齢者のデジタルデバイドに大いに期待される活動である。

しかし、このような活動がどこでどのように行われているか、という情報が得られなければ、問題の解決にはならない。情報社会は多種多様な情報を誰でも迅



速に入手可能な状態であるが、反面、情報過多による弊害も生まれている。また、ドッグイヤーの速さで進む情報化によって、新たな問題や従来の問題の変形として多くの問題が生まれ、とりわけインターネットによる情報の氾濫によって引き起こされる問題は後をたたない。そこで、有益な情報と無益な情報を見分ける判断能力の向上が重要となってくる。

従来、一般の市民生活では、さまざまな情報源から得られた情報を、慣習や生活様式に合わせて取捨選択してくれるスクリーニングシステムが存在した。渡辺は、現代の高齢者の従来のスクリーニングとして「先輩」や「官公機関」をあげる(渡辺, 1990, p.111)。社会システムは社会制御の基本過程として社会化<sup>16</sup>(socialization)を行うが、従来は、社会化のエージェント(社会化を促進する側)という個人のフィルター(スクリーニング)を通して、社会化される者にインプットされることが多かった。したがって、情報源が限定されているので、そのレベルで情報のコントロールが行われ、社会化される者の混乱は少なかった(中山他, 1987, pp. 89-90)。ところが、現代では情報が氾濫し、情報内容間のコンフリクトだけでなく、エージェント側のコンフリクトが重層的に発生し、社会化過程にまでコンフリクトが及ぶことになり、従来のスクリーニングシステムは作用しなくなってしまう<sup>17</sup>。

そこで、従来のスクリーニングシステムに変わるものが求められる。その一つとして、図11の第象限にあたるプレゼンテーションを提案する。高齢者の社会化は、本来、第象限の人間関係に求めるべきであるが、社会性や情報のスクリーニングという視点からは、対象となる情報に精通した人が、単に情報を提供するのではなく、強い意志や意図をもって行うプレゼンテーションに期待するところが大きい。

とくに、福祉情報は偏在してはならず、平等にその真意を誰もが正しく理解するように伝達することが求められる。プレゼンテーションは相手の心に共感を与え、心をとらえるための技法である。地域に密着した形でプレゼンテーションを行えば、スクリーニングシステムとしてばかりでなく、地域の中に共感や感動が生まれこともある。残念なことに、本稿でみてきたように、福祉の分野ではプレゼンテーションへの認識が低い。配慮として情報を伝達するのではなく、有用な情報を確実に伝達するという強い意思をもてば、必然的にプレゼンテーションを行うようになるであろう。

急速に高齢化が進むが、デジタルデバインドについては、現在の40代ではほとんど格差がなく、新たな技術の革新がなければ、年齢によるデジタルデバインドはなくなるだろう。しかし、高齢化とともに進む「独居」の傾向は、高齢者の社会性を失わせる要因である。したがって、第象限に位置するプレゼンテーションは、社会性という視点からも、将来に向けて、デジタルデバインドを超えて、情報バリアフリーを担うといえよう。

#### 【注】

1. "Falling Through the Net :A Survey of the "Have Nots" in Rural and Urban America" the Commerce Department's National Telecommunications and Information Administration ("NTIA")が情報通信の活用状況を地域、収入、人種、年齢から調査研究した報告書(1995年7月)(<http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/fallingthru.html>, 2005.9.13)
2. <http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/fttn99/exec-summary.html> (2005.9.14)
3. 第8条「高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差が、高度情報通信ネットワーク社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることにかんがみ、その是正が積極的に図られなければならない。」
4. (i)世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成、(ii)教育及び学習の振興並びに人材の育成、(iii)電子商取引等の促進、(iv)行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進、(v)高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保
5. 次の2点について明記する。1. 地理的情報格差の是正(地理的な制約による情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差が生じないよう、過疎地、離島等の条件不利地域において、情報通信基盤の整備や情報通信技術を活用した公共サービスの充実等を推進する。)2. 年齢・身体的な条件の克服(年齢、身体的な条件により情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差が生じないよう、高齢者や障害者等に配慮した情報提供等のバリアフリー化や情報通信関連機器・システム等の開発を推進する。)
6. これまでの取り組みにより整備が進んできたIT基盤を活用し、「社会全体が元気で、安心して生活で

き、新たな感動を享受できる、これまで以上に便利な社会」を実現するという観点から、特に国民にとって身近で重要な7つの分野 - 医療、食、生活、中小企業金融、知、就労・労働、行政サービス - における先導的取り組みを新たに推進すること

7. ユビキタスネットワーク技術を活用し、いつでも、どこでも、何でも、誰でもがネットワークにつながる社会像をいう。なお、ユビキタスという言葉は「いたるところに遍在する」という意味のラテン語に由来し、ユビキタスネットワークは「いつでも、どこでも、誰でも、何でもアクセスが可能」なネットワーク環境を指す。(『平成17年度情報通信白書』の用語解説を参考)
8. ユビキタスネット社会では、「誰でも何でも簡単にネットに接続することにより多様で自由かつ便利な『コミュニケーション』が実現するという点が最も重要な概念」であり、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するために、「u-Japan構想」ではIT (Information Technology) に代わり、ICT (Information & Communications Technology) の語を使用する。
9. 平成16年度末における携帯電話契約数は8,700万、携帯インターネット契約数は7,515万で、携帯電話契約数に占める割合は86.4%に達し、携帯インターネット対応比率についての国際比較では、我が国が94.1%と最も高く、次いで韓国89.0%、米国33.5%で、日本と韓国の携帯インターネット比率が他の国と比べて突出して高くなっている(総務省(2005)pp.85-86)。携帯インターネットは、「いつでも」「どこでも」という携帯の特性とワンクリックという「簡単な」操作性から、ユビキタスネットワーク社会の視点からもインターネット利用の大きな要因と考えられる。
10. 20代と30代の平均値をとった。
11. 総務省(2005)p.116図表 およびp.118図表 の各属性のデータに基づき作成
12. プラスの数値が大きい属性ほど、インターネット利用にプラスに影響し、マイナス数値が大きい属性ほど、インターネット利用にマイナスに影響することを示し、絶対値が大きいほど影響度が高い。
13. 2003年以降は介護保険認定者の相談件数が少ないためか、認定、非認定の区別のないデータとなっている。

#### 14. アンケート送付・回収状況

施設の種類	送付数	回収数	回収率
老人福祉施設	67	33	49.3%
老人保健施設	7	4	57.1%
児童福祉施設	18	8	44.4%
身体障害者福祉施設	7	4	57.1%
医療施設	1	1	100.0%
計	100	50	308.0%

15. [http://www.soumu.go.jp/menu\\_02/ict/u-japan/j\\_r-menu\\_u.html](http://www.soumu.go.jp/menu_02/ict/u-japan/j_r-menu_u.html)を参照
16. 社会システムの中で個人が、そのメンバーとしての役割を果たすために必要な諸資質を相互行為を通して獲得すること(中山他, 1987, p. 89)
17. 新しい時代を担う人々については、多元的な情報の存在を認知し、その処理法を見につけることが、社会化の課題となる(中山他, 1987, p. 90)

#### 【参考文献および引用文献】

1. 梅棹忠夫(1989)『情報論ノート』中央公論社
2. 加藤あけみ(2001)「情報化を超えて - 人と技術の共生」『人間総合科学』創刊号, 人間総合科学大学, pp.67-78
3. 加藤あけみ(2003)「IT社会 - 技術的進歩の視点から」『人間総合科学』第5号, pp.3-36
4. 田坂広志(1993)「21世紀の知の潮流『生命論パラダイム』」『生命論パラダイムの時代』ダイヤモンド社, pp.1-63
5. 増田米二(1986)『原典情報社会 - 機会開発者の時代へ』TBSブリタニカ
6. 今川拓郎(2002)「デジタルデバイドの実証分析～アナログデバイドからデジタルデバイドへ～」OSIPP Discussion Paper:DP-2002-J-015
7. NTIA(National Telecommunications and Information Administration) (1999), “Falling Through the Net: Defining the Digital Divide” U.S. Department of Commerce (<http://www.ntia.doc.gov/ntiahome/fttn99/contents.html>, 2005.9.14)
8. 外務省(2000)「グローバルな情報社会に関する沖縄憲章(仮訳)」([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/ko\\_2000/documents/it1.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/ko_2000/documents/it1.html), 2005.9.14)
9. D.G.Johnson(2001)“Computer Ethics” Prentice Hall(水谷雅彦他監訳(2002)『コンピュータ倫理』オーム社)
10. 「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」

- (<http://www.kantei.go.jp/jp/it/kihonhou/honbun.html>, 2005.9.15)
11. 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部  
(2001-1)「e-Japan戦略」  
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/ketei/010122honbun.html>, 2005.9.15)
  12. 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部  
(2001-2)「e-Japan重点計画」  
(<http://www.kantei.go.jp/singi/it2/kettei/010329honbun.html>, 2005.9.15)
  13. 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部  
(2003-7)「e-Japan戦略」  
(<http://www.kantei.go.jp/singi/it2/kettei/030702ejapan.pdf>, 2005.9.15)
  14. 総務省(2004)「平成17年度 ICT政策大綱」  
([http://www.soumu.go.jp/snews/2004/040827\\_7.html#1](http://www.soumu.go.jp/snews/2004/040827_7.html#1), 2005.9.15)
  15. 総務省(2005)『平成17年度情報通信白書』
  16. 国立社会保障・人口問題研究所(2005)『日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)』(平成17年8月推計)について」(<http://www.ipss.go.jp/>, 2005.9.15)
  17. 総務省統計局(2003)「65歳以上人口は過去最高の2431万人」『統計トピックス』No.5  
(<http://www.stat.go.jp/data/topics/topics051.htm>, 2005.9.15)
  18. 生田正幸(2002)『社会福祉情報論アプローチ』ミネルヴァ書房
  19. 岩井宏他(2005)「福祉施設における情報化と情報戦略」『静岡福祉大学紀要』第1号, 静岡福祉大学 pp.33-39
  20. R.K.Merton(1957)“Social Theory and Social Structure” Free Press”(森 東吾他訳(1962)『社会理論と社会構造』みすず書房)
  21. 経済企画庁(2000)『平成12年度国民生活白書』
  22. 中山慶子他(1987)『社会史システムと人間』福村出版
  23. 渡辺慶子(1990)「焼津市高齢化対策報告書」『焼津市高齢化対策基本計画 - とともに生きる豊かな長寿社会をめざして』焼津市, pp.98-117

## 老人福祉施設の施設区分の違いにおける情報化の現状と課題

岩井 宏・平井 利明

The Present Conditions of Computerization and Problems in Aged Health Care and Welfare Facilities According to their Classification

Hiroshi IWAI, Toshiaki HIRAI

### Abstract

情報社会にあって、福祉施設の情報化も進展し、それに伴い情報化を推進するにあたり人、物、金が一般企業と同様の問題となりつつある。人にとっては基本的なアプリケーションソフトウェアを利用できる人材が当然の資質となり、これにデータベースソフトの利用・活用、さらに該当ソフトウェアを利用した簡単な設計ができる人材、セキュリティに対処できる人材等が求められるようになってきている。物にあってはパソコンの整備とともにLANの整備、各種の処理ソフトウェアの整備が確実に進展している。金にあっては投資に対する効果と物に対する維持・管理に関する面である。本論は、静岡県の老人福祉施設における過去3年間の調査結果と老人福祉施設の区分をもとに、施設がかかえる情報化の問題をとらえたものである。

### 1. はじめに

高度情報化社会から情報社会に入り、ある分野では急速に進化しコンピュータなくしては社会の基盤が成立しなくなっている。一方、社会福祉施設関連の業種・業態によってはコンピュータと無縁でほとんど変わることなく社会基盤を保っているところもある。しかし無縁とはいいながら、なんらの形でコンピュータに関わらざるを得ない環境になりつつあることも確かである。利用者を介護したり、介助したり、便宜供与を図ることを目的とした社会福祉施設などであってもコンピュータが介護者、被介護者、介助者、利用者、施設管理者などを間接的にさまざまな面で支援しているのである。

本報告は、平成15年度から毎年<sup>1)2)</sup>、社会福祉施設に協力を得て行ってきた施設における情報の進展において、老人福祉施設での施設区分の違いにおける情報の利用に関する調査結果を提示するとともに、時代時代における社会福祉施設が学校教育に要求しているものを見極め提示するものである。

### 2. 調査

社会福祉施設(以降「施設」と記述)には老人福祉法第20条などで定められた施設があり、入所施設、通所施設、利用施設の区別(『国民の福祉の動向』(財)厚生統計調査会<sup>3)</sup>)がある。本調査はこれらの施設のうち静岡県内に設置している老人福祉施設467施設を対象にアンケート調査を行った。送付先の施設の種類の、送付数、回収数を表1に示す。調査期間は平成17年5月20日～6月30日である。入所施設において、利用施設も併設しているところも多いが、その場合には入所施設を送付の対象とした。アンケートの回収は232通であり、回収率は49.7%であった。施設区分が入所施設か利用施設かによりアンケート回収率に大きな差があ

表1 区分別アンケート送付数・回収数

施設の種類の	施設区分	送付数	回収数
養護老人ホーム	入所	26	19
特別養護老人ホーム	入所	126	77
軽費老人ホーム	入所	25	14
有料老人ホーム	入所	26	10
老人福祉センター	利用	53	23
老人デイサービスセンター	利用	150	65
在宅介護支援センター	利用	61	24
合計		467	232

る。入所施設のアンケート回収率は、59.1%に対し、利用施設は42.4%である。

### 3. 調査結果

#### 3.1 入所施設としての老人福祉施設の利用者定員

図1に調査を行った入所施設としての老人福祉施設の定員状況を示す。利用施設の場合、固定した定員数はないため施設の利用者定員としての集計は行うことができなかった。入所施設の施設定員1～50名が50%、51～100名までが42%、101名以上が8%である。

#### 3.2 パソコンの利用状況

図2は、コンピュータの保有状況を示したものである。入所施設については事務用、利用者管理用ともに規模の違いがあるが、入所施設でのコンピュータ利用率は100%であったが、利用施設では3つの施設においてパソコンを利用していない施設があった。入所施設でのコンピュータの導入台数は平均10台程度であり、利用施設では平均4台程度であった。また利用者専用コンピュータを用意している施設は、入所施設、利用施設ともに10施設しかなく、1、2台であった。

図3は、コンピュータの利用者の状況であるが、入所施設では、ケアマネージャ、相談員の利用が多く、利用者管理などに多く使われていると考えられる。

図4にコンピュータの導入時期を示すが、入所施設の方がコンピュータの導入時期が早い。平成12年に介護保険法が施行されており、利用施設はこれに合わせて導入している施設が多いように見受けられる。

#### 3.3 利用環境

インターネットへの接続状況は、入所施設においては94.2%、利用施設においては77.7%であった。図5はインターネットへ接続環境をもつ施設のインターネットの接続回線を示したものである。調査対象は年度によって違いはあるが、調査を行った期間の調査年がたつにつれインターネット接続はブロードバンド化が進

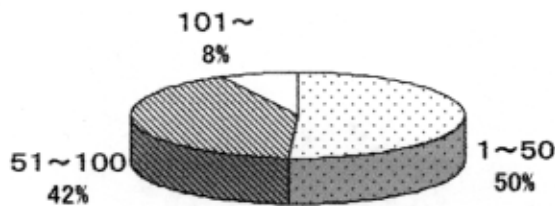


図1 入所施設の規模

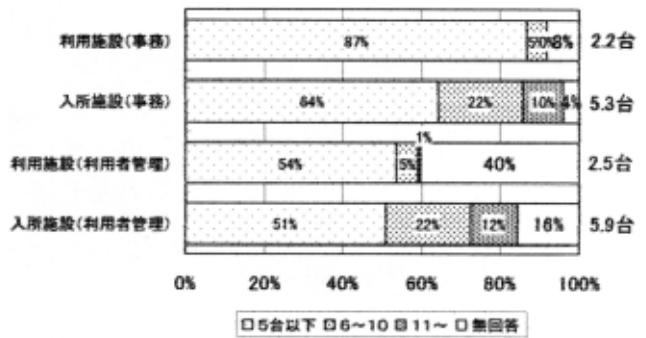


図2 コンピュータの保有状況

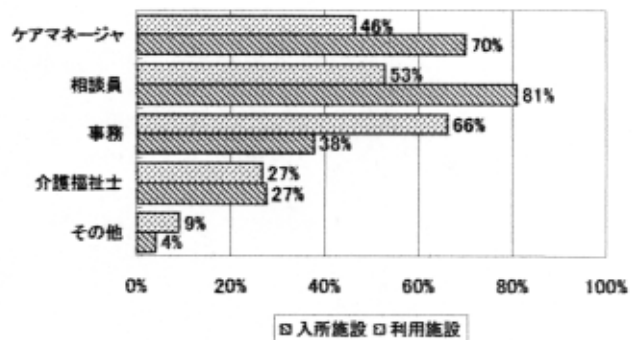


図3 パソコンの利用者状況

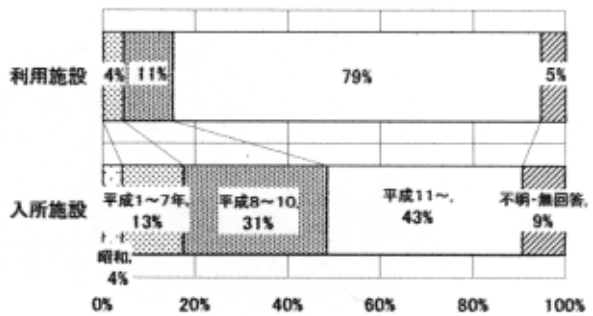


図4 コンピュータ導入時期

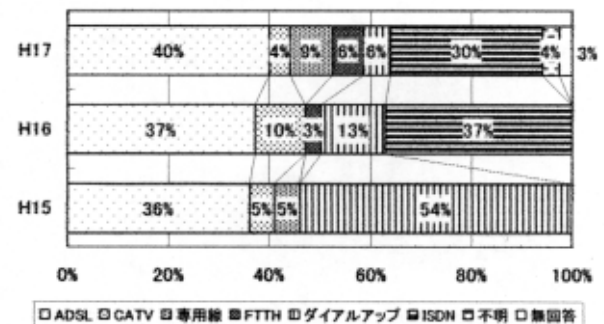


図5 インターネットの接続回線

んでいることがわかる。平成16年の調査においてダイヤルアップ接続から、ADSLに変更となった施設も2施設あった。

図6は施設内のLAN環境の整備の有無を示している。LAN環境を整備していると答えた入所施設においてLANからインターネットへ接続できる環境を整えているのが76.8%、利用施設では81.8%である。LANからインターネットへ接続できる環境の内72%はブロードバンドである。

図7は、施設におけるホームページの有無を示したのものである。コンピュータの利用が多い入所施設の方が、若干ホームページを掲載しているところが多いが、未だ40%弱である。

### 3.4 コンピュータの利用内容

図8は、インターネットに接続できる施設における電子メールの利用状況である。入所施設、利用施設共に他施設との情報交換に主に利用しているが、内部の情報交換にはほとんど使用されていない。

図9は、現在施設で利用しているソフトウェアの利用状況である。どの施設においても、ワープロと表計算ソフトウェアを利用しており、施設においてもリテラシ能力が必要であることがわかる。また、介護保険に関するソフトの利用率が高い。施設が現在導入しているソフトウェアおよび今後導入したいソフトウェアを表2に示す。現在施設において導入しているソフトウェア、今後導入したいソフトウェアともに人材や、利用者の管理、介護保険の請求のためのデータ管理を目的とするものがほとんどであり、やはり介護給付費の請求処理や介護計画サービス作成等のためにコンピュータを利用していることが解る。

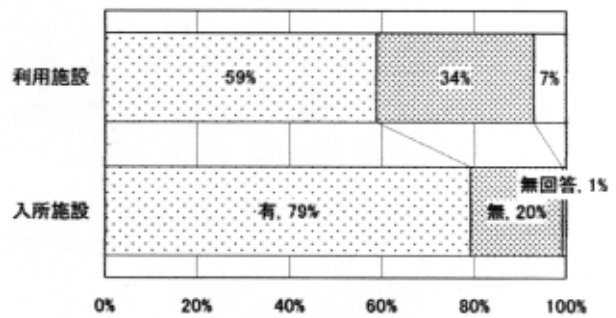


図6 LAN環境の有無

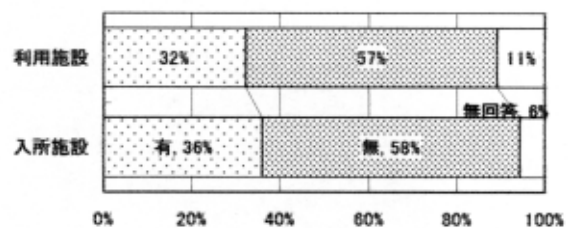


図7 ホームページ開設状況

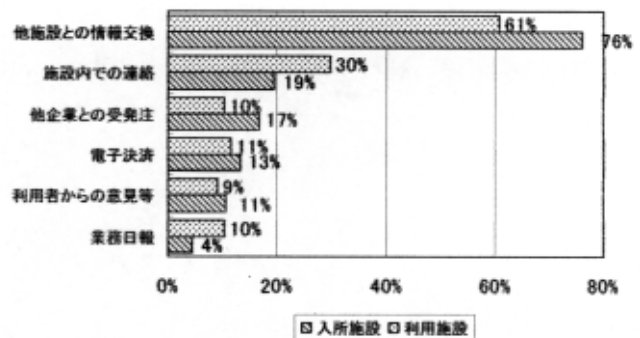


図8 電子メールの利用

表2 導入ソフトウェア

	入所施設	利用施設
現在導入しているソフト	ほのほのシリーズ 絆 寿 ワイズマン WINCARE ケアマネ Wel	寿 ワイズマン WINCARE
導入を検討しているソフト	勤務管理ソフト 人事管理ソフト 利用者管理ソフト データベースソフト	ケアプラン作成ソフト 利用者管理ソフト

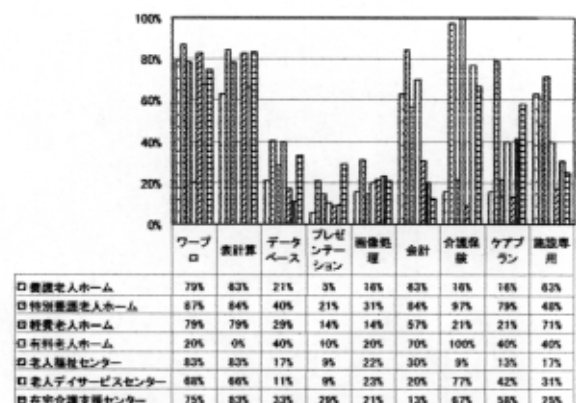


図9 利用ソフト

図10は、施設の職員にとって必要と思われる情報に関する知識・技術の状況である。図9の結果と相合させると、現在利用しているワープロと表計算ソフトが使えることは当然の技術であるが、現在はまだまだ多くの施設が利用していないが、これからデータベースソフトが使えることが必要とされつつあることがわかる。これはデータベースソフトを活用して利用者のデータの共有化をはかることを目的とする施設が多くなっているためであり、導入したいソフトウェアからも理解することができる。

図11は、ソフトウェアが使える上でプラスアルファとして必要とされる能力である。昨年と同様に、ワープロソフトが使えるだけでなく、文書作成能力も必要とされている。

図12は、施設におけるコンピュータ導入の課題を示したものである。個人情報保護法の施行の関係もあり、セキュリティに関する問題が今年の調査に比べても16%ほど多くなっている。また入所施設の方が利用施設に比べコンピュータの利用率が高く、そのため活用能力不足や人材不足なども利用施設よりも高い数値を示し、課題となっていることがわかる。

図13は、中小企業でのIT導入における問題点を示したものである<sup>4)</sup>。図12の施設におけるコンピュータ導入にあたっての課題と中小企業での導入の問題点の両者の上位の問題点はほぼ一致している。このことから施設における情報化の現状は、課題に焦点をあててみるならば中小企業と同レベルにまであがってきていると判断できる。

図14は、図12で提示した「コンピュータ導入にあたっての課題」における「人材不足」の中で、どのような人材が不足しているのかを示したものである。施設

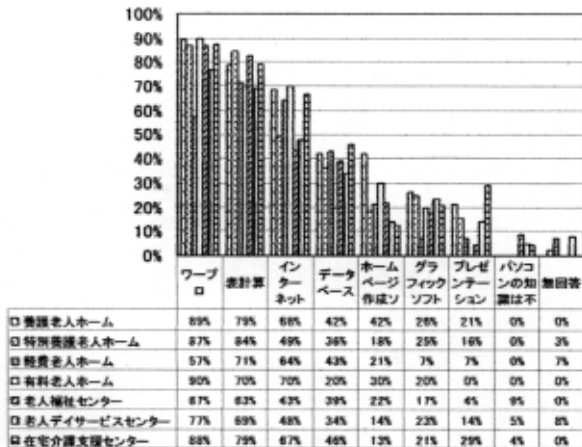


図10 必要と思われる技術

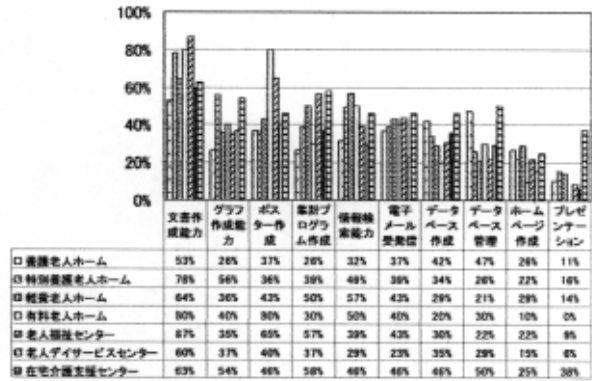


図11 情報処理能力の必要性

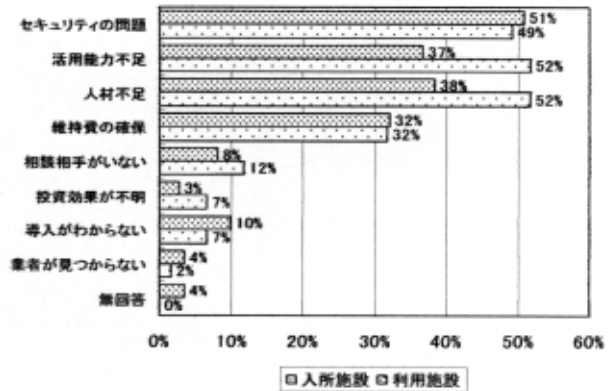
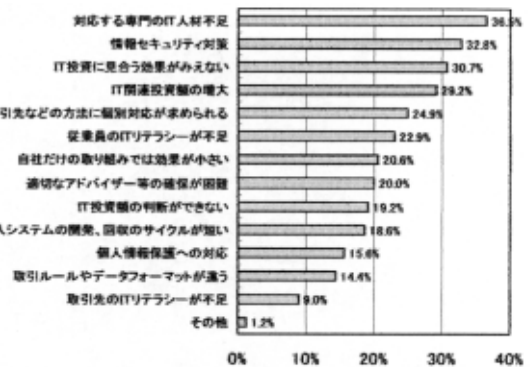


図12 コンピュータ導入にあたっての課題



三菱総合研究所「中小企業におけるIT活用に関する実態調査報告書」平成15年12月より加工

図13 中小企業でのIT導入における問題点

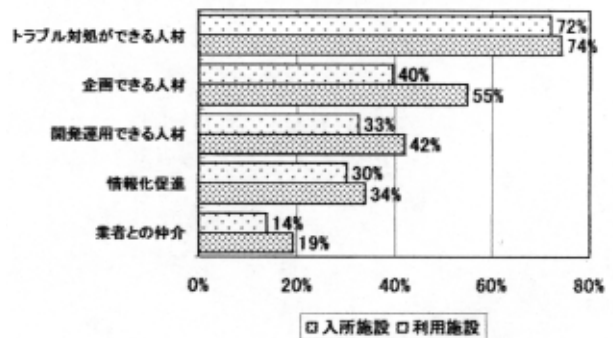


図14 情報化推進のために不足している人材

のみならずコンピュータを利用している企業・団体等においても人材不足の要素で問題として挙げている「トラブルに対処ができる人材」が不足しているが特に高い。福祉施設においても、ワープロや表計算などのソフトウェアが使えることが当たり前になっており、これになおかつトラブル対処ができる人材を含めたシステム運用ができる人材を求めている。

今回調査した施設の中には、法人内にコンピュータ部門を設置し、施設内のコンピュータを全て管理している施設もあったが、その施設においてもすぐにトラブル対処ができないという問題が残っているという状況であった。

#### 4. まとめ

平成15年度より老人福祉施設の調査を行い、本年度は、静岡県内のほとんどの老人福祉施設における調査を行った、その結果入所施設と利用施設において現在のコンピュータの利用状況などに多少の差があったが、情報処理における課題等の傾向は同様であった。よって情報処理の現状および課題、今後の展望について以下のような点をあげることができる。

- ・3年間の調査結果とともにワープロ、表計算ソフトなどの基本的なアプリケーションソフトウェアの利用・活用ができることが必須となっている。
- ・利用者管理を行う上で、データベースソフトの利用・活用、さらに該当ソフトウェアを利用した簡単な設計ができる人材が求められるようになってきている。
- ・施設において現在特に問題となっているのは、昨年と同様にアプリケーションソフトの利用・活用のできる人材よりも施設内にコンピュータの運用・管理ができる人材である。
- ・施設の情報化の問題点としてセキュリティ、人材不足(活用能力不足)、維持費がある。情報化推進にあたって顕著な問題は「人」と「金」である。

#### 参考文献

- 1)平井利明、船城秀樹「介護福祉施設における情報化の現状と介護福祉学科における情報教育」静岡精華短期大学紀要 2003
- 2)平井利明、岩井宏、横溝一浩「老人福祉施設における情報化の現状と課題」オフィスオートメーション学会 第49回全国大会予稿集

3)『国民の福祉の動向』(財)厚生統計調査会2003、331:335)

4)三井総合研究所「中小企業におけるIT利活用に関する調査報告書」平成15年12月 [http://www.chusho.meti.go.jp/it/download/it\\_katuyou\\_chosa.pdf](http://www.chusho.meti.go.jp/it/download/it_katuyou_chosa.pdf) (2005.0905)



## ノートテイク(要約筆記)支援ソフトの設計と活用

太田 晴康

Assistive Application Software of Notetaking for Students Who Are Deaf and Hard of Hearing

Haruyasu OTA

要旨：聴覚障害生徒，学生を対象とする文字による情報提供に際しては，手書きによるノートテイク，市販のノートパソコンを活用したパソコンノートテイク，速記方式によるシステム，音声認識ソフトの活用など，さまざまな方法が並行して用いられている．筆者は市販のノートパソコンを活用したパソコンノートテイク活動を支援するアプリケーションソフトウェアを設計した．迅速な文字表示，入力者がルビを振る際の操作の軽減，手書き文字の送信等，従来のアプリケーションソフトウェアにはなかった諸機能の特徴とする同ソフトの設計意図及び概要について報告する．

Key Words：聴覚障害，要約筆記，ノートテイク，情報コミュニケーション支援，ソフトウェア

### 1. はじめに

本ソフトウェアの設計理念は「障害を持つ持たないにかかわらず，誰もが社会参加できる社会の実現」にある．その理念を実現するための具体的な目標は，教育分野におけるIT（情報技術）を活用した講義保障，すなわち障害があるというだけで情報弱者とならざるをえない状況の改善にある．いうまでもなく，国民の教育を受ける権利は憲法第26条，教育基本法第3条で保障され，障害者基本法第14条は，教育分野における国及び地方公共団体の責任を明記する．

注：「第二十六条 すべて国民は，法律の定めるところにより，その能力に応じて，ひとしく教育を受ける権利を有する．

2 すべて国民は，法律の定めるところにより，その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ．義務教育は，これを無償とする．」（「日本国憲法」），「第三条（教育の機会均等） すべて国民は，ひとしく，その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつ

て，人種，信条，性別，社会的身分，経済的地位又は門地によって，教育上差別されない．」（「教育基本法」），「第十四条 国及び地方公共団体は，障害者が，その年齢，能力及び障害の状態に応じ，十分な教育が受けられるようにするため，教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない．

2 国及び地方公共団体は，障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない．

3 国及び地方公共団体は，障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて，その相互理解を促進しなければならない．」（「障害者基本法」）

すでに米国では教育機関における障害者支援体制の構築がいわば当たり前とされている．たとえば，カリフォルニア州立大学ロサンゼルス校は，インターネットを通じ，同校の障害学生支援室の理念及び使命は，

「障害学生の自立を励ますことにあり、彼ら自身が学問上の潜在能力について自覚できるような支援を実施するとともに、物理的なバリアや学習プログラム、人々の態度に現れるバリアを取り除くことにある」と宣言する。また、米オレゴン大学は、教育の機会均等を目ざす教育機関としての姿勢を広く世界に向けて発信し、障害学生向けの諸サービスはもちろん、教職員向けのガイドブックさえも情報開示しているのである。また、「障害をもつアメリカ人法」及び「リハビリテーション法第504条」に基づき、サービス及び運営体制を整備している点についても言及する。

一方、我が国では、障害をもつ学生の自助努力に期待する、あるいはややもすれば支援するための環境の整備に必要な負担増について懸念する学校関係者もいる。しかし、障害を持つ持たないにかかわらず全ての意欲ある学生に対して、門戸を開く姿勢こそが教育機関に課せられた社会的使命であろう。

さて現代は情報社会と呼ばれる。情報すなわち「流通する知識」を何らかの理由、とりわけ医学的生理的な制約ゆえに入手できない情報弱者への支援対策が必要とされる。すでに、視覚障害、聴覚障害など、健常者とのコミュニケーションにおいて不自由な状況が生じる障害者を対象に、手話通訳、要約筆記、点訳、音訳、盲ろう通訳などの社会福祉サービスが設けられているが、講義保障を目的とする支援策は施策化されていない。障害によりもたらされる社会的不利を解消する手だては各教育機関の裁量に任されている。障害者基本法を絵に描いた餅に終わらせないためにも、1人の障害者が学童期から成人期、高齢期に至るまで、そのライフステージを通じて社会福祉サービスを利用する仕組みが公的に保障されねばならない。

## 2. ノートテイクの課題

近年、成人の聴覚障害者のみならず、難聴言語学級やろう学校に在籍する聴覚障害生徒及び高等教育機関に在籍する聴覚障害学生を対象とするコミュニケーション支援活動が広がっている。とりわけ、高等教育機関において聴覚障害学生を対象とした、ノートテイクによる支援活動が増加している。

注：文字通りのノートテイクは、いうまでもなく生徒・学生自らが講義内容をノートに筆記する行為を含むが、本論では、講義保障あるいは情報保

障と称される活動を指し、以下のように定義する。「ノートテイクとは、音声聞くことが困難、あるいは筆記することが困難な障害学生を対象に、音声言語を書記言語にメディア変換し、伝達する情報支援活動である。」

上肢障害の学生もノートテイクを活用するが、本論では障害のなかで聴覚に障害をもつ学生を対象とするノートテイクについて主に取り上げる。なお、アメリカの高等教育機関で障害者学生サービスとして用意されているノートテイク(notetaking service)は、音声言語を書記言語にメディア変換するというプロセスは我が国のノートテイクと変わらないが、音声言語に含まれる情報をノート上に組織化して記述し、簡潔な要約記録として提供することに力点がかけられる。

ノートテイクとして一般的に採用されている方法は、水性ペンやボールペンを使いノートテイクが大学ノートやレポート用紙に筆記していくというものである。そこには、「人材の確保と養成」「支援活動の継続」「専門知識・技術水準の確保」「財源の確保」「情報の欠落の補完」といった課題がある。

なかでも、情報の欠落は専門知識の伝達及び教育の機会均等という点からは致命的であろう。教員の音声言語を要約し、筆記する手書きのノートテイクの場合、伝達可能な情報量は10～20パーセント程度にとどまるため、専門用語が頻出する講義内容を十分に伝達することはきわめて困難である。ただし、情報の欠落は手段を選択した時点で予想されることであり、必ずしもノートテイクの責任とはいえない。教育機関は、講義保障の仕組みを整備し、情報の欠落の補完方法についても教員の協力を含む何らかの手だてを講じなければならない。

一方、キーボードを使って素早く文字を入力することにより、より多くの情報を伝達する試みが、ワープロが登場した頃から一部のボランティアによりおこなわれてきた。ワープロがパソコンに代わった現在、携帯性にすぐれたノートパソコンを活用する試みや音声認識システムの試験的導入も一部の高等教育機関で実施されている。これらのIT(情報技術)を活用した支援システムは、高等教育機関における講義保障の手段として大きな可能性を秘めている。

注：多くの情報を求める利用者への伝達システムとしては、速記者が速記式キーボードや速記機器を使って音声言語を入力する速記方式、発話を復唱し音声認識ソフトを活用する音声認識方式、二人の入力者が数文節ごとに交代で入力することにより多くの文字入力を実現する連係入力方式等が実用化されている。しかし、人材の養成、高価なコスト等の課題があり、普及に至っていない。そうしたなかで、講演会等の公的な行事では、連係入力方式が比較的、多く使われているが、以下のような課題が顕在化している。

- ・通常、2人一組で2チームを組み、各チームが交代入力するため、4人の入力者が必要となり、教育機関の予算面、教室空間等の制約を受けやすい。
- ・音声言語特有の、終助詞の少ない複文構造の発話内容を比較的忠実に文字化するため、文字情報として意味が判読しづらいことがある。

なお、英語の音韻を正確に日本語表記できないように、日本語の発話についてもそのすべてを正確に文字化することは不可能である。また、音声言語を通じた理解は必ずしも書記言語を通じた理解と一致しない。前者においては、強調や抑揚、ときには沈黙(間)等の非言語的表現が重要な役割を果たすが、それらの効果を文字というメディアを通じてくまなく伝達することはできない。したがって、音声情報をメディア変換し、聴覚障害学生に伝達する際には、発話された個々の音韻を文字という記号に正確に対応させるといった発想ではなく、むしろ意味内容を伝達するために記号化する視点が欠かせない。いわば「音の文字化」と「意味の文字化」の差異に留意すべきであろう。

なお、市販のワープロソフトウェア、エディターソフトウェアはデータ通信機能をもたないため、入力者が入力した文字情報を利用者である聴覚障害学生に伝達するためには、隣に座った入力者のパソコン画面を横からのぞいてもらう、あるいは外部端子を通じて接続したプロジェクターやモニター画面にパソコン画面を投影することになる。

上記の方式は、文字の見やすさの点で、また、別途モニター画面を設置した場合でも、ワープロソフトウェアやエディターソフトウェアを活用して入力する際に文字確定前の変換過程が明示されるため判読しにく

いという欠点がある。その解決策としては、ウィンドウズXPを搭載し、LAN(Local Area Network)機能を内蔵したノートパソコンの活用がある。現在、市販のノートパソコン同士を接続し、データを送受信する仕組みは比較的容易に実現可能であり、音声を聞いた入力者が入力した文字情報を利用者の前に設置したノートパソコンに伝達する仕組みが筑波技術大学、長野大学他、多くの教育機関においてすでに試みられている。

注：入力及び送受信を実現するソフトウェアについては、聴覚障害者へのコミュニケーション支援を目的としてボランティアが開発したさまざまなフリーウェアが存在する。

そこで筆者は、入力者が音声聞きながら、市販のノートパソコンにインストールした日本語変換ソフトウェアを活用して変換確定した文字列を、LANケーブルにより接続した、あるいは無線LANにより接続した利用者専用のパソコン画面上に送信するアプリケーションソフトウェアを設計した。

### 3. 設計の意図

前述したように、ノートパソコンをLAN接続し、入力者が入力した文字情報を利用者に送信するソフトウェアは、すでにノートテイク活動に活用されているものの、以下のような課題が明らかになりつつある。

まず、入力者が文字の変換確定操作の後、改めて送信操作をおこなうため、必ずしも素早くデータを送信できるとは限らない。入力から表示までの間にタイムラグが生じる。この点で、手書きのノートテイクは情報量は少ないものの筆記中の文字を利用者が目で追うため、むしろLAN接続したノートパソコンの情報伝達よりも速いことがある。

2番目に、リアルタイムで送受信される文字情報はテキスト形式を基本とするため、数式や図形データの入力及び送信が困難である。この点でも手書きのノートテイクは融通が利く。

3番目に、漢字にルビを振る要望に応えるためには、入力者が文字の変換確定操作をした後、改めてルビに相当する文字列を入力する必要があり、入力上の負荷がかかる。

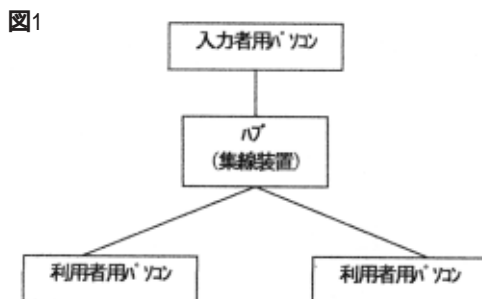
そこで、ソフトウェアの設計にあたり、一人が話を聞きながら要約し、入力する形態を想定するとともに、

上記の課題解決を図った。また、2人が連係入力により作成した文字情報を送信する形態にも活用可能なソフトウェアとした。本ソフトウェアを活用する対象は、音声言語を書記言語に変換し、文字情報として発信する入力者と、変換後の書記言語を文字情報として活用する入手者(利用者)であるが、後者が文字情報の表示に関して自ら容易に調整できるといった操作性の良さにも力点を置いた。

注：利用者自らが速記方式、音声認識方式、一人要約入力方式、連係入力方式等の情報伝達手段を選択するという、いわばサービスメニューがそろってはじめて、ノートテイク活動はサービス事業として成立する。ややもすれば、さまざまな方式が、利用者の選択の余地なしに提供されがちであり、その結果、情報の運用的側面、果たして利用者は情報を活用可能な形として入手できたかどうかについては、方式の陰に隠れがちであった。本ソフトウェアを含むさまざまな方式がサービスメニューとして提供され、利用者自らが最適なソフトウェアを含む方式を選択する障害学生支援策が構築されることを期待したい。

情報には素材、加工、運用の3つの側面がある。入力者は素材としての音声を文字に加工し、利用者は加工された文字を入手し運用する。その一連の流れのなかで、本ソフトウェアは、加工的側面及び運用的側面を支援する役割をもつ。

システムの基本構成としては、入力者用パソコン1台と利用者用パソコン2台をLAN接続した形を想定する(図1)。



利用者用パソコンは利用者数に応じて増やすことが可能である。また、入力者1人、利用者1人の場合は、ハブ(集線装置)を介さず、直接パソコン同士をクロス

ケーブルで接続する。発話者が発した音声情報を受け取った入力者は、キーボード操作により文字情報にメディア変換すると同時に利用者へ送信する。通常、発話速度は漢字かな交じり文に換算すると、おおよそ1分間あたり300字といわれる。一方、入力速度はキーボード操作の習熟度にもよるが、手元を見ないで入力可能ないわゆるタッチタイピング技術を身につけた入力者であれば、1分間あたり約80~120字と推察される。ただし、漢字含有率の影響を受けるため、おおよその数値であることはいうまでもない。いずれにしても、発話内容のすべてを文字化することは不可能であり、ノートテイクによる支援者に必要とされる技術としては、キーボード操作にとどまらず、以下の専門性が要求される。

1. 入力技術
  - ・ タッチタイピングを含む操作技術
  - ・ 約120字/分以上の入力速度
  - ・ 単語登録の活用を含む効率的な文字入力
  - ・ 入力関連ソフトの操作
2. システムの知識
  - ・ LANの設定関係
  - ・ 機材の接続と設定
  - ・ 講義保障環境の整備
3. 記憶力
  - ・ 単語レベルの短期的記憶
  - ・ 構文理解に伴う文脈レベルの短期的記憶
4. 言語理解力
  - ・ 語彙・専門用語の知識
  - ・ 重要語句の推測と選択
  - ・ 非言語的メッセージの発見と処理
  - ・ 発話状況(スクリプト)の理解
5. 構文作成力
  - ・ 日本語文法の知識
  - ・ 意味上の段落の発見と論理的に再構成する力
  - ・ 概念の統合と表現技術
6. 対人サービス提供者としての資質と能力
  - ・ 役割の自覚と責任範囲の自覚
  - ・ 利用者の立場にたった共感的配慮と工夫
  - ・ 総合的な状況判断と的確な行動
  - ・ 状況に応じた柔軟性と機転

本論では各項目の詳しい説明を省略するが、パソコン

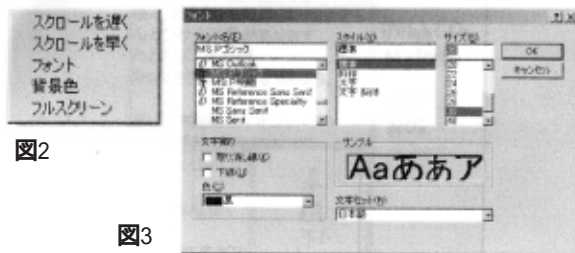
ン操作力のみならず、いわゆる構文作成力等の国語力が入力者に求められることはいうまでもない。さらには支援状況に応じ、障害の特性等、障害に関する知識や、人権意識等の社会福祉に関連する知識も必要であろう。

#### 4. 本ソフトウェアの特徴

以下、本ソフトウェアの機能と特徴について説明する。

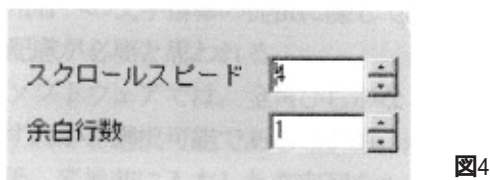
(1) パソコン画面上に表示される文字の書体、大きさ、文字色、背景色の調整。

文字が表示された画面上にカーソルを置き、右クリックすると選択メニュー(図2)が現れる。メニューからフォントを選択すると、ウィンドウズ対応ソフトウェアのフォント変更画面(図3)が表れる。利用者は文字表示中に見やすいフォント、サイズに変更することが可能である。



(2) パソコン画面上に表示される文字の移動(スクロール)速度の調整。

画面上に表示された文字は次々に上方へ移動(スクロール)する。見やすい移動速度は利用者によって異なるので、容易に変更できるようにした。右クリックにより現れる選択メニュー(図2)中、「スクロールを速く」を選択すると1段階、速度が速くなる。「スクロールを遅く」はその逆である。移動速度を事前に指定することも可能(図4)である。



(3) 表示済みの文字情報の再確認。

講義では教員の話聞くだけではなく、資料を参照するなど、音声を聞きながら活字を読む必要も生じる。しかし、利用者である聴覚障害学生が資料に目を通すと同時に文字情報が表示された画面を見ることは難し

い。したがって、すでに表示済みの文字情報をあとから確認する仕組みが欠かせない。

そこで文字の表示窓にスクロールバー(図5)を加えた。利用者はスクロールバーを上下することにより文字情報を再確認できる。

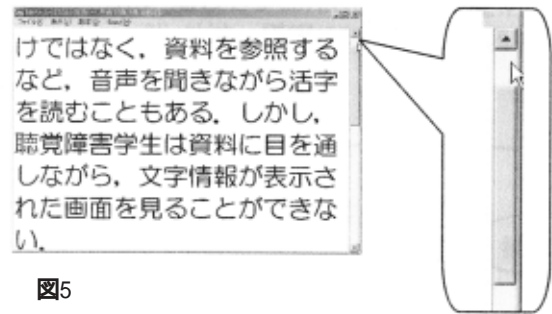


図5

(4) 文字情報の保存。

上記の理由から、講義における発話を講義後に確認できねばならない。加えて、パソコン画面を長時間、見続けることでもたらされるドライアイ(目の乾き)を防止する意味からも情報を講義後に再確認できるといった配慮が必要であろう。本ソフトウェアは終了時に保存の有無を問い合わせる方法を採用した。ファイル形式はテキスト形式である。

(5) 手書き文字の送受信。

数式の入力は入力者が苦手とする作業である。たとえば、次のような発話をキーボードで入力することは容易ではない。

「2分の1プラス2分の1イコール2分の1プラス1イコール4分の2イコール2分の1」

仮に入力したとしても、上記の数式を文字から即座に判読することは困難である。とくに、「2プラス2分の1プラス1」は、話しことばでは「間」や強調を伴うゆえに、その区切りが理解できる。しかし、文字列を見る限り、「2」「プラス」「2分の1」「プラス」「1」なのか、「2プラス2」「分の1」「プラス」「1」なのか、あるいは「2プラス2」「分の1」「1プラス1」なのか、混乱しやすい表記であり、手書きがまさる。それ以外にも、テキスト形式では表現できない例は、漢文の訓読文、化学式(図6)など少なくない。そこで手書き文字あるいは図を読み込み、入力者が利用者側のパソコンに送信できるようにした(図7)。手書き文字を表示する枠はマウス操作により任意の場所に移動することが可能である。

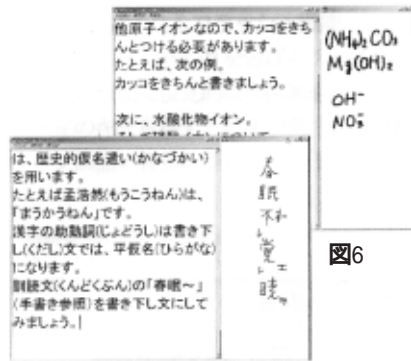


図6

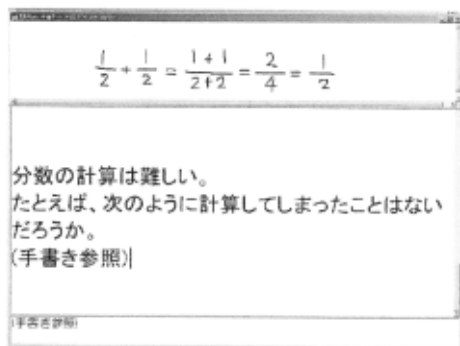


図7

(6)漢字にひらがなあるいはカタカナでルビを振る入力操作の軽減。

音声を通じて情報を得ることが困難な聴覚障害学生の要望のなかに、ルビを振って欲しいという要望がある。一般にはよく知られている用語であっても、正確な読みを把握していない場合もあり、聴覚に障害をもつ利用者への文字情報の提供に際しては適宜、ルビを付加する配慮が必要と思われる。

本ソフトウェアでは、全角ひらがなと半角カタカナのいずれかを選択可能である(図8)。ルビは漢字の表示直後、変換前に入力した文字列をルビと判断する仕組みで、特定のキーを押すことにより、括弧付きで漢字に続いて表示される。したがって、短縮したキーワードで登録した単語にルビを振る場合は、改めてルビを入力する必要がある。

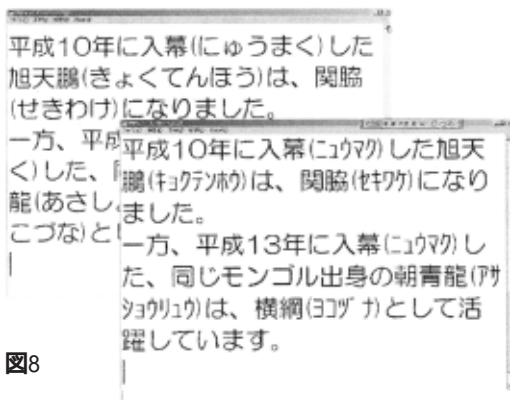


図8

(7)読点を自動的に空白に置換する機能による分かち書き表示。

テレビの字幕は聴覚障害学生にとっては重要な情報源といえるが通常、字幕は読点抜きの分かち書きにより表示される。また、小学校低学年の授業における支援時には、分かち書き表示が望ましい。分かち書きの機能を選択すると、入力者が送信した文字列中、読点を自動的に全角空白に置換するという(図9)機能を付与した。

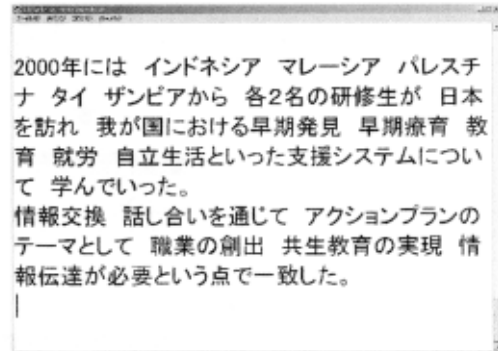


図9

(8)表示窓の文字表示とは別個の文字情報(注目メッセージ)の送受信。

教室には、教員の音声情報のみならず、校内放送やときには携帯電話等、さまざまな情報があふれている。そこで、それらの情報を伝達するための「注目メッセージ」(図10)欄を設けた。入力者が所定のキーを押すことにより、文字情報が約4秒間、LAN接続されたパソコン画面に表示される。一度入力した文字列は新たに記述するまで自動保存される。

(9)画面を点滅させるフラッシュ機能。

講義の始まりと終わりを告げるチャイム、ベル等の伝達に活用可能な視覚的な合図機能をもうけた。入力者が所定のキーを押すと約3秒間、LAN接続されたパソコン画面の背景色が点滅する(図11)。

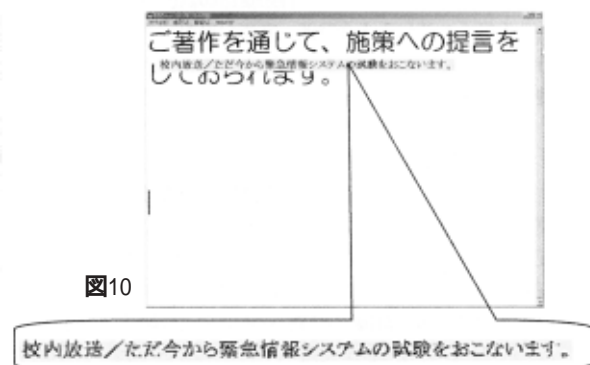


図10

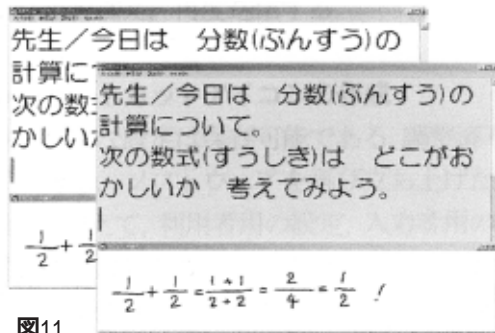


図11

(10)入力文字を確定すると同時に、利用者側パソコンに送信。

従来のソフトウェアは、文字を確定し、さらに送信キーを押すことによって文字情報を伝達していたため、発話から文字が表示されるまでのタイムラグが目立った。たとえ入力は素早くても、文章に句点を入力した後に送信操作をおこなった場合、利用者の画面に突然、多くの文字列が表示されることになる。また、空白が続いた後、数行の文字列が表示され、再び空白が続くといった間歇的な現象も生じる。文字情報を利用する立場にたてば文字を読む上でストレスが生じることはいうまでもない。そこで、日本語かな漢字変換ソフトの操作時、確定キーを押すと同時に送信する機能を付与し、素早い文字表示を実現した。以下、入力文字とキー操作(下線)について解説する。

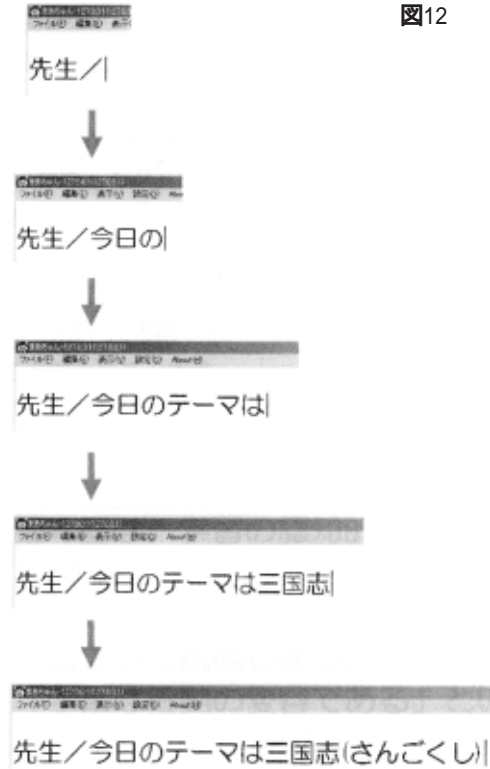
先生 / 今日の テーマは 三国志(さんごくし) です。  
劉備(りゅうび) や 曹操(そうそう) などの 英傑  
(えいけつ) が 登場 します。

注：二重線(「先生 / 」等)は、変換キー操作及び確定キー操作、点線(「(さんごくし)」等)はルビ機能の活用、実線(「です。」等)は、確定キー操作を示す。

上記の入力操作により、表示画面上には文節ごとに文字が表示される(図12)。なお、図12の文字列の入力に要した時間は5秒であった。ストローク数はローマ字入力で38ストローク、確定後の文字数は14文字である。ルビの入力はワンタッチで操作可能なため、1ストローク、1文字と換算した。単純計算では1分間あたり168字の入力速度ということになるが、実際の講義における入力では発話内容を理解する過程、構文作成を含む表現過程が加わるため、入力速度は上記の数

値の60~70パーセント程度(101~118字/分)と推察される。

図12



(11)句点の自動改行。

文字情報は適宜、改行をもうけることにより、読みやすく、素早く把握しやすい形となる。句点改行機能を選択すると、句点が表示されると同時に、自動的に改行される。

(12)送信済み文字列の訂正。

従来のソフトウェアでは、一度送信した文字列に対し、バックスペース(後退)キーの活用による訂正が困難であった。ミスタッチにより間違った文字を送信した場合、アンドウ(直前の操作に戻る)機能を活用するか、改めて訂正文を送信する必要があった。しかし、文字入力に際して入力者自身、バックスペースによる文字の訂正ができれば効率的であり時間の短縮につながる。そこで、送信した文字列が改行されるまでは、バックスペースによる文字の訂正はもちろん、挿入操作による訂正も可能とした。改行後はアンドウキーの操作により、改行と改行には含まれた文字列のすべてを入力者側に戻すようにした。入力者は戻ってきた文字列に訂正を加え、再度送信する。

(13)ショートカットアイコンの作成

さまざまな設定は保存可能である。調整済みの書体、サイズ等は、ソフトウェアを再び立ち上げた際に再現される。加えて、利用者用の設定、入力者用の設定等、目的ごとに設定したショートカットアイコンをデスクトップ上に作成する機能を付与した。たとえば書体や大きさはもちろん、文字色と背景色の組み合わせごとにアイコンを作成することも可能である。

5. 一人要約入力によるノートテイク例

本ソフトウェアを用い、放送大学を素材としたノートテイク例は資料の通りである。実際の画面表示例を右(図14)に示す。

原文(音声言語)と一人要約入力による要約文の文字数を比較すると後者は約53パーセントであった(図13)。なお、圧縮率は原文の字数995字(3分55秒)に対する圧縮の度合いである。

	発話・入力 速度	総文字数	圧縮率
原文 (音声言語)	254字/分	995字	
要約文 (一人要約入力)	135字/分	528字	53パーセント

図13

注：圧縮率 = 要約文 ÷ 原文 × 100パーセント。なお、同じ素材を手書きによってノートテイクした結果、圧縮率は22パーセントであった。

要約文の詳細な分析は別の機会にゆずるが、本論では、要約文の作成に際して、以下の特徴が見られる点を指摘しておく。

(1)分割

音声言語特有の、ワンセンテンスが長い原文を分割し要約文を作成する。

(2)接続詞の補足

要約文と要約文相互の論理的な関係を明確にするために接続詞を補う。

(3)繰り返しの省略

原文で繰り返された言葉を省略する。

(4)記号による補足

カギ括弧等の記号を活用し、文章としての読みやす

さに配慮する。

(5)終助詞のパターン化

要約文は必ずしも敬体でつづられるとは限らないが、終助詞としてしばしば、「です」「ます」を活用する。

(6)発話者の発話態度よりも発話内容を重視

いわゆるモダリティよりも、発話に含まれる命題等の情報内容を重視し、文字化する。

(7)一部の修飾語の省略

程度を表す副詞や形容詞等、修飾の機能を果たす品詞をしばしば省略する。

(8)一部の単語の置換

短い単語で言い換える等、パラフレーズ(置換)を活用する。

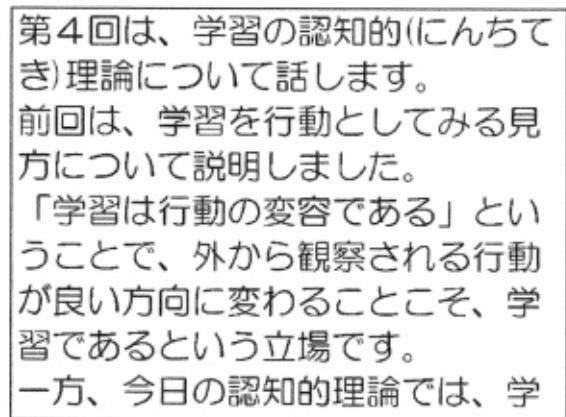


図14 12.1インチのノートパソコン画面に表示した例。フォントはHG丸ゴシックM-PRO,スタイルは標準,サイズは48ポイント。

本論では、ソフトウェアの設計意図、機能と特徴の説明に続いて実際の活用例を紹介した。1人で要約入力する方式は、前述した専門性が要求されるものの、障害学生の講義保障として効果的な支援の仕組みといえる。もちろん担い手の養成や確保等の方策が必要なことはいうまでもないが、本ソフトウェアの活用は、障害学生を対象とする支援技術及び方法論の開発にもつながる。今後は、利用者の評価、要約文の分析等を通じてその技術の専門性を、そして障害学生支援のあり方を明確にすることが課題と思われる。

謝辞 本ソフトウェア「まあちゃん」の設計段階から貴重な助言を頂戴し、またその開発を担当した有限会社ポストの櫻井文彦氏、天野久氏に心より御礼申し上げます。



参考文献

- (1)太田晴康(1998)『パソコン要約筆記入門』人間社.
- (2)太田晴康(1999)「要約筆記への招待」『月刊言語』28(9)大修館書店.
- (3)太田晴康(2001)「パソコンノートテイク」(吉川あゆみ他)『大学ノートテイク入門』人間社.
- (4)太田晴康(2005)「情報バリアフリーに関する一考察」『福祉情報実践研究会研究紀要』1 静岡福祉大学.
- (5)下島かほる, 太田晴康(2005)「通常の学級における聴覚障害生徒への情報保障(2)」『ろう教育科学』47(2)ろう教育科学会.
- (6)鈴木陽子(2003)『障害者の高等教育推進のための学術調査』平成13年度~平成14年度科学研究費補助金研究成果報告書.
- (7)Hodge, M. Bonnie and Preston-sabin, Jennie. Eds. (1997) Accmmodations-or Just Good Teaching?, Preager Publishers.
- (8)Robson, Gary D. (1997) Inside Caption, Cyber Dawg Publishing.
- (9)Wilson, Jimmy James.(1996) Classroom Notetaker:How to Organize a Program Serving Students with Hearing Impairments, Alex Graham Bell Associatin for Deaf.
- (10)University of California Los Angeles Office for Students with Disabilities  
(<http://www.saonet.ucla.edu/osd>, 2005.9. 20).
- (11)University of Oregon Disability Services  
(<http://ds.uoregon.edu/index.html>, 2005. 9.20).

資料

注：永野重史「学習の認知的理論」『放送大学』(2004年)。話しことば特有のフィラー(間投詞, 感嘆詞等)を省き, 句点で改行するとともに, 適宜, 意味上のひとかたまりと推察される部分ごとに段落を設けた。

音声言語を文字化した原文	一人要約入力による要約文
<p>第4回は学習の認知的理論というタイトルでお話をいたします。</p> <p>前回には学習を、別の立場、行動としてみる、行動主義的な、見方ということでご説明いたしました。</p> <p>学習というのは行動の変容である、ということで、外から観察されるような行動が、割にいい方向へですね、だんだん変わっていくことが、これが学習なんだという考えが、学習の行動主義的な理論でした。</p> <p>それに対して今日お話しいたします学習の認知的理論は、行動ってというのは外から第三者としてみているわけですが、認知的理論というのは、学習をする人の心のなかで、あるいは学習をする人の頭というのはどこをさすのかよく分からないのですが、頭の中で何事がおこって、どういう考えの変化が、考え方の変化がおこっているかという見方をする。</p> <p>外から簡単に観察ができないような頭のなかでおこっていることを見ていこうという立場の学習理論についてお話をしようと思うんです。</p> <p>そういう説明の仕方をしておりますと、</p>	<p>第4回は、学習の認知的(にんちてき)理論について話します。</p> <p>前回は、学習を行動としてみる見方について説明しました。</p> <p>「学習は行動の変容である」ということで、外から観察される行動が良い方向に変わるこそ、学習であるという立場です。</p> <p>一方、今日の認知的理論では、</p> <p>学習者の心のなかで、あるいは頭(どこを指すかわかりませんが)の中で、どういう考えの変化が起きているか見る立場です。</p> <p>観察できないものを見ていく立場です。</p>

<p>一向によくお分かりいただけないと思いますので、非常にはっきりしていることを一つ、申しあげたいと思うんです。</p> <p>ていうのはですね、行動を主にして見ていく場合にはですね、正しい答が出てくる、正しい答をした、あるいは正しい反応をしたという、これを目安にしていきます。</p> <p>正しい答が出ない、あるいは正しい行動をしない場合には、これはもうお話にならない、まだ学習はできていないというように見なしてしまうんですね。</p> <p>けれども認知的理論の立場から見っていく場合にはですね、必ずしも正しいということ を重視しないというわけではありませんが、正しければいいという見方をいたしません。</p> <p>どちらかといえば、間違っている答というのを大事にいたします。</p> <p>結論は、結果的に一番最終的なところでは違っていますが、考え方として、意味のあるおもしろい考え方をしているのではないかなというように大目に見てですね、大事にする。</p> <p>というよりは、行動主義の学習心理学の場合にはですね、</p>	<p>一向に分からないと思いますので、はっきりしていることを申しあげます。</p> <p>行動を主に見ていく立場では、「正しい答や反応をした」ことを目安にする。</p> <p>正しい答が出ないと学習していないとみなす。</p> <p>しかし、認知的な学習理論では、必ずしも「正しい」ということを重視しない、むしろ正しければ良いという見方をしません。</p> <p>どちらかという、「間違った答」を大事にします。</p> <p>そして、考え方として意味がある、おもしろい考え方をしているということを大事にする。</p> <p>行動主義的な学習理論では、</p>	<p>考え方ということ を全く問題にしませんから、とにかく結果が正しいということがなければ学習にならないんですけども、この認知的な学習理論では、たとえ結果が正しい、正しいことをいっていたとしても考え方が不十分であったり、考え方がどうもおかしなことを考えてんじゃないかということになるとですね、必ずしもそれは学習としていい方向にいてないという見方をするんですね。</p>	<p>考え方を問題にしません。結果が正しくなければ学習とはいいません。しかし、認知的な学習理論では、結果が正しくても、考え方が不十分だったり、おかしなことを考えていたのでは、学習として良い方向にいていないとみなすんです。</p>
--	---	--	--

## 摂食障害にみるヒステリー性(演技性)人格についての臨床心理学的研究

森 孝宏

Keywords : Eating Disorders (摂食障害), Histrionic Personality Disorder (演技性人格障害), Conversion Disorder (転換性障害), Dissociative Disorder (解離性障害), MMPI (ミネソタ多軸人格検査)

A Clinical Psychological Study on the Histrionic Personality in Eating Disorders

Division of Psychosomatic Medicine, Department of Welfare Psychology, Faculty of Social Welfare, Shizuoka University of Welfare

Takahiro MORI

### Abstract

We report a typical patient of eating disorders associated with conversion and dissociation disorders which is rare case of our patients. Conversion disorder or dissociation disorder, in the first axis of Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders (DSM) is not commonly complicated with eating disorders. But the tendency of the histrionic personality is occasionally observed with eating disorders. To clear this tendency we examined 50 females patients of eating disorders who were hospitalized in our ward (20 anorexics, 11 bulimics and 19 anorexic-bulimics or 29 vomiters and 21 non-vomiters ) and also compared with 10 healthy age-matched female controls using the Minnesota Multiphasic Personality Inventory (MMPI). In the results of MMPI's T scores, comparing with normal controls, vomiters have four significantly high scores, such as typical neurotic triad Hs, D and Hy and also Pt. It means that vomiters have both histrionic personality disorder and compulsion personality disorders which had separated into two subtypes by Dr. Janet and which had been reported to begin to complicate both with eating disorders by Dr. Dally. And by the DSM' s criteria, comparing with normal controls, eating disorders have six significantly high scores such as Hs, D, Hy, Pd, Pa and Pt. Anorexic-bulimics have significantly higher scores of Hy and Pd than anorexics. So anorexic-bulimics perform conversion hysteria, antisocial behaviors, hostility and familial conflicts. Bulimics and anorexic-bulimics have higher Pt than anorexics, in spite of obsession (Pt) which had been an important character of anorexics at the beginning of this century. After all, Hy score is highest in anorexic-bulimics. We conclude that anorexic-bulimics are more neurotic, histrionic and compulsive than anorexics and normal weight bulimia.

## 抄 録

稀な転換性障害と解離性障害を合併した摂食障害を症例提示した。米国精神医学会精神疾患診断統計分類DSMの 軸として狭義の転換性障害と解離性障害を摂食障害に合併するのは珍しいが、軸の演技性人格障害の傾向はよく見られる。この傾向を明らかにするため入院した50名の女性摂食障害患者(内訳拒食症20名、正常体重過食症11名及び拒食を合併した過食症19名の3群と嘔吐者29名と非嘔吐者21名)を調べ、10名の健康女性対照群とでMMPI(ミネソタ多軸人格調査表)を用いて比較を試みた。結果嘔吐群は健康群に比較して有意に典型的神経症3尺度Hs、D及びHyとPtの得点が高値であった。このことから嘔吐群は演技性人格障害と強迫性人格障害を同時に持つがこれはJanetにより摂食障害の下位分類として分けられたものであり、その後Dallyによって両者が共に合併し始めたと報告されている2つの人格障害である。DSMにより健康群と比較すると摂食障害ではHs、D、Hy、Pd、PaとPtが高値であった。拒食合併の過食症では拒食症に比較してHyとPdが有意に高値であった。そのため拒食合併の過食症は、転換ヒステリー、反社会的行動、敵意や家族内葛藤を持ちやすいことが明らかになった。過食症と拒食を伴った過食症では、拒食症に比較してPtが高値で、これは今世紀初頭拒食症に多いとされていた強迫性であるという点で示唆に富む。いずれにしてもHyは拒食を伴う過食症で最も高値であった。結論として拒食を伴う過食症は神経症的で演技的で強迫的である。

### はじめに

現在の摂食障害を意味する病態は、1868年Gullにより、ヒステリー性ペブシン欠乏症と命名され、その病因は病的精神状態と自我の倒錯により傷害された自律神経と関係するとされた<sup>1)</sup>。1873年Lasègueは、ヒステリー性食欲不振症と命名し、家族が巻き込まれる点に早くも注目した<sup>2)</sup>。Charcot<sup>3)</sup>、Déjerineら<sup>4)</sup>やGilles de Tourette<sup>5)</sup>もヒステリー性としていた。1913年刊行のKraepelin精神医学書<sup>6)</sup>でも、ヒステリーの項目に含まれていた。

摂食障害がヒステリーから独立した疾患単位となる兆しは、1883年Huchardにみられ、精神性食欲不振なる用語を提唱した<sup>7)</sup>。

Janetは、1903年摂食障害をヒステリー型と精神衰弱型(現代の用語では強迫型に相当)に分類した<sup>8)</sup>。ヒステリー型では、空腹感の欠如に加え、しばしば過活動や嘔吐を示し、ヒステリー行動の既往を認めている。一方精神衰弱型では、空腹感が存在するため、食欲に屈服するのを頑固に拒否する。Janetの後、人格傾向による下位分類でのヒステリー性への注目は、Dally(1969)までなかった。Dallyは摂食障害を、強迫群(全症例の50%)、ヒステリー群(25%)及び混合群(25%)の3群に分類した<sup>9)</sup>。Dallyは強迫群にも高頻度に過食嘔吐を観察し、またヒステリー群では直面化を避けその異常行動は自己制御不可能であるとした。DSM が普及してきた1980年以降になると、診断

軸で特に自己愛的障害や境界性人格障害について多く論じられる一方ヒステリー性についての言及は少なくなっている。

### 症例

H.M.20歳女性公務員

主訴：嘔吐を止めたい。

家族歴：同胞は、妹1人弟2人。

生活歴：妹誕生の際、蕁麻疹や意識消失発作がみられた。義務教育期間では成績は優秀だった。父親は遊び好きで、患者は父親などいない方が良いと思っていたという。父親の浮気のため父母の喧嘩が絶えなくなり、高校1年頃、両親の間で離婚話が始まった。

現病歴：高校1年頃食事制限を開始したが、期待するほど体重は減少しなかった。嘔吐が始まると、家族が患者に振り回され、患者のなすがままの状況になった。母親が自信喪失し困憊した結果、父親は浮気を清算し遊びを止め家庭環境は改善をみた。大学進学は受験会場で受験できない状態で失敗し、高卒後地元で就職した。社会人となってからも身体症状を訴えては、母親の膝に頭をつけて首や肩を揉んでもらうのが日課だった。過食、嘔吐や過活動のため39%まで体重が減少した。

入院後経過：病棟では、ヒステリー性痙攣発作やヒステリー性朦朧状態での遁走を起こしただけでなく、売店での万引きや検査拒否といった問題行動を他患を

Table 1 : Mean MMPI's T scores in Controls, Vomiters and Non-Vomiters.

Group	Hs	D	Hy	Pd	Mf	Pa	Pt	Sc	Ma	Si
Control (10)	45	48	48	51	47	49	49	50	50	50
Vomiter (29)	65	68	64	62	44	61	63	59	50	55
Non-Vo. (21)	56	61	55	59	46	58	56	51	47	51
Cont. vs V.	***	***	***	***	NS	***	***	**	NS	NS
Cont. vs NV.	*	***	***	**	NS	***	**	NS	NS	NS
V. vs NV.	*	**	*	NS	NS	NS	**	*	NS	NS

\*\*\*: P<0.001, \*\*: P<0.05, \*: P<0.01, +: P<0.1

巻き込んで行った。また入院患者としては考えられない派手な服装が目立った。これら問題行動に対して反省に乏しく、治療者側から見るとまるで記憶がないようにすら見え、la belle indifférenceといえる解離状態を示した。これらの行動化のため父親が治療環境に巻き込まれざるを得なくなった。そのため父娘関係が再接近する事となり、これを契機に家族関係の中で患者は、身体化を用いないようになってきた。しかし病棟内の他患や治療スタッフとの関係では、身体化や行動化を起こし続けた。問題行動に直面させられるとパニックを起こしたり、トイレにかけ込み大声で泣いたりといった演技的反応を示したり、あるいは鬱状態を示し結果的に治療者の気を引いたりした。

#### ・ヒステリー性の検討

この症例ではMMPIのヒステリー性尺度も82と著明に高値であった。摂食障害は、歴史的にヒステリーという疾患群から分離独立してきた症候群であるが、近年では意識消失や後弓反張などを示すような古典的ヒステリー患者は減少している<sup>10)</sup>。他の施設、例えばフランスの摂食障害専門施設パリ大学都市国際病院思春期青年期精神科Jeammet教授も、フランスにおいても現在では古典的ヒステリー患者は稀であると述べていた。つまりJanetのヒステリー型に相当する症例は提示した本症例、鈴木らの症例<sup>11)</sup>や伝田らの症例<sup>12)</sup>のように散見されるが極めて稀である。そこで現在の摂食障害の人格特性についてMMPIを用いて調査し、そのヒステリー性(演技性)について考察した。

#### 1. 対象

DSM診断基準を満たしてK大学医学部付属病院心療内科に入院した摂食障害女性患者50名と、年齢の一致した健常女性10名を対照群としてMMPIを施行した。全60名からはMMPIの妥当性尺度が正常範囲外の者を除外しており、MMPIの臨床尺度は妥当性があり比較検討し得ると考えられた。

- 1) 患者50名は、嘔吐群(V)29名と非嘔吐群(NV)21名に分類し、嘔吐とヒステリー性の関連を検討した。
- 2) 患者50名をDSMの診断基準により、神経性食欲不振症(AN)20名、正常体重神経性過食症(BN)11名および神経性食欲不振症を伴う神経性過食症(ABN)19名に分類し、ヒステリー性について検討した。

#### 2. MMPI各項目の意味<sup>13, 14)</sup>

臨床尺度：Hs心気症尺度、D抑鬱性尺度、Hyヒステリー性尺度、Pd精神病質の偏倚性尺度、Mf性度尺度、Pa偏執性尺度、Pt精神衰弱性尺度、Sc精神分裂性尺度、Ma軽躁性尺度、Si社会的向性尺度。各々の尺度は粗点ではなく、Tスコアで検討した。

摂食障害患者のMMPIの結果については、日本の厚生省(現厚生労働省)研究班の昭和62年度報告によれば、神経症3尺度群と呼ばれるHs、DとHy、精神病的3尺度Pa、PtとScの2尺度群が高くなるといわれている。また米国では当初D、Pd、Pt、Scの尺度が目目されていたが、BNでは、神経症3尺度群が高値を示す抑うつ神経症群と精神病的3尺度群が高値を示す人格障害群に分けようとする動きがある。

Table 2 : Mean MMPI's T Scores in Controls, Anorexics, Bulimics and Anorexic-bulimics

Group	Hs	D	Hy	Pd	Mf	Pa	Pt	Sc	Ma	Si
Control (10)	45	48	48	51	47	49	49	50	50	50
AN(20)	59	63	57	57	46	58	57	53	46	53
BN(11)	60	63	60	61	45	64	61	56	48	55
ABN(19)	65	67	65	64	43	59	63	58	51	54
Cont. vs AN	*	***	**	+	NS	***	**	NS	NS	NS
Cont. vs BN	***	***	*	*	NS	***	***	NS	NS	NS
Cont. vs ABN	***	***	***	***	NS	***	***	+	NS	NS
AN vs BN	NS	NS	NS	NS	NS	NS	+	NS	NS	NS
AN vs ABN	+	NS	**	**	NS	NS	+	NS	NS	NS
BN vs ABN	NS	NS	NS	NS	NS	NS	NS	NS	NS	NS

\*\*\*: P<0.001, \*\*: P<0.05, \*: P<0.01, +: P<0.1

### 3. 結果

1) V群およびNV群と対照群のMMPI各尺度を、Table 1に示した。V群>NV群>対照群の順で有意差があり、意味のある上昇を示す尺度は、Hs、D、HyとPtであった。Hs、DとHyの3尺度から神経症であることが示され、Hy上昇より転換ヒステリー症状を示す患者との類似性があり、かつPt上昇より精神衰弱性すなわち不安、恐怖と、強迫観念を持つと考えられる。Janetの分類では嘔吐はヒステリー型の特徴であった。しかし現代では嘔吐群はヒステリー型でもあり精神衰弱型でもあり考えられる。すなわち嘔吐の有無で摂食障害を分類することと、Janetの分類は一致を見ない。現代の嘔吐群はDallyの混合型と思われる。しかしDallyの時代ではまだ独立したヒステリー型と精神衰弱型が存在したが、現在では稀である。Rosenvingeら15)はV群とNV群を比較して、SCID-R(DSM診断のための計画的面接法)を用い、その結果によればV群は、有意に依存的自己愛的で境界性人格障害の合併頻度が高かったが、演技性人格障害や強迫性人格障害には有意差がなかった。我々は嘔吐群はより演技性や強迫性があり、またMf、MaとSiの有意差

がないことから、女性性の問題や思考、行動の活発さ、社会的活動性に差がないと考えている。

2) AN、BNおよびABN群と対照群のMMPI各尺度を、Table 2に示した。Hs、D、Hy、Pd、Pa・およびPtの6尺度が摂食障害では高値を示した。ABN群では、神経症3尺度群がP<0.001と有意に高値を示した。AN群よりABN群はHyとPdが有意に高値であった。すなわちABN群はAN群より転換ヒステリー症状を示し、反社会的逸脱行動や敵意あるいは家庭内葛藤を持っている。また精神衰弱尺度ではANに比較してBN群ABN群共に上昇の傾向が示され、DSMの診断基準からもヒステリー型と精神衰弱型は現在において混合していると考えられる。

### 考察

ヒステリーという疾病概念は、DSMの診断基準では、軸精神障害の身体表現性障害に属する転換性障害と解離性障害と、軸人格障害の演技性人格障害に相当する。軸の診断として、臨床的に摂食障害と転換障害または解離性障害を併記できる患者は稀である。自験例では50名中1名にしか過ぎなかった。この点から

摂食障害と精神障害としてのヒステリーとは区別されるべきで、ヒステリー性食欲不振症や摂食障害下位分類としてのヒステリー型などの用語は現代では無意味であろう。

摂食障害患者において 軸で演技性人格障害と考える場合の基準として、MMPIのHy尺度が65以上を障害ありとすると、50名中でAN群20%、BN群36%、ABN群47%で障害がみられた。

摂食障害と演技性人格障害が合併する頻度について、これまでAN群での合併頻度の報告はなかった。BN群で25%から53%に、ABN群で0%から18%に合併するとされている。過去の報告で準拠した人格検査がMCMI(ミロン臨床多軸調査表)16)、PDQ(人格診断質問表)17-21)、PDE(人格障害検査)22)やSCID-(DSMの 軸のための構成臨床面接法)23-25)によるためMMPIによる結果と単純な比較は出来ない。頻度を調べたMMPIを用いた研究はみられなかったが、摂食障害のMMPI各尺度について述べた報告は多数みられた26-36)。

AN群と対照群の比較で、Biedermanら30)によると、D、Hy、Pd、PaとScがAN群で有意であって対照群に比し臨床的意味のある上昇を示した。Scottら31)は、D、Hy、Pd、PtとScが有意であって意味のある上昇を示すことを報告した。我々の症例ではHs、D、Hy、PaとPtが有意差は認められたが、スコア値の上昇は比較的少なかった。BN群と対照群の比較では、Wilkinsonら32)は、BN群でD、HyとPdが有意であって上昇しているとした。ここでも我々の症例では同様な有意差を認めるが、スコア値の上昇は比較的少なかった。

AN群とBN群の比較で、切池ら33)はScがBN群で高いとした。我々の症例では有意差がなかった。

AN群とABN群の比較でEdwinら34)はHs、D、Hy、Pd、Pa、Pt、ScとSiでABN群が有意で上昇を示したとした。我々の症例ではHyとPdで有意に上昇を見た。MMPI尺度と予後との関連で、Edwinら34)やRosenvingeら15)は、神経性食欲不振症はHy尺度が軽度上昇していると予後がよいとした。

治療前後に行ったMMPIの臨床尺度の比較では、Skoogら35)は治療後に神経症3尺度とSiが低下したとした。

現在摂食障害では演技性人格障害と強迫性人格障害が共存する傾向があって、1900年当初のように一方だけを持つのではなく時代と共に徐々に両者を持つよう

になってきたと考えられる。複雑な人格背景となってきたことが分かるが、これは境界性人格障害患者の増加という流れにも一致していると思われる。もちろん摂食障害とDSM 軸の人格障害について共存する場合もあるが鑑別すべき症例もあり、以下の ~ に示す鑑別も必要となる。

摂食障害の診断基準を満たさない嘔吐や体重減少のある身体化障害患者は、頻回手術や多主訴に悩まされ、また自分に周囲の注目を引く症状が多いとされている。一方摂食障害患者では他人の目を避けようとし症状は隠蔽される傾向が見られる。

転換性あるいは解離性障害と、摂食障害では共に2次性疾病利得が観察されることが多い。鑑別として、前者では症状の自己制御可能感がなく、特別の周囲の状況の後に突然おこり、しばしば象徴的価値を持ち、背後に葛藤を示すことが多いとされている。一方摂食障害の疾病利得は、わがまま、強情さや故意の体重減少に特徴づけられ、周囲への操作可能性に気づいていることが多い36)。

摂食障害の診断基準を満たさないが、嘔吐と体重減少のある演技性人格障害では、発症以前の体型へのこだわりは稀である。演技性人格障害では、他人からの承認や肯定を得たいという基本的な動機により行動させられるようであり、これは一見逆の他人を喜ばしたり世話をしたりという形を取って達成されることもある。他人から見捨てられないためにあまり否定的感情は表現しない。対人関係を脅かすような反応が、関係の深い相手からもたらされると途端に葛藤をおこす。しかし感情の対象との関係を長期に持ったり、より親密になったりすることは避けることが多い。不快な感情を避けるため、抑圧や解離といった防衛を用い、内省や合理的問題解決といった手段は稀にしか用いられない。周囲から見れば誰かが答えてくれるまで感情を際立たせ過剰に見えるように見える。一方摂食障害患者の過食、浄化やダイエットも防衛としての解離と考えれば、不快な感情を避けるのに役立つし、周囲を明らかに引きつけることになり37)、演技性人格障害に類似する。また演技性人格障害における他人の評価に対する過敏性は、痩せるという現代社会の肯定的評価に過敏になることにつながり、摂食障害に類似するかも知れない。これらの点で、摂食障害と演技性人格障害を明確に区別する困難さが示唆されるが38)、希望体重、希望体型、体重変動歴、ダイエットの既往

や肥満恐怖の程度など摂食障害独自の徴候に注目すれば、鑑別可能であろう39)。演技性人格障害合併の摂食障害では、周囲の注目を探すのみならず自分と自分の感情面の世話をしてくれる人が欲しいという感情が鮮明で、面接内容は愉快で誘惑的であり、他人の異常行動に影響され支配されやすいが、怒り、不安や鬱傾向も持っていると考えられている40)。

#### ・摂食障害にみるヒステリー性とその治療的意味

治療について既にJanetはヒステリー性に注目して、解離モデルを用いていた。催眠を用い解離状態を人工的におこさせ、摂食障害に潜む固着概念を明らかにした。解離している感情と行動を引き戻すため、固着した考えのある部分を変化させようとした。例えば催眠下で安心して食べられるよう暗示を与えたり、食行動の誤った認知を修正したり、催眠からさめてから普通に摂食行動するように暗示をかけた41)。続いて精神分析学では当初、前エディプス期、特に口唇期の問題が注目されたが、人格理論の発達と共に自我解離機構に関心が集まるようになった。神経性過食症患者では解離体験の1つとして過食や嘔吐を健忘することがある。こうした過食嘔吐を自分の症状として直視して対人関係を構築していくことが治療の最終目的である。そのためJanetは解離した自我の取り持ちと同一化が重要とした。現在我々は、Janetのような催眠は用いず、認知の修正を用いたりあるいは対象関係に注目したりして患者を解離体験から徐々に引き戻し、患者が受け入れやすい程良い治療展開を行っている。具体的には必要なら患者が解離した自己を受け入れ易くするため、解離した自己の部分に名前をつけその名を治療者患者間で共有し、また腹部症状や嘔吐といった転換症状に対して患者の安心できる身体的ケアを用意しておく等である。

ヒステリー性と思われる発達過程に固着する身体症状と防衛機制については、Marty心身症分類が明確化を助けてくれている42-44)。

#### ・まとめ

摂食障害は今世紀初頭ヒステリー型と強迫型に分類されていたが、徐々に両者は交差して今ではほとんどが混合型と思われる。

MMPIのHy尺度65以上を基準とすると、神経性食欲不振症で20%、正常体重神経性過食症で36%、神経

性食欲不振症の合併した神経性過食症の47%で演技性人格障害がみられた。

神経性過食症患者は神経性食欲不振症患者に比べ神経症的で演技性強迫性に富んでいた。

#### 参考文献

- 1)Gull W: Anorexia nervosa (apepsia hysterica, anorexia hysterica). Trans. Clin. Soc. 7: 22, 1874
- 2)Lasègue C: De l'anorexie hysterique. Arch. Gen. Med. 1: 385 1873
- 3)Charcot J-M. De l'isolement dans le traitement de l'hysterie. Lecronier et Babe, Paris, 1890
- 4)Dejériné J. Gauckler E : Leur traitement par la psychothérapie. Masson, Paris, 1911
- 5)Gilles de la Tourette GAEB: Traite clinique et thérapeutique de l'hysterie. Plou, Nourit et Co. , Paris, 1895
- 6)Kraepelin E: Psychiatrie ein lehrbuch für studierende und ärzte. Johann Ambrosius Barth, Leipzig, 1913
- 7)Brusset B: L'assiette et le miroir; L'anorexie mentale de l'enfant et de l'Adolescent. Privat, Toulouse, 1977
- 8)Janet P: Les Obsessions et la Psychasthenie. Alcan, Paris, 1903
- 9)Dally J: Anorexia nervosa. Heinemann, London, 1969
- 10)中西俊夫:ヒステリーの現代的病像について.精神医学 32 : 845-851 , 1990
- 11)鈴木啓嗣、青木省三、山田了士、他:長期間にわたり解離症状を呈した前思春期の神経性無食欲症の1例:心身医32:567-570.1992
- 12)傳田健三・笠原敏彦:さまざまなヒステリー症状と高度の退行を示した神経性食思不振症の一症例:臨床精神病理13:289-298.1992
- 13)Graham J: The MMPI; A practical guide. Oxford University Press, 1977
- 14)日本MMPI研究会:日本版MMPIハンドブック.三京房.京都.1969
- 15)Rosenvinge J, Moulard S: Outcome and prognosis of anorexia nervosa: A retrospective study of 41 subjects. Br. J. Ps chiatr. ;56: 92-97, 1990
- 16)Kennedy H, McVey G: Personality disorder in anorexia nervosa and bulimia nervosa. J. Psychiatr. Res. 24:259 269, 1990
- 17)Levin P, Hyler E:DSM- personality diagnosis In



- bulimia. Compr. Psychiatry. 27: 47-53, 1986.
- 18) Yager J, Gwirtsman H: Special problems in managing eating disorders. American Psychiatric Press, Washington DC, 1992
- 19) Yager J, Landsverk : Screening for axis personality disorders in women with bulimia eating disorders. Psychosomatics 30: 255-262 1989
- 20) Yates R, Sieleni B: Clinical correlates of personality disorder in bulimia nervosa. Int J Eating Disorders. 8:473-477 1989
- 21) Yates R, Sieleni B: Comorbidity of bulimia nervosa and personality disorder. J Clin Psychiatry. 50:57-59, 1989
- 22) Gartner F, Marcus N: DSM-III-R personality disorders in eating disorder patients. Am J Psychiatry. 146: 1585-1591, 1989
- 23) Piran N, Lerner P: Personality disorders in anorexic patients. Int J Eating Disorders. 7: 589-599, 1988
- 24) Powers S, Coovert L: Other psychiatric disorders among bulimic patients. Compr Psychiatry. 29: 503-508, 1988
- 25) Wonderlich A, Swift J: DSM-III-R personality disorders in eating disorder Subtypes. Int J Eating Disorders. 9: 607-616, 1990
- 26) Scott R, Baroffio J: An MMPI analysis of similarities and differences in three classifications of eating disorders; Anorexia nervosa, bulimia and morbid obesity. J Clin Psychol. 42: 708-713, 1986
- 27) 中村準一、今岡健次: 摂食障害10例の臨床像. 島根県中病医誌 . 13:56-60, 1986
- 28) 上田かおる、小林孝文: Anorexia NervosaとBulimiaの臨床像. 島根県中病医誌 . 16:28-38, 1988
- 29) Dacey C, Nelson W: Prevalency rate and personality comparisons of bulimic and normal adolescents. Child Psychiatr and Human Development. 20: 243-251, 1990
- 30) Biederman J, Habelow W: MMPI profiles in anorexia nervosa patients with and without major depression. Psychiatr Res. 19: 147-154, 1986
- 31) Scott R, Thoner G: Ego deficits in anorexia nervosa patients and incest victims; An MMPI comparative analysis. Psychol Reports. 58:839-849, 1986
- 32) Williamson D, Kelley M: Psychopathology of eating disorders; A controlled comparison of bulimic, obese and normal subjects. J Consult and Clin Psychol. 53: 161-166, 1985
- 33) 切池信夫、西脇新一: 過食症と神経性食思不振症. 精神医学. 27:1371-1377, 1985
- 34) Edwin D. Andersen A: Outcome prediction by MMPI in subtype of anorexia nervosa. Psychosomatics. 29: 273-282, 1988
- 35) Stoog D, Andersen A: Personality and treatment effectiveness in anorexia nervosa. J Clin Psychol. 40: 955-961, 1984
- 36) Garfinkel P, Garner D: Anorexia nervosa; A multidimensional perspective. Brunner/Mazel, New York, 1982
- 37) Garner D, Garfinkel P: Diagnostic issues in anorexia nervosa and bulimia nervosa. Brunner/Mazel, New York, 1988
- 38) Bemporad J, Ratey J: Hysteria. Anorexia and the culture of self-denial. Psychiatry. 51: 96-103, 1988
- 39) Hsu G: Eating disorders. The Guilford Press. New York, 1990
- 40) Sherman R, Thompson R: Bulimia; A guide for family and friends. Lexington Books, New York, 1990
- 41) Vanderlinden J, Norre J, Vandereyken W: A practical guide to the treatment of bulimia nervosa. Brunner/Mazel, New York, 1992
- 42) 森孝宏: Marty心身相関基準を用いた摂食障害治療経過に見る心身相関. 心療内科. 6:217-223, 2002
- 43) 森孝宏: 過食期と性衝動亢進を含む不安期を呈した神経性過食症の心身相関. 心療内科. 8:208-213, 2004
- 44) 森孝宏: Marty-CPS ( Marty心身相関診断基準 ) 概説: 心身症の分類と診断治療に寄与する指針について. 静岡福祉大学紀要. 1:9-12, 2005

## 臨床コミュニティアプローチの実際 - 精神障害者が地域で暮らすために -

杉本 好行

The Practice of Clinical Community Approach  
- Community Care for Psychiatric Patients -

Yoshiyuki SUGIMOTO

### はじめに

コミュニティとしての機能を十分持ち得ない現代の社会においては、人々は自分が直面する危機の克服や心の健康増進に当たって、個人や家族だけで対処するだけではなく、社会全体のシステムの中で、適切な資源の活用を考えねばならなくなった。地域精神保健活動の主要テーマである危機介入は、こうした状況を踏まえたものであり、危機状態にある人への迅速かつ効果的な対応を目指す理論と実践活動の試みである。

今日の精神保健福祉の基本課題は、第1に、歴史の積み残しともいうべき社会的入院を減少させることであり、そして在宅精神障害者の生活の質を向上させることである。第2は住民の心の健康を守り、新規に発生する精神疾患を最小限に抑え、その慢性化を未然に防ぐ予防活動を強化することである。

すなわち、精神保健領域における臨床コミュニティアプローチは、メンタルヘルスとノーマライゼーションの理念の下に、地域住民が自らの心の健康に関心を持つと同時に、精神障害者の自己実現と社会参加を促進することが中心的な目的である。そしてその目標は、地域社会における不適応の予防や、精神的健康の増進を目指した新しいシステムづくり、精神障害者が安心して生活できるコミュニティづくりにあるといえよう。

### 研究の目的

平成14年度に精神保健福祉に関する事務の一部が市

町村に移譲されたのを機会にわれわれは、精神保健領域の社会資源の何もないB町を対象に上記の目標に基づき新しいコミュニティづくりの取り組みを始めた。まず、住民への障害者への正しい知識の普及や啓発、さらに理解と支援を広げるために、平成14年、15年と2年間にわたり、B町民を対象に「精神障害に関する学習会」を開催した。この2年間の取り組みの中で参加者から「当事者や家族の話し合いの場をつくらう」「学習会の参加者でボランティア活動ができないか」などといった障害者を支援していく前向きな考え方が多く出された。このため3年目の16年度には、B町行政が、精神障害者を支えるための取り組みとして、「精神保健福祉を考える会」「家族のつどい」さらには当事者のための「憩いの場」の3事業をスタートさせた。

本論では、これら3事業がスタートするまでの活動の概略を報告するとともに、これらの事業が、精神障害者を含むコミュニティにとってどのような意味があるのかを考察したい。

### B町の概要

1. 人口・・・約2万人
2. 歴史と産業・・・三方を緑豊かな山々に囲まれ、町の中心には大きな川が流れている。B町は、こうした自然とのかかわりの中で発展し、寺社仏閣も多く、小京都と呼ばれるくらい歴史のある町である。観光の町ではあるが、最近工業団地を造成して企業誘致に力を入れている。

3. 障害者に対する行政サービスと住民の理解・・・  
障害者福祉については、特に充実しているわけでもなく、かといって遅れているわけでもない。障害者に対する住民の偏見は強く、知的障害者の通所授産施設が一箇所ある程度で、精神障害者の施設は何もない。

#### 取り組みの経過

この取り組みは、B町保健師、B町を管内とするC保健所保健師、C保健所管内の社会復帰施設職員の精神保健福祉士、精神保健福祉センター保健師、静岡福祉大学臨床心理士の10名のチームの活動である（年度によって多少の変化はあるが基本的枠組みは変わらない）。

#### 1. 平成14年度の取り組み

##### (1) 活動目標

B町の住民のリーダー格の人々を対象に、精神障害に関する学習会を実施し、精神障害に関する正しい理解を深めてもらう。

##### (2) 実施方法

###### 1) 企画会議について

スタッフは10名

保健所保健師 3名

B町保健師 4名

社会復帰施設精神保健福祉士 2名

精神保健福祉センター 1名（筆者であるが、平成16年度より静岡福祉大学）

学習会開催前には必ず企画会議を設け、実施方法や役割について話し合う。学習会開催後にも企画会議で反省会を行う。

###### 2) 学習会について

参加者 45人

ア 住民のリーダー格（町内会長、民生委員、保健委員、食生活改善委員、人権擁護委員、ボランティア代表など）計33人

イ 社会福祉協議会職員 3人

ウ B町職員 9人

回数及び方法

ア 合計3回開催し、毎回グループワークを取り

入れる。

イ 次回のテーマについては、参加者の意見を尊重し、企画会議で決定する。

#### (3) 結果

##### 1) 第1回学習会（8月27日） 参加者37人

内容・・・テーマ「精神障害者についてのイメージ、知っていること考えたこと、かかったことなど、何でも出し合ってみよう」のもとにグループで話し合いを行った。

グループワークで出された意見

- ・イメージとして怖い、被害妄想が激しい、神経が細かい人。
- ・どんな人が精神障害か、遺伝するのか、どういう病気かわからない。
- ・痴呆や知的障害、精神障害との違いは何か、
- ・どのようにかかかったらよいかかわからない。
- ・学びたいことは、病気のこと、かかわり方、精神保健福祉の歴史、他の障害との違い、B町の実態など。

##### 2) 第2回学習会（10月8日） 参加者33人

内容・・・テーマ「精神障害者の現状と課題」のもとに、講義とグループワークを行った。

グループワークで出された意見

- ・精神病は遺伝病である。（遺伝にこだわる人が、講義の中において遺伝要素があると表現したことを、遺伝病であると理解してしまう。このため、グループワークでも、遺伝の話題だけが取り上げられ、このことだけが強調されてしまったグループもあった。）
- ・病気が完治してない場合には、精神障害者が地域で1人で暮らすのは危険過ぎて心配である。

##### 3) 第3回学習会（12月5日） 参加者33人

内容・・・テーマ「精神科の治療と地域の役割」のもとに、講義とグループワークを行った。

グループワークで出された意見

- ・ありふれた病気、身近な病気だということがわかった。
- ・社会の中にはいろんな人がいて当たり前、排除しようとするのが間違いだとわかった。
- ・頭では理解できたが、気持ちや感情がついていかない。
- ・過去に経験した、精神病の人は怖いというイメ

ージが少し変わった。

- ・住民みんなに、このような学習会に参加してもらって、正しい知識を得ないと、偏見は減らない。

#### (4) 平成14年度の活動のまとめ

第1回目の学習会を開催したときには、参加者から「どんな病気かわからない」「精神障害について知りたい」「この町の実態について知りたい」など学びたいことが多く出され、グループワークは非常に盛り上がった。さらに、「なぜ今頃になって学習会を開催したのか、遅過ぎる」とか、「町は、精神障害者の作業所を作る気があるんでしょうね」と質問するなど、精神保健福祉への関心が見られ、前向きな姿勢が感じられた。

第2回目では、精神病についての講義の中で、「遺伝要素がある」という表現をしたところ、グループでの話し合いで、何人かの参加者から「やっぱり血筋である」とか、「わたしは、もし家族が病気になっても町内の病院には受診させない」などの声が出され、「遺伝病」として納得してしまったグループが見られた。第1回目の学習会ではよき理解者を示していたが、第2回目では、「精神障害は遺伝で治らない」「入院中の患者が退院してきたら怖い」という参加者の生の気持ちが多く出され、住民の偏見の根深さにスタッフとしては改めて驚かされたという状況であった。

第3回目の学習会では、2回目の結果を検討し、管内の精神科医師に「精神科の治療」についてもう一度わかりやすく説明してもらうことにした。その結果、参加者はやっと「病気は早い診断と治療が必要である」「よくある身近な病気だとわかった」など「見方が変わった」とする意見が多く、偏見を修正しようとの姿勢が多く参加者に見られた。

さらに、研修会終了後のアンケートでは、「在宅支援でどんなことができるのか？」と質問したところ、半数前後の人々が「相談をすすめる」「悩みを聴く」などができることと答え、グループワークでも町の職員が「当事者が窓口に来たら自信を持って支援できると思う」と発言するなど、支援を積極的に受け入れているのが感じられた。そして、今後の学習会の希望として「施設の見学」や「かわり方の学習」などが出され、また「この知識をどのように地域に広めるのか？」といった声も聞かれており、精神障害者を理解しようと

する前向きな姿勢が見られた。

## 2. 平成15年度の取り組み

### (1) 活動目標

昨年度の学習会参加者が、施設見学や実習などの体験学習を通して、精神障害者に対する理解を深め、B町の住みやすい地域づくりについて考えてもらう。

### (2) 実施方法

#### 1) 企画会議について

スタッフは前年度とほぼ同様である。

学習会開催前には企画会議を設け、実施方法や役割について話し合う。学習会の後には反省会を行う。

#### 2) 学習会について

参加者・・・住民のリーダーとなれる人(町内会長、民生委員、保健委員、食生活改善委員、ボランティア代表、更生保護婦人会など)

第2,3回目の学習会には前年度の参加者にも参加を呼びかける。

#### 回数及び方法

ア 合計5回実施する。第1回目、4回目、5回目は前年度と同様、講義とグループワークである。

2回目は保健所デイケアへの実習、3回目は近隣の知的授産施設と精神障害者共同作業所の施設見学

イ 5回の学習会の前には、必ず企画会議を開き、内容や役割について、話し合いを行う。

### (3) 結果

#### 1) 第1回学習会(6月24日) 参加者32人

内容・・・テーマ「精神障害者のイメージについて」のもとにグループで話し合いを行った。

#### グループワークで出された意見

- ・何をするのか分からないところが怖い。
- ・どんな人が精神障害か、遺伝するのか、どういう病気かわかんない。
- ・痴呆や知的障害、精神障害との違いはなにか、どのようにかかわっていけばよいのかわかんない。

#### 2) 第2回学習会(6月から10月まで)参加者38人

内容・・・保健所デイケアに分散して参加、デイケア参加後の意見

- ・精神障害があっても普通の人と変わらない。
- ・みんな元気で朗らかな印象を受けた。
- ・生活できるのは家庭や地域の協力があるからだと思う。町内にもこのような場所が欲しい。
- ・みんなの一生懸命さが伝わってきた。
- ・両親が元気ならいいが、そうでない場合はどうなるのか。

3) 第3回学習会(8月から9月、6回に分けて実施)  
参加者47人

内容・・・6グループに分かれて知的授産施設、精神障害者共同作業所を施設見学。

施設見学後の意見

- ・もっと近くに施設があればいいと思った。
- ・知的障害より精神障害の方が遅れている。もっと行政が助けてあげた方がよい。
- ・障害者と健常者が助け合っていける町にしたい。
- ・障害者が一生懸命働く姿に感動した。

4) 第4回学習会(10月2日)

内容・・・テーマ「精神科治療と地域の役割」のもとに講義とグループにおける話し合いを行った。

講義後の話し合いで出された意見

- ・痴呆の人と同じように、地域で暖かく見守っていく必要がある。
- ・施設も利用できない人をサポートしていく必要がある。
- ・B町には知的障害の施設があるが、精神障害の施設も作って欲しい。
- ・在宅の精神障害者の行き場所があることはいいことだと思った。
- ・知的障害との違いがよく分かった。

5) 第5回学習会(12月15日)

内容・・・テーマ「自然な接し方、かかわり方」のもと、講義とグループワークを行った

グループワークで出された意見

- ・B町にも是非受け入れる施設を作って欲しい。
- ・実際に当事者の声や要望を聞く機会を増やして欲しい。
- ・一般の人たちと、自然に交流できる機会を数多く企画することが必要だと思う。

(4) 平成15年度の活動のまとめ

昨年度の学習会では、グループワークを取り入れた方が参加者の意識の変容を促すことに効果的であったため、今年度も同様にグループワークを取り入れた学習会とした。しかし昨年の学習会では、「精神障害者は怖い」「何を考えているか理解できない人」というイメージは、「頭では理解できてもなかなか消えない」と参加者は思っており、偏見をなくしたいという課題までは達成できていなかった。

このため今年度は、実際に精神障害者と出会い、かかわり合う体験学習によって、正しい理解の促進を図ることを目的に、保健所デイケアにおける実習と施設見学を取り入れた学習会を実施した。

第1回目の学習会では、「遺伝するのか」「何をかわからないところが怖い」などの意見が出され、昨年度同様に偏見が認められた。第2回目は、保健所デイケアにおける実習で精神障害者と直接話したり、粘土細工を一緒に作ったりした。参加者は、「精神障害があっても普通の人と変わらない」「みんなの一生懸命さが伝わってきた」と、精神障害者を肯定的に受け止める発言が多く聞かれた。また第3回目の施設見学では、「知的障害に比べ精神障害の福祉は遅れている」と精神障害者の現状に気がつく人も多かった。

このことから体験学習を取り入れることは、実際に精神障害者に接したり、おかれている現状を認識してもらうことによって、精神障害者への偏見を減少させるのに有効な学習方法であったと推測される。

3. 平成16年度の取り組み

(1) 活動目標

平成14年、15年度の取り組みによって参加者から「当事者や家族の話し合いの場を作ろう」「学習会参加者でボランティア活動をしたらどうか」などの精神障害者を支援していこうとの前向きな意見が多く出された。B町には精神障害者の施設が何もないため、16年度からはまず行政が率先して家族のつどいや憩いの場を主催し、また精神保健福祉を考える会を支援する事業にのり出した。

今年度は、これら3つの事業の実施結果から成果と課題を確認する。

## (2) 実施方法

### 1) 家族のつどい

家族が、精神障害を学習し、お互いに連帯感を持つことを目的とする。

対象は、精神保健福祉手帳所持者の家族と入院医療費公費負担制度申請者の家族など69人、年間3回実施し講義とグループワークの2本立てで行う。

### 2) 憩いの場

ともすれば閉じこもりがちな精神障害者の居場所づくりを目的とする。

B町の保健福祉センターを会場とし、年間5回実施し、懇談会やゲーム、おやつ作りなどを内容とする。

### 3) 精神保健福祉を考える会

地域住民で障害者をどのように支えていくかを考え、自分たちにできることを実践する会である。行政が側面から援助する。

## (3) 結果

### 1) 家族の集い

参加者 第1回25名、第2回13名、第3回15名

内容 第1回講義「心の病と治療について」その後グループワーク、第2回講義「家族の対応について」その後グループワーク、第3回講義「薬の作用と副作用」その後グループワーク。

グループワークで出された意見

3回の講義やグループワークを通して、毎日障害者と接していると不安になったりするので家族同士話したい、この企画を継続して欲しい、などの意見が出された。また共同作業所を設置して欲しいなどといった意見も出された。

### 2) 精神保健福祉を考える会の活動

参加者

- ・保健所デイケア6回へのボランティア活動に延べ18名
- ・学習会1回に12名
- ・憩いの場へのボランティア活動3回に3名

内容

・学習会では、講義「地域に根ざした市民活動について」とグループワークを行った。講義ではボランティア活動の話が中心であったので、その後のグループワークでも精神保健に関するボランティア活動に積極的な意見が出された。

・実際、保健所デイケアと憩いの場へのボランティア活動を行った。

## (4) 平成16年度の活動のまとめ

3回の家族教室を実施して、家族はやはり、お互いの情報を交換しあったり、病気の話をしたり、交流しあいながら息抜きを場を欲しがっていると考えられた。

学習会では、憩いの場や保健所デイケアなどの障害者と接することで、「何か特別な人」という考えがなくなり、机上の学習では得られないものを得たり、実際の体験を通じての障害者の理解が深まったものと考えられる。

## 考 察

平成14年度から3年間、県と町、近隣の社会復帰施設職員らが協同して「精神障害に関する学習会」を開催してきた。参加者の精神障害に対する偏見が薄れ、精神障害を正しく理解することで、地域に住む自分たちで何かできないかとの積極的な意見が出されるようになった。こうした積極的な意見や正しい理解が3年目に、家族の集い、精神保健福祉を考える会の活動、保健所デイケアや憩いの場の実施につながっていったものと思われる。

以下では、これら3年間の活動が精神障害者の住むコミュニティにとってどのような意味があるのかを考察したい。

### 1. B町の住民の変化

1年目の学習会ではグループワークを取り入れたことによって、参加者の精神障害に関する知識を増すことに効果があった。しかし「精神障害者は怖い」「理解できない」という意識は偏見に過ぎないと理解できるものの感情の部分ではなかなか取り除けないとの意見が多数出された。

そこで2年目は、こうした感情的な精神障害者への偏見を取り除くために、実際に精神障害者と出会い、かわり合う体験学習を取り入れた。第1回目の学習会のグループワークでは「遺伝するのではないか」「なにをするかわからないところがこわい」と語っていた参加者が多かったが、保健所デイケアで精神障害

者と一緒に粘土細工をしたことによって、「精神障害があっても普通の人と変わらない」「みんなの一生懸命な気持ちが伝わってきた」などと精神障害者を肯定的に受け止める発言が多く聞かれるようになった。施設見学では、知的障害者と精神障害者の施設をそれぞれ見学してもらったが、参加者からは、「知的障害に比べ精神障害の福祉が遅れている」「障害者が一生懸命働く姿に感動した」などの意見が多く出された。さらに、「怖い人」という精神障害者を避けたいという受け止めから「両親が元気なうちはいいが、ずっと安定した生活ができるのか」などと、精神障害者の今後の生活を心配する発言も聞かれるようになった。

このことから体験学習を取り入れることは、実際に精神障害者に接することにより、「精神障害者は怖い人ではなかった」という自分の体験を通して得た認識に変わり、これまでの「怖い人」という偏見を覆すことができたと考えられる。

1年目は、講義やグループワークにより知的な理解が、2年目は、精神障害者の中に入って共に作業をすることによって感情的な理解がすすみ、精神障害者に対する見方が変わってきたものと考えられる。

## 2. B町の行政の変化

B町は、これまで精神障害者の受け皿はなく、今後新たな施設を作るつもりはなかった。また、今回のような学習会もまったく初めての試みで、精神障害者の施策を進展させる気持ちはまったくなかったといってよい。そこでスタッフは、B町の精神障害者の支援を強化するためにも、この学習会の取り組みと参加者の声を町の住人にPRし、B町の障害者プランの見直しにも反映させたいと、新聞や広報誌に取材を依頼し掲載してもらった。

その後、スタッフと行政の話し合いの中で、B町の現状で、どんな支援ができるか検討したところ、「当事者の家族が話し合える場を作ったらどうか」「保健所デイケアをB町で実施したらどうか」「当事者が気軽に訪れることができる場として憩いの場を提供したらどうか」

などといった意見が出された。これによりB町行政としても、平成17年度から「精神保健福祉を考える会」を立ち上げ、「保健所デイケア」や「憩いの場」へ、職員と場の提供をすることとなった。

## 3. 精神障害者の住みやすい地域づくりをめざして

平成14年度から、県と町、近隣の社会復帰施設職員等が協力して、B町の住民や行政にアプローチして、精神障害者への正しい理解を促進してきた。その結果、「精神保健福祉を考える会」を立ち上げることができ、またB町の事業として「家族の会」「憩いの場を」実施するまでに至った。これらは、精神障害者が住みやすい地域づくりのための重要な第 歩を踏み出したものと考えられる。

家族の集いは、平成16年中に初めて町の単独事業として3回開催できたものである。全体的に参加者は少なめであったが、初めて病気の事や薬のことについて勉強したという家族や、同じように悩みを持つ家族と触れ合い大変励みになったという意見が聞かれた。また、このような集いを継続して欲しいという意見も強く出された。この地区には精神障害者の家族会はなく、こうした、家族の集いを育成していく必要があると考えられる。

「憩いの場」は、16年度5回実施をしたが、病院のデイケアをやめてしまった人や、何年も家から出られなかった人などが参加しており、少人数ながら、意義のある「場」であったと思われる。B町では今のところ、精神障害者の社会復帰施設を作る予定はないため、在宅精神障害者の唯一の受け皿であり貴重な社会資源であるといえよう。

「精神保健福祉を考える会」は、精神障害者の置かれている現状を理解し、地域で支えていくための会としての第一歩を踏み出したと考えてよいであろう。単なるボランティア活動を行う会というより、「考える会」のメンバーが主体的に考え行動し、行政や住民と協力しながら、活動できるように育成していく必要があると考えられる。また、行政主導で動いている部分が強いが、「考える会」自体が企画立案し、自主的な活動ができるよう支援していく必要があると考えられる。今後の課題としては、社会福祉協議会などと密接な連携をとっていく必要もあると考える。

おわりに

以上、3年間の活動の結果、精神障害者に関するサービスが皆無であったB町に、「家族の集い」「憩いの場」「精神保健福祉を考える会」の活動をスタートさ

せることができた。そして1年間かけてある程度軌道に乗せることもできた。「精神障害者が住みやすい地域づくり」の基礎ができたと考えられる。今後は行政、家族、当事者、地域住民が協力し合いながら、より住みやすい障害者の町づくりを目指していきたいと考える。

(付記)

この事業は、B町と県の保健所、社会復帰施設職員らの専門家チームで実施してきたものであり、本論をまとめるに当たっても有益な意見をいただいた。チームのメンバーに感謝したい。

参考文献

- 1) 田中英樹：コミュニティワーク，相川書房，1996
- 2) 田中英樹：地域援助活動，萌文社，1998
- 3) 杉本好行：コミュニティにおける臨床心理士，  
心理臨床第3巻第3号，1990



## 学校臨床現場における援助についての一考察 - 支持的カウンセリングとTFT(思考場)療法を併用した2事例から -

中田 薫

A Study on Psychological Support in School Settings:  
Two Cases of Supportive Counseling with the Thought Field Therapy

Kaoru NAKATA

### ・問題と目的

近年、学校臨床現場において、いじめ、不登校などさまざまな児童、生徒の問題が多発する中、心理療法の専門家の派遣に社会や現場の要請が高まっている。わが国においては平成7年以降の文部省によるスクールカウンセラー活用調査研究委託事業で、臨床心理士が試験的に現場に赴きさまざまな心の問題に支援する試みがなされてきた(友久, 1999)。その事業は平成12年度に、スクールカウンセラー配置の効果が認められる結果で終結、その後、平成13年度以降、18年度までに国の全ての公立中学校にスクールカウンセラーを配置するという方針が進められている。

筆者は現在、東京都内のとある中・高等学校へスクールカウンセラーとして赴任している。週1回の限られた勤務時間の中、カウンセラー室にやってくる生徒の話に耳を傾けながら、少しでも彼らにとって有効な支援ができるよう模索する日々である。本論文は筆者がスクールカウンセラー活動を行う中で考察されたことを、2つの事例を通じて述べたものである。

思春期、青年期の児童・生徒の心の問題にはさまざまなものがある。いじめ、不登校、非行などの学校不適応に関する問題、親子関係の問題や自我同一性の拡散などの心理社会的問題、抑うつ、摂食障害、不安障害、統合失調症などの重篤な心の病に陥ることもある。本論文で対象としている期間の活動を振り返ってみると、カウンセラー室にやってきたのは、学校へは一応来ることができており、重篤な心の病には陥っていない、比較的健康度の高い生徒がほとんどであった。そ

して、彼らの悩みの中で特に多く見られたものは、女子生徒の“友達ができない”“クラスへなじめない”という問題であった。年度始めの時期は、新入学やクラス変えで友人関係が大きく変化し、新しい環境になじむために非常に大きなストレスのかかる時である。教師など周囲の大人たちから見ればささいな問題に思われても、本人たちにとっては非常に切実な問題として悩まれているのが事実である。

そして、彼らは友達とのトラブルやクラスへの馴染めなさといった原因そのものについて悩みを抱えるだけでなく、問題が長引くほど「こんな風になってしまった自分」「つまずいてしまった自分」そのものについて悩み始め、二次的に抑うつ感を強めてしまうということが頻繁に起こっている。根本的な心理治療を目的としてじっくりと分析的な心理療法やカウンセリングに取り組むことは常に重視されるものの、彼らにとっては日々過ぎて行く時間の中で、少しでも早く問題を解決し日常生活の流れに乗ることもとても重要であると言える。

スクールカウンセリングにおいて、基本的には、受容・共感を軸とした支持的なカウンセリングが重要であることは言うまでもない。しかし、スクールカウンセラーの仕事は、面接室の中でひたすら話を聴くだけという従来の心理臨床面接のみでは対応できず、生徒本人と教師、学校、地域社会とのネットワークに働きかけるなど面接室の枠組みから外に出た活動が求められると言われる(岡堂, 1998)。また、さまざまな問題レベルの児童・生徒に対応するために、多くの知識とさまざまな治療法を扱えることも必要である。つま

り多くの「持ち札」が必要であると言われている。

ところで、多種多様な心理療法が存在し、また新たな療法も次々と開発される中、ここ数年注目を集めているものに「パワーセラピー」というものがある。パワーセラピーとは短期間で有効な効果をあげる強力な治療法の総称であり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）や恐怖症に効果があるとされるEMDRなどがその代表である（フィリップス、M 田中訳，2002）。その一つ「TFT（思考場）療法」とは、ロジャー・J・キヤラハン（穂積訳，2001）により開発された心理療法であり、体の特定の部分を決まった順序でタッピングすることで経絡に働きかけ、不安、緊張、パニック、トラウマなどのさまざまな不快な感情を軽減させる療法である。この療法もまた非常に短期間で劇的な効果があがるとされ、国内での一例をあげると、恐怖症の事例への効果などが報告され始めている（藤本 2003）。まだまだ未知数な療法であるが、著者はスクールカウンセラー活動の一つの持ち札としてこの療法に着目し、時折使用を試みている。今回紹介する事例もTFT療法をカウンセリングに併用させたものである。

本論文では、そのような支持的カウンセリングとパワーセラピーの併用を特徴とする二つのカウンセリング事例を題材として、学校臨床現場における生徒への援助について考察を行うことを目的とする。

## ・事例

以下に二つのカウンセリング事例を紹介する。事例中で生徒をそれぞれA子、B子、筆者をCo（カウンセラー）と略記する。

### 1. 事例：A子

主訴：「クラスになじめない。一緒にいる友達がいない。」

以下、カウンセリングセッション毎にA子の話や状況をまとめて述べる。A子の話は〔 〕内、Coの言葉は〈 〉内である。

#### # 1

来談したA子は、ハンカチで涙をぬぐいながら泣きじゃくっている。

「今のクラスは「ギャル系」の子が多く、自分に合う子がいない。いつも一人ぼっち。最初、「困ったことがあったら声をかけてね。」と言ってくれる優しい子がいた。でもその子は他の友達といるから、声をかけられない。担任の先生は「自分でなんとかしなさい。

授業中は授業聞いて、休み時間は本を読んだりしていればいいじゃないか。」としか言ってくれなかった。休み時間に、ペンパルに手紙を書いているが、一人でいるのはもう嫌。このクラスにいたくない。それに、今日、男子と女子の何人かが私の方を見て、何か言っていた。」と言い、涙が止まらない。「もうすぐ体育祭。練習も始まる。種目を決め始めているが、集団の種目で、もしうまくいなくて「あんたのせいであげた。」と言われたらどうしよう。」

#### # 2

2回目のA子は泣きじゃくっていた前回とは違い、少し落ち着いている。「クラスでいるのは、そんなにつらくなかった。お弁当は相変わらず別のクラスの友達と食べているが、わりと大丈夫。体育祭は、種目が決まったけど、まあなんとか個別の種目ばかりになって良かった。今は、部活のことで悩んでいる。騒いでいる子がいて、なかなか練習にならない。もっと真剣にやってほしい。ぎちぎちするのも良くないけど、程がある。ダラダラしてなかなか練習が始まらない。実は中学校の時、部活に出てこない部員が一杯いて、一度、友達と二人で皆にそのことを言った。そうしたら、一応は良くなった。そのことがあるから、余計、今のことも気になるんだと思う。」

終了時、少し落ち着いたことを受けて、今後も相談したいかどうか希望を聞くと、「まだダメだし、来週も来たい。」と言う。そこで、しばらく継続することにした。

#### # 3

恐る恐る面接室にやってくる。表情はあまり明るくない。「状況はあまり変わらない。グループで何かをやる時は、ちょっと嫌。中に入れてはくれるけど、あまりしゃべってもらえないし…。部活の方は、やっぱり皆の集まりが悪い。朝練にも集まらない。私の仲良い子に対してのダメ出しがひどくて。そこまで言わなくてもと思う。1年の男の子で、部活にも学校にも来なくなってしまった子がいる。その子のことを「来てないね。」って言うけど、自分たちも時間通り来ないのになと思う。その子たちは、練習が始まれば一応、真剣に意見を言ったりしている。でも、時間に来ないのは嫌。時間が勿体ない。他の学校の先輩で仲の良い人がいる。その人にも見に来て下さいって言った。そ

の人も演劇部で、準主役級で活躍している。部活、うまく行っているみたいで。私たちの方が、公演が後だから練習時間は長いはずなのに、まだバラバラで。私たちが下手だと、他の学校もズルズルってなっちゃうんじゃないかと思うと心配。]

# 4

〔クラスでは、昔声をかけてくれた子が偶然前の席になって。それで、前よりは良くなった。部活のこと。合宿でみんな疲れが出てしまっていた。皆なかなか寝なくて。早く横になって静かにしてくれればいいのに。そのせいで次の日皆身体がつかなくて練習にならなかった。でも、一回だけ通して集中してやって、まあ一応良かった。なんだか最近、「笑えない」感じ。友達が言ったことに対しては「くだらないな…」と笑えないし、劇の笑はずのところでも、未完成で笑えない。それと、ある中学校の友達のこと。見に来てねって私が前に言ったら、ピアノのコンクールが近くに行けないって言ってた。なのに、週末に先にある公演を見に行ったらその子が友達と来ていて…。「えっ?!」って思った。別の友達からチケットを買ったらしい。悪気はないのかもしれないけど…。〕とても落ち込んだ様子で、下を向く。終了時間なので話を終えるが、どこか上の空で、しんどそうな様子だった。

# 5

「こんにちは。」と明るい声でやってくる。〔部活の方は少し良くなった。発表会を終え、まあ良かったかなという感じ。そして「うるさい」と思っていた子とも、昨日、たまたまお弁当を一緒に食べて、普通にしゃべれた。お弁当のおかずを交換したり。最初食べるようになった時、「えー、どうしよう。」と思ったけど、思ったより良かった。つらいのは、やっぱりクラスの方。体育の時、バレーボールとかはチームだからいいけど、予定が変わると個人練習みたいになって。そうになると、一人になってしまう。何かがバスケをしていて、他は座っておしゃべりしている感じ。そういう時に一人だと、とてもつらい〕と涙を流す。〈どんな気持ちだったか、もう少し話せそう?〉とCoが尋ねるが、A子はうつむいて泣くばかり。長い間の沈黙。Coはここで、TFT療法を試みることにする。

TFT療法の詳しい理論や技法については、ここでは割愛する。文末に、簡単な用語の説明を記載する。

TFT療法の試み(以下にその経緯を記す。)

導入：〈もしかしたら、A子さんの今のつらい気持ちを少しだけ楽にできるかもしれない方法があるのだけど、試してみる?〉と問うと、A子はわりと素直にうなずく。

思考場にチューニング：“体育の時、一人ぼっち。とてもつらかった。”SUDは「7点」

アルゴリズムの実施：トラウマのアルゴリズム「まゆ 目の下 脇 鎖骨 人差し指 小指 鎖骨」を試みる。SUDを問うと、少し考えてから、「4点くらい」と答える。

心理的逆転の修正：PRスポットのタッピングをする。SUDは「2点」になる。

アルゴリズムと9g(ナインガミュート)：トラウマのアルゴリズム 9g アルゴリズム を行う。SUDを問うと少し首をかしげ、「もうほとんどないかな。0点かなあ。」と本人も不思議そうに答える。

アイロール：結果を安定させるために、アイロールを行い終了。

最後にこのやり方を説明しながら紙に書いて家でもやってみるように言い、本人に渡す。

# 6

表情良く、面接室にやってくる。〈今週はどうだった?〉と問うと、A子は「特に何もなかった感じ。部活も、クラスも、別に嫌じゃない。」とどこか、表情にゆとりがある。〈あれ(TFTのアルゴリズム)、やってみてる?〉「うん。結構良い。部活で失敗しちゃって、嫌だなーとか落ち込んだ時とか。」〈良かったね。〉笑顔が出る。

その後、部活の友達が転部すると聞いて少しショックだったことや、次回の公演に対する思いなどが語られる。しかし、どこかゆとりが感じられる。A子とCoとで今後について話し合い、一旦終結とすることにした。〈また何かあったら来てね。〉と声をかけるとうなずき、表情良く帰って行った。

## 2. 事例：B子

来談時の主訴：「クラスのことについて（いじめ）」

### # 1

昼一番に、飛び込みでの来談であった。体操着姿でシューズを片手に持ったB子は体育を抜け出して相談に来たとのことであった。

〔クラスの雰囲気が悪くて困っている。ある子が今いじめられている。女子からも男子からも。ドッチボールの時に集中攻撃をされたりしている。実は、自分は以前にいじめられていたから、その人を見てるとかわいそう。いじめの人を見て、とても嫌な気持ちになった。自分もまたいじめられるんじゃないかと不安。クラスのことと言って、自分のことしか考えてないですね…。私はこれまで、よくいじめに遭ってきた。小、中、高1、いつも、少しすると友達が離れていく。母は、「いつもなんだから、あんたにきつと原因があるんだ」って言う。自分では心当たりがない。人に好かれたい。ずっと淋しかった。人に好かれるには、どうすればいいの？女の子は、必ずグループになる。そういうの関係なく、バラバラでみんな仲良くできればいいのに。〕

### # 2

〔10月にある修学旅行の班決めで、一人になってしまった。最初、ある3人の子と一緒にいたのに、「3人で思い出を作りたい。」と言われた。班決めを取り仕切っている子に聞いたら、「それがあの子たちの本心だよ。」と言われた。3人は普通に話してくれたりしていたのに。本当はそうなんだって思って。ショックで、ご飯が食べられなくなった。それから、友達に話しかけられなくなった。私に変なことしちゃったら、嫌われてしまうから。中学の時もこういうことがあって。これまでずっとそうだった。なんで嫌われてしまうのだろう。お母さんは「あんたが弱いから悩むんだ。」って言うけど、どうしたら強くなるの？強くなったらそういうことに慣れるのだとしたら、私は強くなんかなりたくない。高1でいったん友達ができて、もう大丈夫かなって、つらいことを忘れかけていたのに…。こんなにつらかったんだって思い出した（涙を流す）。私、人の悪口とか言わないし、いじめたりもしないのになんで？人をいじめたりするような子がなんで好かれるの？〕

#2の1週間後 別のクラスの友達に連れられ、泣きながらやってくる。Co側の時間枠が取れず、B子の話を少し聞いた後、約束していた来週にゆっくり聞くとということで帰す。

### # 3

時間前に部屋に来て待っている。すぐに泣き出し、昨日の出来事を話す。

〔昨日、親と先生と話をした。先生に「逃げてばかりいる。そんなの意味がないから学校を辞める。」と言われた。お母さんは隣で泣いていて。泣きたいのはこっちなのに（涙）。<それはつらかったね。>もうすぐ夏休みだけど、夏休みが明けたらまたすぐ修学旅行の話し合いが始まる。一人で修学旅行を過ごすのは嫌。あの子一人なんだって思われるのが嫌。〕

B子は激しく泣いている。混乱しており、詳しい気持ちを聞こうとしても、ただ「つらい」としか表現できない。CoはTFT療法を試みることにする。

#### \_\_TFT療法の試み

導入：<少し気持ちが落ち着くと元気が出て、どうしたらいいかアイデアも浮かぶかもしれない。気持ちを落ち着けるのに効果があるかもしれない方法があるけれど、試してみる？>と誘うと、うなずく。

思考場にチューニング：<一番つらいこと？>「修学旅行」SUDは「10点」

アルゴリズムの実施：トラウマのアルゴリズム「まゆ 目の下 脇 鎖骨 人差し指 小指 鎖骨」を試みる。SUDを問うと、「9点」

心理的逆転の修正：PRスポットのタッピングをし、再度アルゴリズム。SUDは「8点」

圧痛領域を刺激 SUD「7点」

広範性PRの修正 「6点」 鎖骨呼吸法 「4点」

アルゴリズムと9g（ナインガミュート）：トラウマのアルゴリズム 9g アルゴリズムを行う。SUDは「3点」

心理的逆転の修正：PRスポットのタッピング。SUDは「3点」

再度本人にどのような気持ちか聞くと、たちまち顔を歪め、「悲しい…」とうつぶす。B子の心理的苦痛はほとんど改善されていないようであった。TFT療法の手順で、B子のSUDは1点ずつしか下がらず、最終的にも3点までの低下にとどまっていた。そこで、

CoはTFT療法を中止した。そして、鎖骨呼吸法の手順をおさらいし、これを1日3回以上やるようにB子に伝えた。

# 4

依然として、修学旅行の不安、クラスでいることのつらさが語られる。混乱しており、詳しい感情を語る以前に、事実すら十分に語れない。周りの人に対する怒りが感じられる。言葉はそれほど多くなく、さめざめと泣いている。

CoはそのようなB子の様子を受け止めつつ、鎖骨呼吸法について聞いてみると、毎日3回以上やっているとのことであった。この後、夏期休暇に入るため、しばらく会うことができない。CoはB子に、ゆっくりと過ごしてほしいこと、鎖骨呼吸法を続けてほしいことを伝えて終わった。

# 5

新学期最初の回。夏休み前に比べてどこか表情が明るく、落ち着いている印象。そのことを伝えると、本人は「そうかな?」という感じ。やはり、修学旅行に行きたくないとの思いが話される。悩みは解決していないという感覚はまだある。鎖骨呼吸法は続けている。鎖骨呼吸法は「心が落ち着く感じがする。」との感想だった。

# 6

落ち着いた表情。これまでになく、自分のことを詳しく語れる。小1まで他県で育ったこと。小2, 3で今の県に来たがクラスメイトから無視される、悪口を言われるなどのいじめを受け、小4で元の県に戻る。しかし、小5以降は今の県に再びやってきて、現在に至る。小5以降もずっといじめを受け続けてきたそうである。「小学校2, 3年の時に初めていじめられて。その時のことが、ずっと残っているのだと思う。」と言う。実は、中学時代はいつも何かと側で支えてくれた男の子がいたとのこと。でもその子と高校は離れてしまったので、今は学校で味方になってくれる人がいないということが話される。その子とは今も時々会うとのこと。B子はふと嬉しそうな顔になり、二人の時は「ポケとツッコミ」をして、高校とは全然違う楽な自分でいられると話す。

修学旅行に行きたくない気持ち、友達とやっていけ

ない気持ちは依然としてある。

# 7

会うと、明るい表情で笑顔を見せる。落ち着いた顔つきで「なんか、前と考え方が変わったと思う。」と述べる。CoはB子の様子がこれまではかなり違うことを感じつつ、話を聴いていく。「なんか、あまり考えてもしょうがないかなーって。前は、先のことばかり、それも、悪い風に考えて、どうしよう、どうしようばかり思っていた。今は、なげやりになるわけではないけれど、なんか、まあいいやって思った。私は、人に好かれるため、評価されるために私から何かをやるっていうのは、嫌だなと思った。前は、人にいつも何かを期待していた。人にすごく影響されて、ちょっと何かあるとぐらぐらしてた。彼氏の前では、私は素の自分でいられる。こんな私でも好いてくれる人がいるんだって思ったら、なんか、もういいや...って。それなら、どこでも、ありのままの自分で勝負しようじゃないかって思った。」CoはそんなB子の言葉に心からの感嘆を覚え、それを表現した。そして、<修学旅行は行けそう?>と尋ねると、うなずき「行きます。」とはっきりとした口調で言う。「一緒にいる人がいなくても、なんとかなるかなー。まあ、流れで(笑)」また、「前は、無理して、クラスでもなるべく笑うようにしていた。そうしたら、自分の気持ちが分からなくなって。感情がないみたいになっていた。」と以前を振り返る。

その後、B子とCoとで話し合い、B子の大きな悩みは一段落したものの、しばらくの間、フォローアップのカウンセリングを続けることにした。

・考察

1. 事例A子について

A子は当初、クラスでの孤立というつらい状況にあった。話をボツリボツリとしていく中で、少しずつ落ち着きを見せて行ったものの、一番の悩みがその回毎に移り変わり、A子の中で悩みが連鎖的に逡巡しているような印象であった。# 2から# 4では、部活の発表会が大きな悩みであり、Coが話を聞くことでそれを乗り切ることを多少なりとも支えたと思われる。その後、やはり悩みはクラスでのいづらさに戻る。特に、体育の時間のつらさについては繰り返し話されており、その苦痛はなかなかぬぐえないでいた。その問題

についてCoは、より深めようとしたが、A子は状況を詳しく話すことさえできずにいた。そこで、Coは話しをさせるのは止め、そのつらさを焦点としてTFT療法を試みた。その結果は予想以上のもので、不快な気持ちが消え、表情がみるみる明るくなっていった。その次の週に様子を尋ねると、これまで悩みを連鎖させていたA子だったが、初めて「特に何もなかった。」と答える。自分でも、家で技法を使っているようであった。小さな悩みはつきず、#6でショックな出来事や不安が話されたものの、それを話すA子の様子はこれまでと明らかに違っており、自分の力でやっていけそうという感覚をつかんだ余裕のようなものが感じられた。

## 2. 事例B子について

B子は「クラスのこと」と来談するが、すぐに話題は本人の悩みに変化した。最初の頃は、不安感、被害感が大きく、やりとりが難しく感じられるほどであった。そして、B子自身によって後に「感情がないみたいだった」と振り返られているように、解離的であった。まずは、少しリラクゼーションする必要があること、落ち着いて問題を見ることのできるようにとの意図と、解離的な状態の低減を目指し、TFT療法の技法の一つ、「鎖骨呼吸法」を毎日行うようアドバイスをした。B子は毎日、それを真面目に試みたようである。やがて、少しずつではあるが、表情に余裕が出てきて、明るくなっていく印象にCoには感じられた。夏休み明けになると、全体的に落ち着き、話し方もしっかりとし、自分の感情を自分のものとして感じている、つまり、解離的な感じが低下しているように感じられた。

B子はこれまでのいじめの経験によるトラウマで萎縮し、そのような態度でさらにいじめを受けるといった悪循環に陥っていた。B子の自己評価は著しく低下し、身動きがとれなくなっていると思われた。しかし、徐々に落ち着き、自分の感情を少し余裕をもって体験できるようになると、B子は急激に自分の力で問題に向かえるようになり、自分なりの対処を見つけることができたように思われた。

## 3. 事例へのTFT療法の試みの効果

A子の場合、TFT療法の援用が功を奏した典型例であるだろう。A子にとって、TFT療法は非常に効果的であったと言える。A子はTFTのセッションで問題を乗り越えることができた感覚を体験することができ、そのことがA子に自信をもたらしたように思われた。

B子の場合、TFT療法のアルゴリズムを行ってもうまく不快な感情が除去できなかった。このことの原因として、当初B子の感情の混乱が大きく、解離的な面もうかがえたことが原因かもしれない。また、B子が苦痛の場面を「修学旅行」としか語れなかったため、Coから詳しく聞いていく中で、友達に「一緒に行動したくない。」と言われたつらさが大きいと思われたため、「トラウマ」のアルゴリズムを試行したが、もしかするとB子の苦痛を「修学旅行への不安」として、「不安」のアルゴリズムを用いる方が良かったのかもしれない。筆者の方でTFT療法を十分に使いこなせなかったとも言え、今後の習熟が必須である。B子とは、そこで、まずは話す基盤作りとしてのTFTの技法（鎖骨呼吸法）を用いるという形をとった。B子の解離的な様子が低減し、徐々に自分自身の感覚を取り戻していったのは、鎖骨呼吸法の効果であると言い切る根拠はないものの、B子がそれを「落ち着く」と評価し、熱心に続けていたことと、B子が変化していったことが平行して起こっていることは無視できないように思われた。

## 4. 支持的カウンセリングとTFT療法の併用について

2つの事例とも、基本的には支持的カウンセリングの立場で面談を行った。生徒の話を受容・共感しながら聴き、一緒に考えることで生徒は孤立無援ではないという感覚を持つことができ、気持ちを整理していくことができたと思われる。とは言え、今回は、じっと話を聴き時間をかけて本人の洞察を深めるのではなく、そこにTFT療法の技法を援用することで、早期解決を目指した。どちらも、支持的カウンセリングの途中でタイミングを見ながらTFT療法を取り入れることで、両者が相乗的に効果を発揮したのではないかとと思われる。

冒頭でも述べたように、TFT療法のようなパワーセラピーを用いて生徒の問題を早期に解決することは、学校臨床場面においては有効であると思われる。生徒

は自分自身の心の問題を生育歴から振り返って一つ一つ洞察するに耐えうるほど自我が成熟してはいないことが多く、また学校臨床現場では、そうするための十分な時間もない。今回の2事例でも、生徒の最も苦痛なところに行き当たった時に、打開するきっかけを意図してTFT療法を試みた。そして、それによりケースの流れは良い方向に動いたのではとの印象を持つ。A子の例について先にも述べたように、簡単に感情の問題が解決した感覚を得られることは、本人の低下した自己効力感を高め、不適応感を低減させることでも意味があると思われる。

心の病を身体の病に例えたとき、分析的心理療法や時間をかけたカウンセリングが体質改善を目指した治療法であるならば、TFTなどの技法は鎮痛剤のようなものであろうか。対処療法的ではあるが、早い段階で少し問題への取り組みを楽にすることで、二次的な不適応感を低減させる意味があると思われる。支持的カウンセリングと対処療法的なものは、どちらか一方だけでは問題の解決が困難な場合は多いと思われる。スクールカウンセリングなどの教育現場における心理臨床活動は目に見える高い効果、そして早い解決が求められているといえる。そのような中、心理臨床の専門家はさまざまな療法を柔軟に取り入れつつ技術を向上させていくことが、これからもますます求められるだろう。

## 文 献

- ATFT認定 アイ心理研究所(訳) Thought Field Therapy アルゴリズム・レベル・マニュアル  
2004キャラハンテクニック
- 岡堂哲雄(編) 1998 スクールカウンセリング-学校心理臨床の実際- 新曜社
- 藤本昌樹 2003 思考場療法(TFT)の教育臨床場面への応用-2事例の恐怖症における活用から- 臨床心理学, 3(3) 363-374
- マギーフィリップス 田中究他(訳) 2002 最新心理療法 EMDR・催眠・イメージ法・TFTの臨床例 春秋社
- 友久久雄(編) 1999 学校カウンセリング入門 ミネルヴァ書房
- ロジャー・J.キャラハン 穂積由利子(訳) 2001 TFT(思考場)療法入門 タッピングで不安、うつ、恐怖症を取り除く 春秋社

## 《TFT療法用語説明》

- ・SUD ( Subjective Unit of Distress ) : 苦痛の主観的単位。クライアントが今感じている苦痛度を、0点(苦痛がない)から10点(最悪の苦痛)で尋ね、改善の度合いを測る。
- ・アルゴリズム : 症状毎に決まっている、タッピングの手順。タップは、2~4本の指で5回、各ポイントを痛くない程度にトントンと叩く。
- ・PR ( Psychological Reversal ) : 心理的逆転。身体のエネルギーの流れが逆転している状態。自然治癒を阻害し、治療の効果の発現を妨害する。TFT療法では、アルゴリズムでうまくSUDが下がらない時に、心理的逆転の修正の手続きが行われる。
- ・鎖骨呼吸法 : Applied Kinesiologyにおける「神経学的統合不全」の治療のためCallahanが開発した呼吸法。TFTが効かない、PRの修正が効かない、SUDが非常にゆっくりしか低下しない時に用いられる。鎖骨下ポイントに触れながら決まった順序でタップ、呼吸する。

## 福祉と家政学

### アメリカ家政学会誌掲載論文にみる食物学研究の動向

田崎 裕美・増田 啓子

Welfare and Home Economics

The History and Characteristics of Foods Studies Presented in the Journal of American Home Economics

Hiromi TAZAKI ・ Keiko MASUDA

要旨：家政学の研究領域は「福祉」と深く関わるものである。本報ではアメリカ家政学会誌(全890冊)に掲載された食物学領域の論文1172本の研究動向と特質を明らかにすることで、家政学の生活の質(QOL)向上への寄与を明らかにした。この結果、学会創世記から栄養士、女子教育の教師という専門職を確立することで、病院や学校現場における課題を専門的知識により解決したり、国の食糧政策に対し社会貢献を果たすなど、国民のQOL向上に大きく寄与してきたことが明らかとなった。

#### 1. はじめに

##### 1) 福祉と家政学、アメリカ家政学と日本家政学

家政学は「家庭生活を中心とした人間生活における人間と環境との相互作用について、人的・物的両面から...研究し、生活の向上とともに、人類の福祉に貢献する実践的総合科学である。」<sup>1)</sup>その研究領域は図1のように「福祉」と深いかかわりを持つものであり、家政学の研究はQuality of Life(以下QOLと略す)の向上に大きな役割を果たしている。

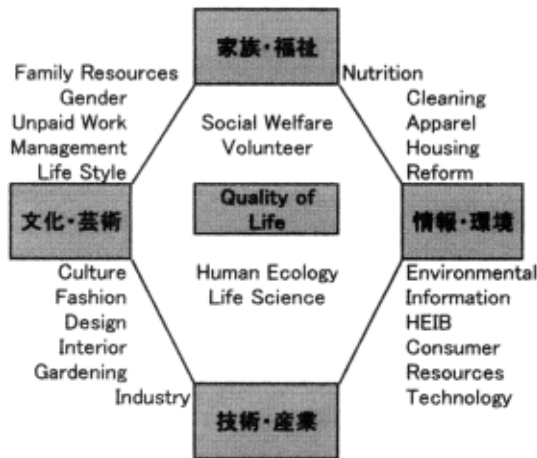


図1 家政学の研究領域

増田啓子 Keiko MASUDA 富士常葉大学

このような家政学研究は国際的に見て、アメリカが先進的な役割を果たしており、1909年にアメリカ家政学会が発足し、学会誌が発刊されたことで、家政学研究の基礎が築かれ、今日に至っている。

一方、日本の家政学は明治時代から踏襲されてきた「良妻賢母のための家事・裁縫教育」から、第二次世界大戦後は「生活者のための家政学」へと大きく方向性を変え、家政学を支える組織として、1949年に日本家政学会がアメリカより40年遅れて、設立された。日本の家政学の動向はアメリカ家政学と深い関わりを持つことで、多くの示唆を得てきた。

そこで、本研究ではアメリカ家政学会誌にみる食物学の研究内容の歴史的推移から、家政学の本質を探ると共に、今後の家政学のあり方を「福祉」という視点から考察しようとするものである。

##### 2) 本研究の経緯

本論文では、アメリカ家政学会誌に掲載された2000年までの論文のなかで、食物学領域に分類された論文の研究動向とその特質を明らかにすることを目的とする。食物学領域の論文については、日本家政学会第43回大会において、1980年代までのデータに基づく分析結果を報告しており、本報告はそれに1990年代のデータを追加してまとめたものである。



## 2. 資料及び研究方法

### 1) 資料

本論文で用いた資料はアメリカ家政学会創立の1909年から2000年までに発行されたアメリカ家政学会誌890冊で、その内訳は ~ の通りである。なお、1994年にアメリカ家政学会の名称がAHEAからAAFCSに変更されたことに伴い、学会誌の名称もAAFCSに変更となった。

Journal of Home Economics (1909Vol.No.1 ~ 1994 Vol.86 No.2 : 計742冊)

Home Economics Research Journal (1972 Vol.No.1 ~ 1994 . Vol.22 No.4 : 計92冊)

Journal of Family and Consumer Sciences (1994Vol.86No.3 ~ 2000Vol.92 No.5 : 計28冊)

Family and Consumer Sciences Research Journal (1994Vol.23No.1 ~ 2001Vol.29 No.4 : 計28冊)

### 2) 分析方法

本研究の分析手順は以下の通りである。

食物学領域に関する論文を表1の分類項目にしたがって分類する。食物学領域の年代別論文数と各年代の全論文数に占める構成比を明らかにする。中分類項目の構成比に基づく年代別年代別分析を行う。

研究対象論文に用いられた単語を基にキーワード

表1 食物学の内容

分類項目	含まれる主な内容
栄養	たんぱく質・アミノ酸、脂質、炭水化物、無機質、ビタミン、消化・吸収、酵素、代謝、栄養所要量、摂取量、栄養調査、栄養状態判定、特殊栄養、運動・エネルギー代謝、その他
食品	穀類・米、小麦・その他雑穀、いも類、豆類、種実類、野菜類、果実類、きのこ類、藻類、獣鳥肉、牛乳、卵類、魚介類、嗜好飲料、香辛料、油脂、食品添加物、味・香・色、成分間反応他、物性、製造技術、成分一般、分析定量法、酵素・微生物、食品衛生、食中毒、栄養、その他
調理	調理と食品の性質、調理方法、米、小麦粉・でんぷん、油脂・種実、鳥卵、魚・肉類、豆および加工品、野菜・果物、いも類、寒天・ゼラチン他、調味料、嗜好品、官能検査、調理器具、その他、単行本
食生活・その他	食生活調査、食嗜好、健康と食、食生活診断、施設給食、食事療法、食文化、食生活動向、食教育・栄養指導、その他

※)分類項目・内容は日本家政学会編『家政学文献集(第4集)』(1988)の分類に基づいている。

分析を行い、食物学領域の研究関心の動向を明らかにする。

## 3. 結果及び考察

### 1) 論文全体における食物学の位置づけと年代別動向

1909年~2000年のアメリカ家政学会誌に掲載された食物学領域の研究対象論文は1172本で、家政学の10領域(家政学原論、家庭経営学・家庭管理学、家庭経済学、家族関係、児童学、食物学、被服学、住居学、家政教育学、総合)のうち、家政教育領域に次いで2番目に多い本数であった。学会発足当初から1940年代にかけては全論文数の約2~3割を占めており、この時期に高い研究関心が持たれていたことが分かる。

食物学領域の年代別論文数および各年代の全論文に占める構成比の推移を示したものが図2である。

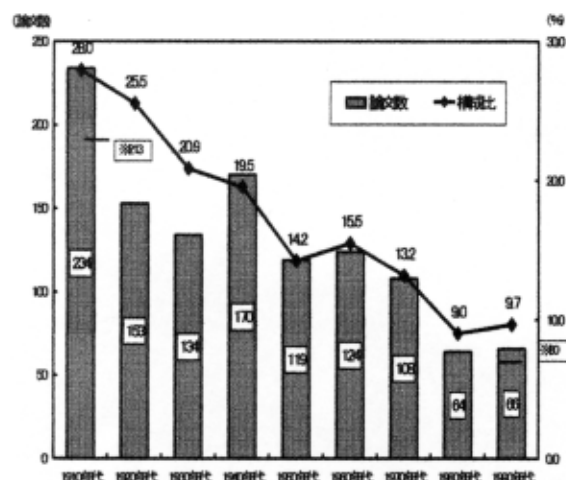


図2 食物学の年代別論文数と構成比の推移

論文数の推移を概観すると、1910年代の234本をピークに、40年代には一時的な増加がみられるものの、その後は年代を経るごとに減少していく傾向が読み取れる。その推移を年代別に見ると、9つの年代で食物学領域の論文数の平均は130本で、この平均数を上回るのは10年代から40年代にかけてであった。論文数が最多なのは10年代の230本で、50年代には119本に半減し、さらに50年代から90年代に到るまでに64本にまで減少している。

また、構成比に着目すると、論文数の場合と同様に年代を経るに伴い、減少する傾向がみられた。その動向は1910年代から1950年代にかけての半減期、1960年代から1970年代の横這い期、1980年代から1990年代の減少期の3つの時期に分けることができる。

さらに、各年代の動向について整理すると、学会発足当初の1910年代には、食物学領域の論文は全体の約30%を占めていたが、この時代は腸チフス、結核などの疾病が流行し、安全な食物や飲料水などの調達、保存や調理など、衛生面や栄養状態の改善が急務で、学会がこれらの研究テーマに積極的に取り組んできたことがその背景にあった。<sup>2)</sup>

一方、1920年代以降に論文数が急減した要因として、栄養指導・食事療法を担う専門職として栄養士が認知され、1917年にアメリカ栄養士学会(ADA)が発足し、研究発表の場が同学会に移ったことが考えられる<sup>3)</sup>。なお、40年代に論文数が一時的に170本まで増加するが、この時代は第2次世界大戦下で食糧や栄養問題が深刻化し、食物学の学会員が総じて食糧の確保、軍や学校の給食、保存食や代用品の利用法など戦時下の食生活に関するテーマに積極的に取り組んだためと考えられる。同時期に国の家庭経済局が栄養・家庭経済局に名称を変更したが、栄養問題が社会的にも重要な課題であり、行政の委員会に学会員が積極的に参画することで、国の政策に対する影響力が大きい時代であったといえよう<sup>4)</sup>。

その後、1950年代以降からは減少傾向が続き、1980～1990年代には論文数が60本余りとなり、学会創成期の1/4まで減少した。この年代は、家政学会のなかで学問領域の細分化がさらに進行し、食物学領域の研究がより高度化、専門化のに伴い、研究発表の場が他の専門学会へ移ったことがその一因としてあげられる。

## 2) 食物学領域の中分類構成比と時系列的推移

### 食物学における中分類項目の内容

食物学は表1で示したように、【栄養】【食品】【調理】【食生活・その他】の4つの中分類項目で構成されている。以下、それぞれの中分類に含まれる研究内容が年代別にどのように展開されてきたか、その動向を明らかにしていく。

### 全期間を通しての中分類項目の特徴

図3は食物学領域の論文について、全期間の中分類構成比を示したものである。

全期間を通して、最も多かったのが【食生活・その他】の585本(49.9%)で論文全体の半数に及んでいる。次いで、【食品】が257本(21.9%)、【調理】が219本(18.7%)と約2割を占めるが、【栄養】は111本

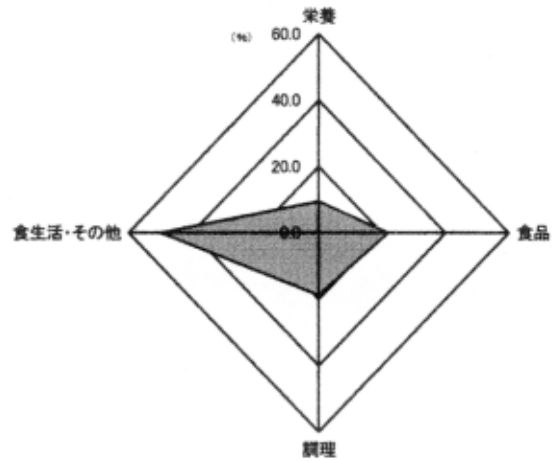


図3 食物学領域の中分類構成比(全期間)

(9.5%)で約1割、他の中分類領域に比べて論文数がかなり少ないことが分かる。中分類構成比の結果より、アメリカ家政学会誌における食物学研究は【食生活・その他】がその中心であることが理解できる。

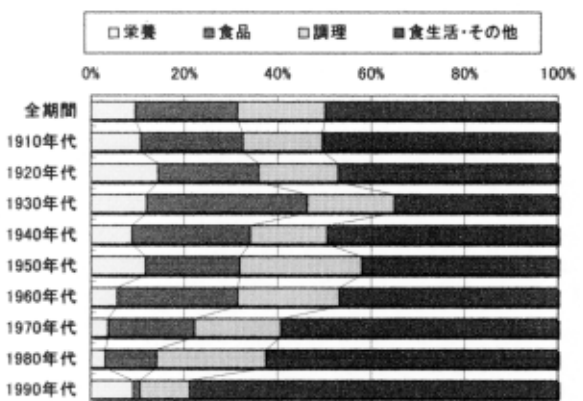


図4 食物学領域の年代別中分類構成比の推移

図4より、食物学領域の年代別中分類構成比の推移をみると、【食生活・その他】に関する論文数(論文構成比)が全期間を通じて過半数を上回っており、特に1970年代以降は60%以上に達し、1990年代には約80%まで急激に増加している。この結果より、アメリカ家政学会誌における食物学領域の特徴として、国民の「食生活」に関する研究を主軸に取り組んできたことが理解される。

また、学会発足当初の1910年代にはジフテリア、しよ紅熱などの感染症予防や国民の栄養状態改善が急務であったが、そのために安全で衛生的な食品保存方法など食品領域の研究や栄養領域の研究が盛んに行なわれた。1920年代以降には国民の栄養状態がかなり改

善された。その後も、農村部の女性や子どもなどを対象に食生活の問題や消費者問題、誤った食習慣など時代のニーズに合った幅広いテーマの研究が盛んに行なわれた。

【食品】に関する論文数(論文構成比)のピークは1910年代の51本(21.8%)から1940年代の43本(25.3%)にかけてであり、1906年の純粋食品医薬品法の修正法案(食品医薬品化粧品法)可決に向けた活動が盛んに行われ、消費者の健康を守るために食品の安全水準に関する研究が活発化したことがその背景にあった。学会発足当初リチャーズに次いで、アメリカ家政学会の副会長であるラングワージーは農業実験研究所での研究活動の中で、人間栄養に注目し、カロリーメーターとして知られる。エネルギー所要量などに関する調査研究を精力的に行い、1910年代の食物学領域研究の特徴とも言える。栄養の確保とそのための方法について、多くの論文を掲載している。この成果は、さらに第1次世界大戦を契機とする食料保存・貯蔵という課題の中で、ホームエコノミクスが国家的要求の担い手として、高く評価されることにつながった。

1940年代には、第2次世界大戦中を含み、家政学会内外での食料の確保、軍や学校の給食問題、食品の保存と安全性の問題が意識され、食品領域の論文が多く掲載された。30年代に見られたようなリサーチに属するような科学的な論文より、幅広く食物学に関心が寄せられた時代であったと言える。

【調理】に関する論文は、学会発足当初である1910年代が40本とピークで、その後1920年代から1950年代までは30本前後で安定して推移し、1950年代の構成比は26.1%を占めている。その後、1970年代は20本に減少し、1990年にはさらに7本(10.6%)となっている。

一方、【栄養】に関する論文は全期間を通じて10%余りだが、1960~1980年代に5%以下に半減している。この要因として、1910年代に栄養学会発足して以降、研究発表の場が同学会誌に移ったこと、1950年代まではエネルギー、ビタミン、ミネラルなど栄養学の基礎研究が盛んであったが、1960年以降には研究対象が【食生活・その他】等に移っていったことがあげられる。

### 3) 論文タイトルにみるキーワードの動向

論文タイトル中に用いられた単語をキーワードとして抽出し、その出現頻度を手がかりに整理した結果を表2に示した。

まず、食物学全体についてみると、「食物(food)」(1番目)が極めて多く、全ての年代において20本以上の論文で使用されていた。次いで、「栄養(nutrition)」(2番目)、「食餌(diet)」(3番目)、「調理(cooking)」(4番目)で、これらのキーワードは食物学の重要なキーワードとなっている。また、「学校(school)」(5番目)、「ビタミン(vitamin)」(6番目)は食物学の研究対象として、高い関心があったことが分かる。

なお、「学校(school)」が1910年代に31本と多かった背景には、子供たちの栄養状態の改善問題があり、学校で昼に給食を提供し、家政学の教員らが栄養指導を行なうことで、その解決をはかるなど、学校教育に関する食物学研究が盛んであったためと考えられる。

1947年の「A NINE-YEAR STUDY OF THE SCHOOL LUNCH」<sup>3)</sup>では学校給食に関する9年間の研究成果が総括されている。

さらに、キーワードを年代別にみると、アメリカ家政学草創期である1910年代、1920年代に相対的に多く用いられていたのが「食物(food)」(1番目)、「食餌(diet)」(3番目)、「調理(cooking)」(4番目)、「学校(school)」(5番目)、「ビタミン(vitamin)」(6番目)、「昼食(lunch)」(10番目)である。特に、1920年代~1950年代に集中して出現したのが、「ビタミン(vitamin)」(6番目)、「成分(content)」(8番目)、「研究」(research)、「酸(ascorbic acid)」、「野菜(vegetable)」で、【食品学】において野菜などの食品成分やビタミン等の栄養素の損失に関する研究が、【調理学】において野菜などの調理法の研究が盛んに行なわれたためである。

【栄養】に関する論文では「ビタミン(vitamin)」(78本)が最も多く、次いで「カルシウム(calcium)」(15本)、「たんぱく質(protein)」(5本)、「脂質(fat)」(4本)の順であった。「ビタミン」研究は1920年代から1930年代にかけて、野菜や果物の食品成分や保存方法に関する研究が盛んに行われ、国民の栄養状態改善につながっていった。一方、「カルシウム」「脂質」は主に牛乳の成分として研究され、1950年代には低脂肪牛乳に関する研究が3本掲載された。

また、「女性(women)」(21本)が1920年代に5本と集中しているのは、女子教育の研究や女子大生の基礎代謝、栄養素の代謝に関する研究が行なわれ、女性の栄養状態改善が積極的に取り組まれたためである。

【食品】についてみると、論文タイトルとして頻度の高かった食品は、「野菜(vegetable)」、「パン

表2 食物学の論文タイトルにみるキーワード(全領域)

注) 上段=年代  
下段=( )は論文数

頻度	キーワード	英語表記	合計	'10	'20	'30	'40	'50	'60	'70	'80	'90
				(234)	(153)	(134)	(170)	(119)	(124)	(108)	(64)	(66)
1	食物	food	288	52	32	19	42	21	42	29	29	22
2	栄養、栄養的	nutrition,nutritional	176	13	17	15	33	17	24	23	16	18
3	食餌、	diet,diets	124	15	16	9	16	8	10	14	3	9
4	調理	cooking,cookery	95	18	12	14	10	12	11	8	2	8
5	学校	school	80	31	7	9	13	10		5	2	3
6	ビタミン	vitamin	78	1	23	37	9	1		3	2	2
7	効果	effect	61	4	6	11	9	14	6	2	5	4
8	成分	content	59	2	9	25	7	6	1	4	3	2
9	家庭	home	58	7		3	16	7	9	7	7	2
10	昼食	lunch	56	24	7	8	10	6			1	
11	研究	study	54	8	16	13	9	2		4		2
12	野菜	vegetable	48	5	5	12	10	6	2	3	3	2
13	冷凍	frozen	40			1	8	15	10	4	2	
13	使用	use,used	40	9	4	5	1	3	5	9	3	1
13	缶詰	canning,canned	40	7	5	7	11	4	6			
16	プログラム	program	38		3		6	6	7	8	3	5
17	脂質	fat	32	7	4	3	2	5	3	1		7
18	品質	quality	31		2		1	6	7	8	6	1
19	温度	temperature	30	6	2	2	1	5	7	3	2	2
20	リサーチ	research	29	1	5	5	7	3	4	2	2	
20	調理済み(食品)	cooked	29	1	1	4	5	7	3	7	1	
20	価値	value	29	10	7	1	1	3	2	3	2	
23	方法	methods	28	3	7	2	4	1	3	3	3	2
23	教育	education	28	1	1		2	3	6	7	4	4
25	牛肉	beef	25		1	5		1	6	10		2
25	働き	work	25	10	3	2	4	2			3	1
27	要素	factors	24	3	5	1	1	2	4	5	1	2
28	関係	relation	23	3	7	5	1	2	2	1	1	1
28	牛乳	milk	23	3	4	5	3	4	3			1
30	女性	women	21		5	3	3	1	2	2	1	4
30	パン	bread	21	5	6		2	3	2	1	1	1
32	アスコルビン酸	ascorbic	20			3	7	8		2		
32	子ども	children	20	5	1	1		5		5	1	2
34	最近の	recent	19	6	4	6	2	1				
34	準備	preparation	19	4	5	1	1	2	1	3		2
34	健康	health	19	1	5	3	1	1	1	1	1	5
37	製品	products	18	1		1	3	6	4		2	1
37	知識	knowledge	18	4	1		2	2		2	3	4
37	人間の	human	18	2	3	2	7	1		1	2	
37	消費	consumption	18	1	2	1	2	2		4	2	4
37	肉	meat	18	3	5	2	3	2	2	1		
37	習慣	habit	18	1	1	2	4	2	2	4	1	1
37	消費者	consumer	18				2	2	4	4	1	5
44	食餌を与える	feeding	17	5	4	1	3	2		1		1
45	栄養士	dietitian	16	11	4							1
45	単科大学	college	16	1	3	3	4		1	1	1	2
45	貯蔵	storage	16		1	2	4	3	3	2	1	
45	電気	electric	16			5	1	2	1	3	4	
49	世界	world	15	4			2	3	3	1	1	1
49	嗜好性	palatability	15		1	1	2	4	5	1	1	
49	家族	family	15				1		3	7	1	3
49	カルシウム	calcium	15	1	3	7	2			1		1
49	学生	student	15	2		3	2		2	1	2	3
54	保持	retention	14			1	5	1		4	3	

注) キーワードは単複両方含まれるものは複数のみ示した。派生語についても同じものとしてカウントした。

(bread)、「牛乳(milk)」、「果汁(juice)」、「ケーキ(cake)」、「肉(meat)」、「ソース(source)」で、8本以上の論文で取り上げられていた。これらの食品はアメリカ人の食生活に不可欠であり、食品成分や調理法に関する研究が盛んに行なわれたと考えられる。

【食生活】の論文数は最も多く、全期間を通じて食物学全体の過半数を上回り、特に1970年以降には全論文数の60%以上にまで達し、急激に増加している領域である。キーワードでは「食物(food)」、「栄養(nutrition)」、「食餌(diet)」が多く、全年代を通じて10本以上の論文で使用されていた。

なお、研究対象に関するキーワードも多く、「学校(school)」、「昼食(lunch)」、「家庭(home)」、「家族(family)」、「子ども(child)」、「栄養士(dietitian)」、「学生(student)」、「消費者(consumer)」、「女性(women)」が10本以上の論文で取り上げられていた。

特に、「栄養士(dietitian)」は1910年代に11本、1920年代に4本と、栄養学会発足当初に盛んに研究されたが、この時代に専門職としての役割や社会的ニーズについて研究することで、栄養士の地位確立に貢献したと考えられる。

なお、【食生活】に関する教育プログラムでは、食習慣や食行動、食生活動向に関係する「行動(attitudes)」、「習慣(habit)」、消費者問題に関係する「消費者(consumer)」と「消費(consumption)」が1970年以降増加し、【食生活】の論文数を増加させる要因となっている。その他にも、「健康(health)」は1920年代から1930年代には感染病予防や栄養状態の改善をテーマに8本で取り上げられ、1990年代には健康増進を新たなテーマに5本取り上げられるなど、時代と共に研究テーマが変わってきたことが分かる。

#### 4. まとめ

本報では、アメリカ家政学会誌に掲載された論文の中で、食物学領域に分類された論文の研究動向について明らかにした。結果の概要は ~ の通りである。

全期間を通してみた食物学領域の論文数は1172本で、10領域の中で家政教育領域に次いで2番目に多かった。その動向は1910年代から1950年代にかけての半減期、1960年代から1970年代の横這い期、1980年代から1990年代の減少期の3つの時期に分けられる。

中分類構成比で見ると、全期間を通して最も多かったのが【食生活・その他】で論文全体の半数に及び、

次いで【食品】と【調理】が2割、【栄養】が1割であった。時系列推移からみる食物学領域の特徴として、1910年代から1940年代は【栄養】【食品】【調理】の研究が、1950年代以降は【食生活・その他】が主軸となっていた。

キーワード分析の結果は次のとおりである。アメリカ家政学草創期で1910年代、1920年代に多いキーワードが「学校」と「昼食」であったが、この背景には、子供たちの栄養問題があり、学校での食物学教育が盛んに研究された。1920年代～1950年代に集中したのが、「ビタミン」、「成分」、「研究」、「アスコルビン酸」、「野菜」で、野菜等に含まれるビタミン研究が盛んに行われたことが、国民の栄養状態改善につながった。1970年以降に増加したのは食生活や消費者問題に関係するキーワード「習慣」、「行動」、「消費者」、「消費」で、食教育プログラムや食に関する消費者教育が重要な研究課題となったためであった。

以上のような食物学研究を通じて、アメリカ家政学会は創世記から栄養士、女子教育の教師という専門職を確立し、専門的知識を活かして病院や学校教育現場の課題を解決し、国の食糧政策などに対する社会貢献を行うことで、国民の栄養状態の改善や健康増進など生活の質(QOL)の向上に大きく寄与してきたといえよう。今後、日本の家政学も社会貢献など、国民の生活の質(QOL)の向上に大きく寄与できる食物学研究をさらに進めることが重要であると思われる。

#### 参考文献及び引用文献

- 1) (社)日本家政学会編：家政学将来構想1984, 32, 光生館
- 2) Helen Pundt著『アメリカ家政学会・その卓越した歴史』、ヒューマン・エコロジー研究所 (1988)
- 3) 倉本綾子訳 セイラ・ステイジ、ヴァージニア・B・ヴィンセンティー著「第6章 病院の家政学教員、第7章 栄養学教育の立法化 大恐慌の衝撃」『家政学再考 アメリカ合衆国における女性と専門職の歴史』、近代文芸社 153-192(2002)
- 4) "A NINE-YEAR STUDY OF THE SCHOOL LUNCH", Journal of Home Economics, Vol.50, No.7 500-502 (1947)
- 5) 翻訳・監修(社)日本家政学会 家政学原論部会、『家政学未来への挑戦 - 全米スコッツデイル会議におけるホーム・エコノミストの選択』、建帛社、(2002)

## 学生の介護職意識の変化 - 実習経験を通して -

木田文子・武藤裕子

### The Changes of Perception of CareWork Held by Students - Through the Carework Practice -

Fumiko KIDA, Yuko MUTO

#### 要 旨

学生たちにとっての実習は、実際の対象者と関わりさまざまな経験を通して、専門職としての意識を高める貴重な場となる。それゆえ介護福祉士の資格取得に際しても実習は大きな比重を占めており、卒業後の就労時までその経験は影響を及ぼすと考えられる。

現在、福祉職、特に介護に関わる職員には早期退職者が多く、知識・技術の向上やその専門性という観点から問題視されているところであるが、介護職者の早期退職に関しては、その待遇と共に介護職員の意識も問題にあげられよう。社会的評価や満足度、専門性を含めた介護職に対する学生たちの意識がどのように変化するのか、本研究は介護福祉士学科の学生を対象にアンケート調査を行い、実習前後の学生たちの介護職意識の変化を明らかにすることを目的とする。実習前の1年生と実習を経験した2年生との間には、介護職意識に変化があるのか、あるとしたらどのような変化なのか、その実態を知ることにより、実習教育のあり方を探一指標としたい。また、介護職意識は性別や資格の有無により違いがあるのか、これらの項目に対しカイ二乗検定を行って関連をみる。被調査者は介護福祉学科1年生87名、2年生77名。アンケートの結果は2年生に介護職意識の低下がみられ、男子学生に「やりがい」や「将来性」について意識が高いという点で有意差がみられた。

Key Words : 介護職意識、介護実習、介護福祉士、介護の専門性、カイ二乗検定

#### 1. はじめに

介護福祉学科において学生たちが実際に利用者と接する実習は、2年間の教育課程の中で重要な位置付けにある。実習は4段階に分かれ第1段階は1年次に2週間、第2段階は同じく1年次に3週間、第3段階は2年次4週間、第4段階は2年次2週間の計11週間となり、それに2日間の訪問介護実習が加わる。他の福祉職に比べてもその実習期間の長さは群を抜き、介護における実習の重要性を現している。

しかし、期間も長く見知らぬ場所での実習は、学生たちにとって期待と不安の入り混じったアンビバレントなものであり、実習期間中にさまざまな問題にぶつかることとなる。その実習をとおして学生たちの介護職意識がどのように変化するかは、その後の介護職に就くか否か、介護職に就いた後に長期間継続されるか

否かに大きな影響を及ぼすと考えられる。

それゆえ実習に送り出す側として、実習をいかに充実したものとさせるかは大きな課題であり、これまでもさまざまな視点から実習に関わる研究がなされてきた。本研究では、本学1年生・2年生間にどのように介護職意識の変化が現れるのかを探りつつ、男女間および資格の有無(ホームヘルパー1級・2級・3級)によっても介護意識に違いがあるのではないかという点にも着目しアンケート調査を行った。これらの結果は、今後の実習指導のあり方およびその方法を検討するための一指標としていきたい。

#### 2. 対象と方法

本学介護福祉学科1年生87名(年齢、18歳から23歳、男性16名、女性71名)、2年生77名(年齢、19歳から

23歳、男性5名、女性72名)を対象とし、1年生は6月10日、2年生は6月14日に質問紙を配布、集団調査を行った(表1)。

表1 基本属性 人

		1年生(n=87)	2年生(n=77)
性別	男	16(18.4%)	5(6.5%)
	女	71(81.6%)	72(93.5%)

人

		1年生(n=87)	2年生(n=77)
資格	有	17(19.5%)	15(19.5%)
	無	70(80.5%)	62(80.5%)

### 3. 調査内容と分析方法

問1～3では、基本属性である性別、年齢、福祉に係る資格の有無を、問4では介護職に対する意識として8項目を挙げた。各項目に対する回答形式は「強く思う」「思う」「ふつう」「あまり思わない」「思わない」の5段階評定であり、「強く思う」「思う」を積極群、「ふつう」「あまり思わない」「思わない」を消極群とした。

問5では兄弟姉妹や友人に介護職を勧めるか否かで介護職に対する学生自身の評価を、問6では介護に際してどのような点に配慮するか設問し、問7・8で介護職の独自性についての認識について、問9から問11では就労意識について設問した。

項目ごとに平均、標準偏差を算出(表2)。前述した資格の有無による各項目との相関、性別による各項目との相関をみるためカイ2乗検定を行った。

### 4. 結果

調査対象者のうち女性は143名(87.2%)、男性は21名(12.8%)であった。女性が8割強、男性が2割弱という比率は、おおよその他の調査<sup>1)</sup>と一致していた。平均年齢は18.7歳、18歳から23歳と比較的年齢幅の狭いものであった。福祉に関する資格(ヘルパー1級・2級・3級)を持つものが32名(19.5%)であった。

問4に関しては、各項目において「強く思う」と答えた学生の比率が1年生に多かった。「思う」も加えた積極群においてもおおよ1年生が高率であったが、「高齢者や障害者に関心がある」については、2年生の方がやや多かった。

「人の役に立つ」「やりがいがある」「将来性がある」の3項目では1・2年生ともに積極群が90%を超える

が、各項目とも1年生のほうが高率であった。

「高齢者や障害者に関心がある」「福祉や介護に関心がある」「誇りをもてる仕事だ」については、両学年ともに80%台となり、「社会的に評価されている」という設問では1年生71.3%、2年生66.3%と低いものとなった。

「兄弟姉妹や友人に介護職を勧めるか」という問いに対しては積極群が2年生52.6%、1年生52.8%とほとんど同率であるが、他の設問と比較するとその割合はかなり低いといえる。

介護職を独自の専門職として捉えているかをみるため、「医師に従属する仕事か」「看護師に従属する仕事か」という設問を試みた。「医師に従属しているか」という問いに対しては、1年生、2年生の間に大きな差はなく、積極群は1年生58.6%、2年生58.5%であった。「看護師に従属しているか」に対しても積極群は1年生57.4%、2年生54.6%であった。学生たちが出かける介護実習先は高齢者施設が多く、看護師は設置義務であるが医師は嘱託といった施設が多く、設置義務の看護師も一施設に数人という状況が一般的であり、介護職者数とは比較にならない。実習生たちが、実習期間中に触れ合うのはほとんど介護職者である。医師や看護師に従属していると思うか否かは、医師や看護師が身近な存在でないことも一つの要因といえる。

卒業後に介護職に就く意思があるか、また、その仕事を継続すると思うかという問いに対しては、卒業後に介護職を希望する者が1・2年生とも80%を超えているが、継続すると思う者が1年生70.3%、2年生46.6%で明らかに2年生の意識が低下していた。

### 5. 考察

問4の各項目において「強く思う」学生が1年生に多く、2年生との差は2ポイントから7.9ポイントの開きがあった。ほとんどの設問に対し1年生は「強く思う」と答えた者が多かったが、2年生は「思う」と答えた者の方が多結果であった。同じ積極群であっても強弱の違いがみられ、実習を経験した学生の方が介護職に対する思いが弱くなってしまっている。本来であるならば、専門職としての学習を進め実習を経験することにより、より高い介護職意識を持つべき2年生であるが、実習経験は学生たちの介護職意識を低下させてしまっている。このような傾向は、教育実習や保育実

表2 介護職に対する意識

項目	各項目の割合		平均		標準偏差	
	1年生 n=87(100%)	2年生 n=77(100%)	1年生	2年生	1年生	2年生
人の役に立つ仕事だと思う 強く思う 思う ふつう あまり思わない 思わない	64(73.6) 21(24.1) 2(2.3) 0(0.0) 0(0.0)	36(46.8) 37(48.1) 4(5.2) 0(0.0) 0(0.0)	1.3	1.6	0.5	0.59
やりがいのある仕事だと思う 強く思う 思う ふつう あまり思わない 思わない	52(59.8) 30(34.5) 5(5.7) 0(0.0) 0(0.0)	34(44.2) 37(48.1) 6(7.8) 0(0.0) 0(0.0)	1.5	1.6	0.06	0.62
将来性のある仕事だと思う 強く思う 思う ふつう あまり思わない 思わない	53(60.9) 30(34.5) 3(3.4) 1(1.1) 0(0.0)	32(41.6) 39(50.6) 6(7.8) 0(0.0) 0(0.0)	1.4	1.7	0.62	0.62
高齢者や障害者に関心がある 強くある ある どちらともいえない あまりない ない	26(29.9) 45(51.7) 12(13.8) 4(4.6) 0(0.0)	23(29.9) 42(54.5) 19(13.0) 2(2.6) 0(0.0)	1.9	1.9	0.79	0.72
福祉や介護に関心がある 強くある ある どちらともいえない あまりない ない	33(37.9) 43(49.4) 9(10.3) 2(2.3) 0(0.0)	26(33.8) 37(48.1) 12(15.6) 2(2.6) 0(0.0)	1.8	1.9	0.72	0.76
誇りを持つ仕事だと思う 強く思う 思う ふつう あまり思わない 思わない	46(52.9) 31(35.6) 9(10.3) 0(0.0) 1(1.1)	25(32.5) 37(48.1) 14(18.2) 0(0.0) 1(1.3)	1.6	1.9	0.76	0.78
社会的に評価されていると思う 強く思う 思う ふつう あまり思わない 思わない	16(18.4) 46(52.9) 19(21.8) 5(5.7) 1(1.1)	19(24.7) 32(41.6) 21(27.3) 4(5.2) 1(1.3)	2.2	2.2	0.84	0.9
兄弟姉妹や友人に介護職を勧める 強く勧める まあまあ勧める どちらともいえない あまり勧めない 勧めない	9(10.3) 37(42.5) 35(40.2) 4(4.6) 2(2.3)	※ n=76 3(3.9) 37(48.7) 30(39.5) 4(5.3) 2(2.6)	2.5	2.5	0.83	0.77
介護の仕事は医師に従属する仕事だ 強く思う 思う どちらともいえない あまり思わない 思わない	7(8.0) 44(50.6) 27(31.0) 7(8.0) 2(2.3)	8(10.4) 37(48.1) 20(26.0) 10(13.0) 2(2.6)	2.5	2.5	0.84	0.93
介護の仕事は看護師に従属する仕事だ 強く思う 思う どちらともいえない あまり思わない 思わない	7(8.0) 43(49.4) 27(31.0) 9(10.3) 1(1.1)	9(11.7) 33(42.9) 22(28.6) 8(10.4) 5(6.5)	2.5	2.6	0.83	1.04
就職は介護職を希望する 強く思う 思う どちらともいえない あまり思わない 思わない	39(44.8) 35(40.2) 10(11.5) 2(2.3) 1(1.1)	29(37.7) 36(46.8) 8(10.4) 3(3.9) 1(1.3)	1.7	1.8	0.83	0.85
介護職を長く続ける 強く思う 思う どちらともいえない あまり思わない 思わない	16(18.4) 45(51.7) 19(21.8) 7(8.0) 0(0.0)	※ n=73 13(17.8) 21(28.8) 36(49.3) 2(2.7) 1(1.4)	2.2	2.4	0.83	0.86

注) 強く思うを1、思うを2、どちらともいえないを3、あまり思わないを4、思わないを5として平均、標準偏差を算出



習と大きく異なる点であろう。

また介護職に対し、「人の役に立ち」「やりがいがある」と感じていながら、「社会的に評価されている」と思う者が少なくなっている。このような現実が介護職の早期離職につながっていくと思われる。1年以内に介護の仕事をする5人に1人が辞めていくという調査結果<sup>2)</sup>があるが、介護職の処遇見直しとともに専門職としての意識も求められている。

以上の項目から、高齢者や障害者に関心があり介護福祉士を目指すという状況は1・2年生ともに大差はないが、実習などを経験する間に専門職としての介護職の価値に揺らぎが現れるといえるのではないだろうか。

問5の「兄弟姉妹や友人などが介護の仕事をしたかったら勧めますか」については、介護職に対する学生自身の実感する評価を問うものといえる。この問に対して安易な判断は避けなければならないが、問4でのさまざまな介護職意識との格差は考慮されなければならない。介護職を「やりがいがあり」「将来性がある」と認識していながら「社会的評価」や学生自身の評価は低いものとなっている。人に勧められる、価値ある仕事と捉えられなければ、その専門性を高める結果にはならない。そのためには何が必要か、今後の課題といえよう。

問6の「どのような面に配慮して介護しようと思うか」という問に対しては、1・2年生ともに「利用者の意思の尊重」が多かったが、1年生では56人(66.7%)に止まったのに対し、2年生では54人(80.6%)という結果であった。今日の社会福祉が「自己決定」や「利用者主体」を謳っており、学習の結果が一要因といえよう。また実際の実習においては、学生自身が利用者の自立にまで着目することは難しく、利用者の余暇や楽しみのほうに気をとられがちである。例えば、頑張れば歩ける利用者に歩くことを勧めず、車椅子に乗せてしまう、といった光景をよく目にする。利用者の自立促進のための学習は、今後充実される必要があるが、このような点にまで学生自身が目を向けていくためには、2年間という養成期間では短すぎるともいえる。介護福祉士の専門性を高めるためにも、養成期間は再考される時にきているのかもしれない。

その他の回答としては1年生にバラつきがみられ、「利用者の趣味や楽しみ」8人(9.5%)、「地域社会とのつ

ながり」4人(4.8%)などがあげられた。2年生でも「利用者の趣味や楽しみ」6人(9%)が2番目に挙げられたが、他の項目は1人~2人と低い数値であった(図1)。

問7、問8の「医師に従属している」「看護師に従属している」に関しては、「強く思う」者が2年生に多かった。三原、横山はドイツの老人介護士養成学校の学生の意識調査を行っているが、看護師に従属することをより否定する結果であり、今回の調査と同様であった。実習を経験した2年生の方が介護職の独立性を感じられなくなっているといえる。介護職の専門性も含め、今後の課題としていかなければならない問題である(表3)。

男女間の相関をみると「やりがいのある仕事」が、1年生で5%、2年生で1%の枠で有意であった。「将来性がある」「社会的に評価されている」については1年生のみに1%枠で、「福祉や介護に関心がある」「就職は介護職を希望する」に、2年生で有意差がみられた。男子学生は女子学生よりも介護職にやりがいを感じており、将来性があり社会的にも評価されている職業だと思っている。介護は女の仕事といった社会通念が現存する中で介護職を希望する男性は、女性よりもその職業意識を高く捉えているといえる。しかし卒業後に介護職に就くかということ、実習を経験した2年生男子に否定的な意見が多いという結果であった(表4)。これらの矛盾した結果の原因は、今後明らかにされる必要がある。

資格の有無との相関においては、各項目において有意な差はみられなかった。

## 6. まとめ

前述したが介護福祉学科の学生たちは本来、養成校である本学において学習した実習を通して、より介護職としての専門意識を高め現場へと赴いて行くべきであろう。しかしアンケートの結果は、学習や実習を経験した後に介護意識が低下しているという結果であった。

就労意識にしても、卒業後介護職に就こうと思う学生は比較的高率であるが、継続については2年生が著しく消極的となっている。実際の職場に就く以前に、介護職に対して魅力を感じなくなってしまっているといえよう。就労する以前に継続する意欲を失っているという現状は、決して望ましいものではない。介護

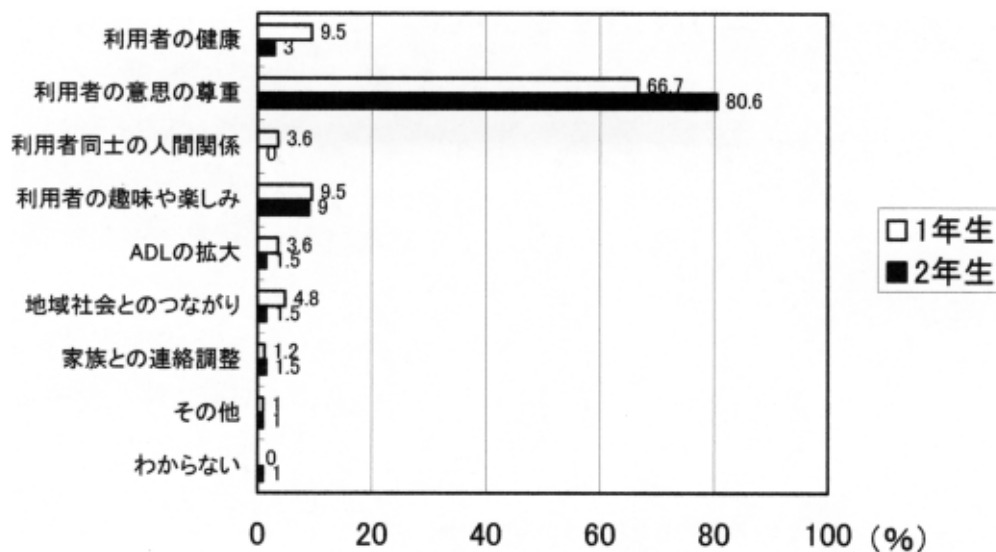


図1 どのような面に配慮して介護しようと思うか

表3 介護職に対する意識 学年差

項目	1年生 n=87		2年生 n=77		p値
	積極群	消極群	積極群	消極群	
人の役に立つ仕事だと思う	1年 85(97.7) 2年 73(94.8)	1年 2(2.3) 2年 4(5.2)	1年 2(2.3) 2年 4(5.2)	1年 2(2.3) 2年 4(5.2)	0.32420
やりがいのある仕事だと思う	1年 82(94.3) 2年 71(92.2)	1年 5(5.7) 2年 6(7.8)	1年 5(5.7) 2年 6(7.8)	1年 5(5.7) 2年 6(7.8)	0.60132
将来性のある仕事だと思う	1年 83(95.4) 2年 71(92.2)	1年 4(4.6) 2年 6(7.8)	1年 4(4.6) 2年 6(7.8)	1年 4(4.6) 2年 6(7.8)	0.39353
高齢者や障害者に関心がある	1年 71(81.6) 2年 65(84.4)	1年 16(18.4) 2年 12(15.6)	1年 16(18.4) 2年 12(15.6)	1年 16(18.4) 2年 12(15.6)	0.63359
福祉や介護に関心がある	1年 76(87.4) 2年 63(81.8)	1年 11(12.6) 2年 14(18.2)	1年 11(12.6) 2年 14(18.2)	1年 11(12.6) 2年 14(18.2)	0.32476
誇りを持てる仕事だと思う	1年 77(88.5) 2年 62(80.5)	1年 10(11.5) 2年 15(19.5)	1年 10(11.5) 2年 15(19.5)	1年 10(11.5) 2年 15(19.5)	0.15560
社会的に評価されていると思う	1年 62(71.3) 2年 51(66.2)	1年 25(28.7) 2年 26(33.8)	1年 25(28.7) 2年 26(33.8)	1年 25(28.7) 2年 26(33.8)	0.48732
兄弟姉妹や友人に介護職を勧める	1年 46(52.9) 2年 40(52.6)	1年 41(47.1) 2年 30(47.4)	1年 41(47.1) 2年 30(47.4)	1年 41(47.1) 2年 30(47.4)	0.97537
介護の仕事は医師に従属する仕事だ	1年 51(58.6) 2年 45(58.4)	1年 36(41.4) 2年 32(41.6)	1年 36(41.4) 2年 32(41.6)	1年 36(41.4) 2年 32(41.6)	0.98146
介護の仕事は看護師に従属する仕事だ	1年 50(57.5) 2年 42(54.5)	1年 37(42.5) 2年 35(45.5)	1年 37(42.5) 2年 35(45.5)	1年 37(42.5) 2年 35(45.5)	0.70632
就職は介護職を希望する	1年 74(85.1) 2年 65(84.4)	1年 13(14.9) 2年 12(15.6)	1年 13(14.9) 2年 12(15.6)	1年 13(14.9) 2年 12(15.6)	0.90913
介護職を長く続ける	1年 61(70.1) 2年 34(46.6)	1年 26(29.9) 2年 39(53.4)	1年 26(29.9) 2年 39(53.4)	1年 26(29.9) 2年 39(53.4)	0.00253 **

\*\* p<0.01 \* p<0.05

※ 2年生: 兄弟姉妹や友人に介護職を勧める n=76 介護職を長く続ける n=73

表4 1 介護職に対する意識 男女差(1年生)

項目	積極群		消極群		p値
人の役に立つ仕事だと思う	男15(93.8)	女70(98.6)	男1(6.3)	女1(1.4)	0.24306
やりがいのある仕事だと思う	男13(81.3)	女69(97.2)	男3(18.8)	女2(2.8)	0.01337 *
将来性のある仕事だと思う	男13(81.3)	女70(98.6)	男3(18.8)	女1(1.4)	0.00277 **
高齢者や障害者に関心がある	男12(75.0)	女59(83.1)	男4(25.0)	女12(16.9)	0.45008
福祉や介護に関心がある	男14(87.5)	女62(87.3)	男2(12.5)	女9(12.7)	0.98473
誇りを持てる仕事だと思う	男12(75.0)	女65(91.5)	男4(25.0)	女6(8.5)	0.06080
社会的に評価されていると思う	男7(43.8)	女55(77.5)	男9(56.3)	女16(22.5)	0.00710 **
兄弟姉妹や友人に介護職を勧める	男10(62.5)	女36(50.7)	男6(37.5)	女35(49.3)	0.39316
介護の仕事は医師に従属する仕事だ	男9(56.3)	女42(59.2)	男7(43.8)	女29(40.8)	0.83122
介護の仕事は看護師に従属する仕事だ	男9(56.3)	女41(57.7)	男7(43.8)	女30(42.3)	0.91290
就職は介護職を希望する	男15(93.8)	女59(83.1)	男1(6.3)	女12(16.9)	0.28032
介護職を長く続ける	男13(81.3)	女48(67.6)	男3(18.8)	女23(32.4)	0.28144

\*\* p<0.01      \* p<0.05

表4 2 介護職に対する意識 男女差(2年生)

2年生:男 n=5 女 n=72

項目	積極群		消極群		p値
人の役に立つ仕事だと思う	男5(100.0)	女68(94.4)	男0(0.0)	女4(5.6)	0.58831
やりがいのある仕事だと思う	男3(60.0)	女68(94.4)	男3(40.0)	女4(5.6)	0.00546 **
将来性のある仕事だと思う	男5(100.0)	女66(91.7)	男0(0.0)	女6(8.3)	0.501445
高齢者や障害者に関心がある	男5(100.0)	女60(83.3)	男0(0.0)	女12(16.7)	0.32043
福祉や介護に関心がある	男2(40.0)	女61(84.7)	男3(60.0)	女11(15.3)	0.01217 *
誇りを持てる仕事だと思う	男3(60.0)	女59(81.9)	男2(40.0)	女13(18.1)	0.23089
社会的に評価されていると思う	男3(60.0)	女48(66.7)	男2(40.0)	女24(33.3)	0.76051
兄弟姉妹や友人に介護職を勧める	男4(80.0)	女36(50.7)	男1(20.0)	女35(49.3)	0.20477
介護の仕事は医師に従属する仕事だ	男2(40.0)	女43(59.7)	男3(60.0)	女29(40.3)	0.38687
介護の仕事は看護師に従属する仕事だ	男3(60.0)	女39(54.2)	男2(40.0)	女33(45.8)	0.80003
就職は介護職を希望する	男2(40.0)	女63(87.5)	男3(60.0)	女9(12.5)	0.00463 **
介護職を長く続ける	男2(40.0)	女32(47.1)	男3(60.0)	女36(52.9)	0.76007

\*\* p<0.01      \* p<0.05

※ 兄弟姉妹や友人に介護職を勧める 女n=71      介護職を長く続ける 女n=73

職の専門性を高めるためにも、介護職処遇の再検討と今後の実習教育のあり方を検討するべきであろう。

また実習先の施設によって、実習のあり方も異なってくる。危険だからという理由で「おむつ交換」や「車椅子への移乗」を経験できないといった現状もある。利用者の安全は最優先課題であるが、今後は実習を受け入れる施設側と養成校との連携をより一層高めていく必要がある。

介護実習は、学生たちの今後に左右する大きな岐路である。実習がより充実したものとなれば、おのずと学生たちの意識も高まるはずである。学生たちの意識を高めるためにはどのような実習指導の在り方が望ましいのか、事前事後の指導を含め今後の大きな課題としていきたい。

#### 参考文献

- ・尾台安子、山下恵子 「介護福祉実習に対する学生の意識と課題」松本短期大学紀要 2004
- ・木村久美子、中村吟子、松田美智子、「介護学生の社会的スキルの状況とその自己教育力に及ぼす影響」介護福祉学 第7巻第1号 2000
- ・高橋佳代 「大学年齢層の学科専攻別の介護意識と社会的態度について ~福祉学生と看護学生の比較調査から」研究所年報33号 明治学院大学 2003
- ・外崎紅馬 「福祉施設における人権侵害の構成要素に関する研究 - 学生の意識分析からの考察 - 」介護福祉学第10巻第1号 2003
- ・柘崎恭子他 「介護実習における学生の不安(3) - 介護実習不安尺度の因子構造と2年間の時系列変化 - 」共栄学園短期大学建久紀要 第19号 2003
- ・三原博光、横山正博 「ドイツの老人介護士養成校の学生の介護意識について - 実態調査を通して - 」介護福祉学第7巻第1号 2000

---

1) 柘崎、田中、中野、戸澤 2003

2) 朝日新聞 2005年7月24日 12版

## 日本語のカミングズ

向山 守

### Cummings' Poems in Japanese

Mamoru MUKAIYAMA

#### 1. はじめに

E.E.Cummings (1894-1962)は、とても変わった詩人である。それはなにも、彼がノートン・レクチャーで他の詩人の詩を朗読したり(もちろん、自分の作品も朗読したが)、自分の部屋が象の玩具であふれていたりしていたからではない。ノーマン・フリードマンは *E.E.Cummings: the Art of His Poetry*の中でこう書いている。(注1)

「・・・カミングズの詩が全体的にきちんと評価されるに値するだけの資格があることは、はっきりしている。しかし、不思議なことに、カミングズは、同時代の著名な詩人達のように集中的に批評されることが少ない。エリオット、パウンド、オーデン、ステイヴンズ、フロスト、トマス、ウィリアムズ、ジェファーズなどに関する本はあるが、カミングズについては - チャールズ・ノーマンが最近出版した伝記を除けば - 皆無である」(2-3ページ)

つまり、フリードマンは、カミングズが非常に有名で紹介・研究に値する詩人であるが、彼に関する出版物が非常に少ない、と嘆いているのである。フリードマンの著作が出版されたのは1960年であり、その後、*E.E.Cummings: Complete Poems 1904-1962*やミルトン・コウハンによる *Poet and Painter: The Aesthetics of E.E.Cummings' Early Work*などが出版されたが、およそ半世紀たった現在でもこの状況はあまり変わらないように思える。

さて、今度は日本の状況に目を向けてみよう。こち

らは新しいものから時間をさかのぼってみたい。まず、カミングズに関する一番最近のまとまった詩集は、藤富保男訳編の『カミングズ詩集』である。この詩集の「解説」にあげられているカミングズに関する和書は、1997年に出版の谷川昇の『カミングズをどうぞ』、1984年に出版された同氏の『カミングズ詩集』、また、1982年に出版されたヤリタミサコのカミングズ研究誌「is」だけである。もう少し時代をさかのぼると、1967年に「無限」の23号で、カミングズの特集が組まれた。1963年には、「詩学」がやはりカミングズ研究を取り上げている。これは、恐らく、前年にカミングズが亡くなっているのに、追悼の意味をこめてのものであろう。そして、驚くべきことに、日本語でカミングズの詩や評論をまとまった形でふれることができるのは、これでほとんどだと考えられる。(注2)しかも、上にあげた書籍で現在容易に手に入れることができるのは、藤富氏の『カミングズ詩集』だけである。これは、かなり異様な状況である。アメリカの現代詩において非常に影響力があると考えられている詩人の詩集が、「詩選集」という形でしか紹介されていないのである。言い換えれば、カミングズの場合、一冊の詩集がまるごと紹介されたことがないのである。私自身はカミングズの詩がもっと知られるようになってほしいと願ってやまないのに、以下の論考では、カミングズの詩が日本に紹介されている現状を調べ、カミングズの日本語全訳詩集完成への第一歩としたい。

## 2. 英語のカミングズ

日本語に訳されたカミングズの詩の現状を見る前に、「英語のカミングズ」を見てみたい。

まずは、「はじめに」でもあげた*E.E.Cummings: Complete Poems 1904-1962*(以下CP)がある。日本でもこの全詩集が訳されて出版されることを望む。そして、「詩選集」という形では、少なくとも、3冊出版されている。出版順にあげてみると、

- (1) *100 Selected Poems*. (1959)
- (2) *Selected Poems*. (1994)
- (3) *AnOther E.E.Cummings*. (1998)

である。(1)はカミングズ自身が選んだ「詩選集」であり、作者自身が読み手に何を訴えたいかが読み取れるはずである。ただ、選ばれている作品は、詩集*XAIPE*までである。(2)は*dreams in the mirror*というカミングズの伝記を出版しているリチャード・ケネディーの編である。この詩選集は、ジャンル別にわけられており、カミングズがどのような詩を書いていたのか、あるいは、どのようにカミングズの詩を分類できるのかを考える上で参考になる。(3)はその題名からもうかがい知れるように、定着しているカミングズとは、違ったカミングズに目を向けさせる詩選集である。

まずは、(2)の詩選集を吟味し、その結果をカミングズ自身が選んだ詩選集(1)と(3)の詩選集を比較検討し、カミングズ詩の特徴を検討する。

## 2.1 ケネディーの詩選集

ケネディーは前述したように、カミングズの伝記を出版しており、カミングズ詩(さらには、カミングズの人生)の表も裏も熟知している。したがって、ケネディーによる詩選集は、標準的なカミングズ詩をきちんと集めたものと考えてよい。ケネディーの詩選集は以下の構成となっている。

・前奏曲	1 篇
1 章 子どもの世界	1 2 篇
2 章 甘い自由な大地	1 5 篇
3 章 目の詩	1 5 篇
4 章 肖像	6 篇
5 章 愛と奇跡	1 3 篇
6 章 合一の瞬間	9 篇
7 章 キティー、ミミ、マージと友人	1 1 篇
8 章 人間であること	9 篇

9 章 神話と寓話	1 4 篇
1 0 章 都会の風景	9 篇
1 1 章 風刺の標的	2 2 篇
1 2 章 人生の終りに	1 8 篇
・後奏曲	1 篇

それぞれの章に、12、3篇前後の詩が含まれていて非常にバランスがよい。しかし、このままでは、少し細かすぎるので5つの種類にまとめてみたい。

1 子どもの詩 1 章	1 2 篇
2 目の詩 2 章・3 章・4 章・1 0 章	4 5 編
3 愛の詩 5 章・6 章・7 章	3 3 編
4 風刺詩 9 章・1 1 章	3 6 編
5 生きること・死ぬこと 8 章・1 2 章	2 7 編

一つの詩が一つのジャンルにしか属さないということはありえないので、上の分類はおおまかなものではあるが、カミングズの詩の特徴を表していると考えられる。分類に対する説明を要するのは、2と3の場合であろう。2章の「甘い自由な大地」と10章の「都会の風景」を同じ種類に分類する理由は、カミングズが画家でもあったという事実による。カミングズは「自然」であろうと「都会」であろうと画家の目をもってとらえている。そして、そのような詩には、ことばをまるで絵の具であるかのように紙の上にちりばめた詩もみられるので、いわゆる、「視覚詩」と呼ばれるような詩も多くなる。したがって、ここにはタイポグラフィーに工夫をこらした詩も含めて、「目の詩」としてまとめてみた。また、7章にでてくる「キティー、ミミ、マージ」であるが、これらの名前は娼婦のものである。「愛の詩」に含めた所以である。

さて、このようにカミングズの詩を分類してみると、「子どもの詩」が少ないことが明らかになる。

## 2.2 カミングズ自身による詩選集

カミングズ自身による詩選集は、ちょうど100篇の詩が選ばれている。その中で、ケネディーが選んだ詩と同じ詩は、46篇ある。その内訳は以下の通りである。

1 子どもの詩	6 篇
2 目の詩	1 0 篇
3 愛の詩	7 篇
4 風刺詩	1 8 篇
5 生きること・死ぬこと	5 篇

前述のケネディーの分類からの採用率をみてる。

(注3)

1 子どもの詩	9 篇中 6 篇・・・66%
2 目の詩	35 篇中 10 篇・・・28%
3 愛の詩	24 篇中 7 篇・・・29%
4 風刺詩	29 篇中 18 篇・・・62%
5 生きること・死ぬこと	6 篇中 5 篇・・・83%

この数字から判断すると、カミングズ自身は自分の詩の中では、「生きること・死ぬこと」、「子どもの詩」、「風刺詩」などを紹介しようとしていたと考えられる。

### 2・3 AnOther Cummings

この詩選集は、リチャード・コステランツの編によるが、その名が示す通りに、カミングズの別の面を紹介しようとしたのもで、詩以外の散文なども集められている。詩に絞って内容をみると、以下のようである。

「逸脱した伝統詩」	37 篇
「エロティックな詩」	28 篇
「言語の実験」	55 篇
「視覚詩と音声詩」	25 篇

この部分だけでも、カミングズ自身が選んだ100篇をこえている。また、「子どもの詩」というような分類がなされていない。したがって、カミングズ自身の詩選集と重なって選ばれている詩は、7篇しかない。しかし、ケネディーの選んだものとは、30篇おなじものがあるので、それを見よう。(注4)

1 子どもの詩	2 篇
2 目の詩	10 篇
3 愛の詩	7 篇
4 風刺詩	6 篇
5 生きること・死ぬこと	5 篇

30篇のうち、10篇が「目の詩」ということであるから、この編者がいかに「実験的な詩」「伝統的なものから逸脱した詩」に焦点を当てているかがよくわかる。また、「愛の詩」も7篇と高い割合である。(コステランツは、上で示したように、「エロティックな詩」という名のもとに分類している。)そして、ここで注意しておきたいことは、当たり前のことであるが、編者の意図によって、詩人のイメージがかなり変わってしまうことである。この詩選集によって、カミング

ズの詩に触れた読者は、カミングズのことをとりわけ「前衛的な詩人」と感じるはずだ。

### 2・4 まとめ

3冊の詩選集を検討することによって、カミングズの詩が、どのように分類されるかみてきた。「子どもの詩」「目の詩」「愛の詩」「風刺詩」「生きること・死ぬこと」と大きく分類され、ケネディーの編による詩選集では、「目の詩」「風刺詩」に、カミングズ自身の詩選集では、「生きること・死ぬこと」「子どもの詩」に焦点があてられ、コステランツの詩選集では、「目の詩」に加え、「エロティックな詩」にも焦点が当てられている。つまり、カミングズはいろいろな側面をもちあわせた詩人ということになる。(注5)

最後に、カミングズとケネディー、コステランツの詩選集に共通の詩が5篇あるので、それを紹介しておく。(注6)

- ・ “ in Just- ” (子どもの詩)(27)
- ・ “ i like my body when it is with your ” (愛の詩)(218)
- ・ “ she being Brand ” (愛の詩)(246)
- ・ “ kumrads die because they're told ” (風刺詩)(413)
- ・ “ i thank You God for most this amazing ” (生きること・死ぬこと)(663)

この5篇は、「英語のカミングズ」の代表作といえよう。

### 3 日本語のカミングズ

それでは、日本語のカミングズに目を向けよう。『カミングズ詩集』にとられている詩篇は、全部で117篇である。

まず、カミングズ自身の詩選集、ケネディーの詩選集、AnOther E.E.Cummingsと重なって選ばれている詩篇数を見よう。

100 Selected Poems.	100 篇中 39 篇
Selected Poems.	155 篇中 39 篇
AnOther E.E.Cummings.	159 篇中 24 篇

割合からすると、カミングズの自選集の比率が高く、カミングズの自選を尊重しているといえよう。

今度は、重なっているものの種類に着目してみる。

ここでも、ケネディーの分類に従うことにする。(注7)

表1：詩選集別の分類内訳

	子	目	愛	風刺	生死	なし
Cum	4	6	5	5	2	17
Ken	7	12	6	7	6	1
AnO	1	2	2	0	3	16

上の表を、分類されている詩にしぼって、その種類に注目してみると、以下のような結果になる。

表2：ケネディーによる分類をもち、日本語に訳されている詩の内訳

子	目	愛	風刺	生死
7	12	6	7	6

さて、この表をどう読むかだが、まず、思いつくことは、それぞれの種類からまんべんなくバランスよく詩が選ばれているということである。この詩選集自体のバランスはよい。ところで、この数字は、カミングズの詩全体からバランスよく選ばれていることをあらわしている、といえるのだろうか。ここで考えなければならないことは、もともとの母数の中からどれくらいの割合で選ばれているか、ということである。2・1で示した。ケネディーの分類の母数を確認しておこう。

1	子どもの詩	12篇
2	目の詩	45編
3	愛の詩	33編
4	風刺詩	36編
5	生きること・死ぬこと	27編

この母数から、どの位の割合で選ばれているかを見てみる。

表3：母数から選ばれている割合

	子	目	愛	風刺	生死	なし
選数	7	12	6	6	7	6
母数	12	45	33	33	36	27
割合	58%	26%	18%	18%	19%	22%

上の表から一目瞭然のように、「子どもの詩」が選ばれる割合が群を抜いている。つまり、日本語となって日本に紹介されているカミングズの詩は、カミングズが創作した「子どもの詩」の割合が、他の種類の詩よりもかなり大きいといえる。この意味するところは、まず、カミングズは日本人の読者にとっては「こどもの詩人」であると考えられやすい、ということである。量としては他の種類の詩よりも少ないが、代表作と考えられる「こどもの詩」は、網羅されているといって

よいであろうから、読者に与える「子どもの詩人」の印象は強烈なものとなろう。また、「目の詩」に分類されているものでも、自然を「無垢な」まなざしで眺めている詩も散見されるので、カミングズの「子ども」らしさは、よりいっそう強められることになる。(注8)

その次に考えられることは、他の種類の詩で紹介されていないものがたくさん残っている、ということである。例えば、表3から判断すると、「愛の詩」や「風刺詩」は8割以上が日本語に訳されていないことになる。私がCPに目を通した限りでは、ぞくぞくする「愛の詩」や、「してやったり」という「風刺詩」などがあって、「カミングズはなかなか大胆な詩人だなあ」と感じたが、「日本語のカミングズ」からはそういう印象を受けることはない。

ここまでは、『カミングズ詩集』の不備を述べ立てるような形になってしまい、この詩選集がよくないものであるかのような印象を与えてしまったが、決してそんなことはない。なんといってもこんなにたくさんの「日本語のカミングズ」を紹介してくれた功績はいくら称えても、称えきれない。さらに、翻訳するのがかなり難しい「視覚詩」を積極的に訳している。「視覚詩」の日本語翻訳の大きな一歩と考えられよう。

#### 4・カミングズ詩全訳へ向けて

3では、『カミングズ詩集』が日本人読者のもつカミングズ像に与える影響とその功績についてみてきたが、そもそも、大変影響力のある詩人であるのに一冊の詩集もまるごと訳されていないというのは、カミングズの詩自体にも訳詩集の出版をはばむなんらかの要素があると考えられる。以下の考察では、その要因を考え、カミングズ詩全訳への一助としたい。

第一に考えられる点は、「視覚詩」の存在であろう。AnOther E.E.Cummingsの中の「実験的な詩」の章には55篇、また、「視覚・聴覚詩」の章には18篇の詩が選ばれているが、それを詩集別に列挙してみると表4のようなになる。(注9)

表4にでていない詩集は、&とNew Poemsだけであるから、ほとんどの詩集に「実験的な詩」や「視覚・聴覚詩」が含まれていることになる。(注11)おそらくこれらの作品群がカミングズの全訳詩集はいうまでもなく、一冊の詩集すら完訳詩集が出ていない要因のひとつであると考えられる。



表4: 「実験的な詩」「視覚・聴覚詩」が含まれている詩集とその内訳(注10)

詩集	実験的な詩	視覚・聴覚詩
<i>Tulips &amp; Chimneys</i>	2	0
<i>is 5</i>	5	0
<i>W</i>	8	2
<i>No Thanks</i>	10	4
<i>50 Poems</i>	4	1
<i>1x1</i>	1	1
<i>XAIPE</i>	6	2
<i>95 Poems</i>	12	1
<i>73 Poems</i>	4	1
<i>etcetera</i>	3	4

次の要因としては、あつまっている主題や表現が「どぎつい」ものがある、ということである。この小論の中で述べてきたように、日本語の翻訳を通してカミングズにふれている読者に「子どもの詩人」「無垢な詩人」としてのカミングズ像が定着しているという考えが正しいとするなら、その「好印象」をなくしにするような作品の翻訳は、いかなる翻訳者にとっても困難や戸惑いを伴うことは、想像に難くない。例えば、次の詩はどうであろうか。

this is a rubbish of human rind  
with a photograph  
clutched in the half  
of a hand and the word  
love underlined

this is a girl who died in her mind  
with a warm thick scream  
and a keen cold groan  
while the gadgets purred  
and the gangsters dined

this is a deaf dumb church and blind  
with an if in its life  
and a hole in its life  
where the young bell tolled  
and the old vine twined

this is a dog of no known kind  
with one white eye

and one black eye  
and the eyes of his eyes  
are as lost as you'll find

XAIPE:49(647)

これは人間の皮からできているくず  
写真をもっている  
手の半分のにぎられて愛  
ということばに下線つき

これは心の中で死んでしまった少女  
生々しい野太い叫び声  
身を切る冷たいうめき声  
一方ごろつきどもが咽喉をならし  
悪い奴らが食事をした

これは聞かない言わない見ない教会  
魂には疑いもち  
その暮らしぶりには穴  
そこでは若い鐘が鳴り  
古いつたがまきついていた

これは種姓のわからない犬  
片目は白で  
片目は黒  
その目の虹彩は  
あなたがみつけるように失われている

この詩は読む者を不安に駆り立てる。人間・少女・教会・犬を「これ」「これ」ととても即物的に列挙している。まるで、写真か絵画を紹介するように。しかも、そこで列挙された「もの」は心が痛むものばかりである。

1連目の「人間の皮からできているごみ」は死体であろう。無念をあらわすかのように「愛」という言葉が下線で強調されている手紙を握り、こときれている。“the half of a hand”という部分を文字通り受け取れば、「(一つの)手の半分」である。爆弾などで吹き飛ばされた「手の半分」だとすれば、痛々しさ、生々しさがますます強まる。

2連目は、陵辱された少女の描写である。「心の中」では死んでしまっているということは、体は生きているのだ。この苦しみを抱えながら生きている少女。彼

女のあげた叫び声は、はじめは、人肌や息を連想させるような「生々しさ(warm)」を帯びていたが、時の経過と共に、それは「身を切る(keen)」ような「冷たい=冷静な=現実を受け入れる(cold)」「うめき声」に変わってしまった。一方で、陵辱者は満足げにござごと「咽喉をならし」、「食事」を終えたわけである。“gadget”には「一物」の意味があることも付け加えておく。少女の単数形と陵辱者の複数形の対比が痛々しすぎる。

3連目は、旧態依然とした教会の描写である。周囲のことなど気にもとめず、自ずから何をするでもない。「魂」などと言っておきながら、本当はそれに「疑い」をもち、「その暮らしぶり=日々の生活(life)」には「穴(hole)」がある。この“hole”という言葉も多義語で、「欠陥」「穴(anus, vagina)」「性交」「(性交する対象としての)人間」などという意味がある。教会とは無縁であって欲しいものばかりである。つぎの2行は、「鐘が鳴」って「つたがまきついてい」るのだから教会の単なる風景描写ともとれるが、“bell”には「発情期の雄鹿の鳴き声」の意味もある。また、“ring one’s bell”には「いかせる」の意味もあり、閉鎖的な空間で秘密裏に重ねられる情事が連想される。そして、「ふるいつた=旧態依然とした権力・慣習」が「まきついて」からまり、この閉鎖的な空間は、その閉鎖性をますます強めることになる。

4連目では、読者はいきなり白い目と黒い目をもった不気味な犬の前に立たされることになる。今までは、悲惨な「もの」が次々と提示されるだけであったが、この詩の終りが見えて、やっとこの地獄絵図から逃れられると安堵のため息をつこうとする矢先に、“you”と語りかけられ、読者は今までの地獄絵図に巻き込まれてしまう。「みつかるのだろう」が「今はなくなっている」不気味な犬の「目の虹彩」とは一体何なのだろうか。その犬の目はそれぞれ「白」と「黒」なのであるが、「白」は明るい未来を、「黒」は絶望的な将来をあらわしているのだろうか。“eyes”と複数形になっているので、「白」も「黒」もないまぜになった未来なのか。そもそも、そんなもの本当に見つかるのだろうか。と、カタルシスのないままに読者を巻き込んでこの詩は終わる。(いや、新しい詩がそこからはじまるのかもしれない)

もう1篇紹介する。

annie died the other day  
never was there such a lay  
whom, among her dollies, dad  
first(“ don’t tell your mother ”)had;  
making annie slightly mad  
but very wonderful in bed  
saints and satyrs, go your way  
youths and maidens: let us pray

73Poems: 22 (794)

### 先日アニーが死んだ

あんな寝姿ってなかったよ  
彼女のもってた人形に囲まれて、お父さんが  
はじめに(「お母さんには言うなよ」)抱いた；  
アニーはずこしおかしくなって  
でもベッドの中ではとてもすばらしかった  
聖人たちに半人半獣、好きにしな

### 若者と娘たち：お祈りしよう

この詩は、アニーの葬儀の模様を描写していると考えられる。“lay”には「横たわっている姿勢」という意味があるので、亡くなったアニーの亡骸が横たわっている様子の描写ととらえ、訳では「寝姿」としてみた。ところが、このダッシュを堺に、怪しい雰囲気はただよいはじめる。葬儀の描写の続きであると解釈すれば、生前、アニーが大事にしていた人形たちがその亡骸の周りに置かれており、その人形に囲まれてまるで生きているかのようなアニーの姿にいたたまれなくなった父親が、周囲の視線にもはばかりこともなくアニーの亡骸を抱き上げたと考えられる。また、詩の中で用いられている“dollies”という言葉は“doll”の幼児語であるから、アニーは年端もゆかない少女であることがわかる。父親の取り乱しようもよく理解できる。しかし、である。この4行目の挿入句(「お母さんには言うなよ」)の一言によって事態は一変する。この口止めは誰のことばなのか。これは、“had”の主語と同一であると考えるのが妥当であろう。すると、「お父さん」は亡くなったアニーに葬儀の場で口止めしていることになるが、これは、今上で見た、亡くな

ったわが子を悼む父親像とは重なり難い。ということは、この口止めは生前のアニーに対する口止めを回想していると考えられる。幼い娘に対して「お母さんには言うなよ」とあえて口止めをしなければならないこととは一体なにか。そして、このダッシュ以下を、回想ととらえれば、アニーのお人形がたくさんあるのはアニーの部屋であろう。幼い娘の部屋で、母親には内緒で、娘を“had”したのである。ここから、アニーとその父は近親相関関係にあったことがわかる。そうすると、先ほど「寝姿」と訳した“lay”が特別の意味を帯びてくる。つまり、「セックスの相手」である。そうすると、2行目は「あんなセックスの相手はいなかった」とも読める。しかし、この詩は、この衝撃的な関係の暴露だけでなく、さらなる謎を提示する。つまり、この詩の話者は誰なのか、という問題である。こんな凄まじい光景を思い出しながら葬儀に参列し、アニーの父親を“dad”と呼べる人間とは誰なのか。これは恐らくアニーの兄弟であろう。そうすると、次なる謎は、この兄(あるいは、弟)は、いかにしてこの状況に遭遇したのか。つまり、父親と姉(妹)とのこの関係を知ることができたのだろうか。ここでポイントとなる言葉は“first”である。「はじめに」お父さんで、「次に」僕、というのが自然の読みであろう。そして、アニーが“wonderful in bed”であると判断したのは、まぎれもないこの話者ということになる。つまり、アニーは父親とも兄(弟)とも関係を持っていたことになる。アニーがなぜ亡くなったのか、その理由もここから必然的に導き出せる。しかし、この話者はアニーとこんな関係であり、アニーの亡骸を前にしているにもかかわらず、最後の2行のように、心の中では、半人半獣に好き勝手に振舞うように言っている。この半人半獣の正体はサテュロスであり、サテュロスとはニンフを追い掛け回す好色な森の精である。また、このサテュロスと「聖人たち」が等位接続詞で結び付けられていることも意味深長である。しかし、一方で、同年代らしい若者たちを呼び集めて、アニーに向けて厚かましくも恥知らずにお祈りができるのである。この詩も、前の詩と同様に、カタルシスのかけらもない。また、ここで取り上げた2つの詩は、どの英語の詩選集でも取り上げられていないことを付け加えておく。

このようにカミングズの詩には、非常に翻訳しづらい詩が含まれている。カミングズは、この世の清らか

で気持ちのいい面だけでなく、邪悪で劣悪な部分にも、「無垢な」視線を向けているのである。あるいは、以下のように言った方が正しいのかもしれない。カミングズは自分の「感情」や「興味」が引かれるものを描写していて、その対象や出来上がった作品が「清らか」であったり、「邪悪」であると判断するのは、私達読み手や解釈者の側の勝手である、と。

#### 5・おわりに

この小論では、カミングズの詩がなかなかまるごと日本語に翻訳できない要因を考察してきた。その1つは、カミングズの詩の中には多くの「実験的な詩」や「視覚・聴覚詩」が存在し、それらの詩がもつ形式的な翻訳の難しさである。もう1つは、普通ならば見つめたくない、いや、むしろ、目をそらしたくなる主題を扱っているという内容的な難しさである。(注12)

しかし、逆に見れば、これらの詩が、まさに、カミングズの持ち味ともいえる。「無垢な」目をもった詩人であるからこそ私達に与えることができた難題であるのだから、私達も「無垢な」気持ちでこの難題を克服して、新しいカミングズ翻訳詩の地平線を切り開くことができればと思う。敢えて翻訳しづらい詩を選んだのもそのためであり、カミングズ詩全訳への第一歩になることを望む。

注1：以下、英文の訳は、とくに断りのない限り、筆者の日本語訳である。

注2：藤富氏は、1968年に『E.E.カミングズ詩集』(思潮社)をすでに出版しているが、現在、入手しづらいことと選ばれている詩がほとんど重なっているので、本文では紹介しなかった。新しい訳は、旧訳をそのままのせることはしないで、新しい工夫がこらされており、よりよい訳を紹介したいという訳者の努力に深く敬意を表する。

注3：カミングズの詩選集は、XAIPEまでの詩集からのものなので、ケネディーの詩選集からも、XAIPE以降の詩の数をひいて、調整してある。その数は、以下の通りである。

1	子どもの詩	9篇
2	目の詩	35篇
3	愛の詩	24篇
4	風刺詩	29篇
5	生きること・死ぬこと	6篇

注4: コステランツは、ケネディーとは異なる独自の分類(例えば、「実験的な詩」、「エロティックな詩」、「視覚詩」のように)を行っているが、ここでは、ケネディーの分類にしたがっておく。

注5: カミングズ自身XAIPEの11番でこんな詩を書いている。

so many selves(so many fiends and gods  
each greedier than every)is a man  
(so easily one in another hides;  
yet man can,being all,escape from none)

とても多くの自己(多くの悪魔たちと神たちの  
おのおのがどれよりも貪欲で)から人は成る  
(いとも簡単にあるものが別のものに隠れる;  
でも人はその全てでありどれからも逃れられない)

注6: ( )の番号は、CPのページ数をあらわしている。以下、同様である。

注7: ケネディーの詩選集であるにもかかわらず、分類「なし」となっている詩篇は、「序章」にある詩である。

注8: ノーマン・フリードマンによると、カミングズがよく用いるシンボルは、「花」「鳥」「山」「雨」「雪」「木」「海」「月」そして「春」である。(92-95ページ)このシンボルの使用もカミングズの「子どもらしさ」を補強していると考えられる。

注9: 「視覚・聴覚詩」の章には、実際には25篇収録されているが、“r-p-o-p-h-e-s-s-a-g-r”という詩のフランス語訳、イタリア語訳、ドイツ語訳、オランダ語訳、ポーランド語訳、ロシア語訳が含まれているので、各国語訳の数を差し引いてある。

注10: 「視覚・聴覚詩」の合計が16篇であるが、これはここにCPに掲載されていない詩が2篇含まれているためである。

注11: ここで注意しておきたいことは、この表はあくまで*AnOther E.E.Cummings*で「実験的な詩」や「視覚・聴覚詩」分類されている詩についての数字であるということである。したがって、実際には、&と*New Poems*を開いてみればすぐにわかるように、この2つの詩集の中にも「実験的な詩」や「視覚・聴覚詩」は含まれている。

注12: 以下のようなカミングズのことばが残されている。

No true artist would of purpose exclude Anything

which he sees.

「真の芸術家なら目に写るものがどんなものであれ、故意に排除することはできない」

(Cohen 1987:85)

#### 参考文献

Cohen, Milton (1987)

*Poet and Painter: The Aesthetics of E.E.Cummings' Early Work*, Wayne State University Press.

Cummings, E.E. (1954)

*100 Selected Poems*, Grove Press.

Firmage, George James. (ed) (1973)

*E.E.Cummings: Complete Poems 1904-1962*, Liveright.

Friedman, Norman (1967)

*E.E.Cummings: the Art of His Poetry*, The Johns Hopkins Press.

Kenndey, Richard S. (1994)

*Selected Poems: E.E.Cummings*, Liveright.

Kenndey, Richard S. (1994)

*dreams in the mirror*, 2nd ed., Liveright.

Kostelanetz, Richard. (1998)

*AnOther E.E.Cummings*, Liveright.

Norman, Charles (1958)

*E.E.Cummings: The Magic Maker*, Macmillan.

藤富保男訳編(1968)

『E.E.カミングズ詩集』思潮社。

藤富保男訳編(1997)

『カミングズ詩集』思潮社。

## 福祉史研究会 2005年度活動報告 Workshops on History of Welfare(2005)

静岡福祉大学 福祉史研究会

世話役 太田 晴康

小田部 雄次

### はじめに

静岡福祉大学開学二年目にあたり、教員相互の研究を深め合うために、2005年、本学教員の太田晴康と小田部雄次が呼びかけ人となって、月一回の研究報告と質疑応答をすることにした。会の名称は「福祉史研究会」とし、会員の研究分野の紹介や、実践報告などを伝え合い、それぞれの研究の役に立てると同時に、本学の研究・教育水準の向上に寄与することを目的とした。以下、各会の報告書などを記す。なお、2005年度は7月までに5回の会が開かれ、その日時、参加者、報告者、報告タイトルなどは、次の通りである。

#### 第1回 2005年4月4日(月) 16:00から図書館にて

報告者 小田部雄次、太田晴康

参加者 高橋紘、平井利明、加藤あけみ、横溝一浩、太田晴康、小田部雄次

#### 報告内容

- 1 小田部が会の趣旨と戦前までの福祉の歴史を概観
- 2 太田が戦後の福祉の歩みを概観
- 3 質疑応答と討議

将来の福祉現場の需要と本学の方向性について  
ユニバーサル・デザインについて

#### 第2回 2005年4月20日(水) 16:20から第二会議室にて

報告者 武藤裕子、太田晴康、小田部雄次

参加者 同上

#### 報告内容

- 1 武藤の売防法の研究と現場の様相

- 2 太田と小田部にて

福祉大学の福祉研究のあり方などの問題点について

福祉大学としてもっと福祉研究の輪を広げるべきではないか

福祉大学の研鑽の会として、もっと積極的な参加をよびかけたい

研究会を活発にして福祉大学としての充実が大切

#### 第3回 2005年5月11日(水) 17:00から会議室にて

報告者 太田晴康、平井利明、小田部雄次、武藤裕子

参加者 望月圭二理事長、平井利明、太田晴康、武藤裕子、平尾竜一、齋藤剛、小田部雄次(懇親会より、高橋紘、船城秀樹、田畑雅敏事務部長も合流)

#### 報告内容

- 1 太田より会の設置趣旨など

福祉大学としての充実は、ハード面のみならず、魅力ある講義作りのための教員相互の研鑽も必要であることなど。

- 2 平井よりユニバーサル・デザインについて、

ユニバーサル・デザインについての概要、および平井の指導と協力により本学図書館にてユニバーサル・デザイン展を開催し、学生に呼びかけてユニバーサル・デザイン・コンテストなどをしようという計画など。

- 3 小田部より古代日本の奴隷制と身分制度について歴史の長い年月の中で、人権侵害や差別意識がどのように形成され、かつ克服されてきたのか、その前提など。

- 4 武藤より婦人保護施設の現状などについて  
売春防止法、婦人保護施設の利用者の変化などについて。
- 5 太田より障害者観の変遷について  
本学の理念としての「福祉力」養成についてなど。

第4回 2005年6月15日(水)17:00から会議室にて

報告者 太田晴康、平尾竜一、船城秀樹  
参加者 藤本昌樹、武藤裕子、角谷裕子、鈴木修子、木田文子、齋藤剛、山本幸長(就職課)、小田部雄次、太田晴康、船城秀樹、平尾竜一  
報告内容

1 太田晴康「現代社会福祉の争点 ~ 障害者自立支援法案をめぐる ~」

今国会に上程された障害者自立支援法案の内容について、障害者団体を中心に見直しを要求する動きが見られる。法案審議の過程においては、障害者団体代表も参加し、議論が積み重ねられてきたにもかかわらず、同法案に対する反対運動が起きているのはなぜか。現代における障害者運動の動向及び障害者施策のあり方について整理するという視点から、「応益負担」をめぐる考え方の問題などが提起された。

質疑では、藤本が、ランドデザインの理念と運用の「ずれ」などについて意見があり、太田より、「福祉」概念の多様性、混乱性などについて言及があった。

2 平尾竜一 「知的障害者の地域生活支援に関する社会福祉法人会計的考察」

地域で生活している知的障害者を支援するための職員という世話人が、給料を幾らもらっているのか? という話です。極めて実利的ですが、会計の明細をご覧になって頂ければ、一目瞭然となることを保障させて頂きますという文脈から、施設運営の現状についての紹介と問題が提起された。

質疑では、太田より「重度障害者の就労」について健全者と同じ価値観でなしうるのかなどの意見があり、平尾より現場における報酬配当の困難さなどの問題が述べられた。

3 船城秀樹「私が考える福祉」

自身の福祉現場での長年の経験と、歴史における福祉、とりわけ日本における「精神障害者の処遇史」について、11世紀の京都岩倉村の大雲寺から1995年の精神保健福祉法制定にいたる流れを述べた。また、社会復帰が就労であるという考え方についての問題が提唱

された。

質疑では太田より、日本社会の村落における共助の存在をどう位置づけていくかについて意見が出された。

第5回 2005年7月27日(水)17時より本学第一会議室にて

報告者 武藤裕子、齋藤剛、太田晴康  
参加者 田崎裕美、加藤あけみ、中田薫、武藤裕子、齋藤剛、小田部雄次、山本長幸(就職課)、太田晴康、(懇親会より高橋紘、藤本昌樹も合流)  
報告内容

1 武藤裕子「婦人保護施設の現況について」

実際のケースをもとに婦人保護施設利用者の抱える複雑な問題と、支援する援助者の専門性について検討した。アルコール依存症の父親と統合失調症の母親のもとで育ち、ギャンブル好きの内夫と暮らし、自傷行為を繰り返すAさんにどのような支援が可能なのか、大きな課題である。

2 齋藤剛「認知症予防と運動について」

運動は脳を活性化し、認知機能を高める可能性がある。研究会では、その可能性を示す基礎的なデータとともに、運動は認知症を予防しうるのか、地域の高齢者を対象とした運動介入実験について紹介した。

3 太田晴康「池田敬正『現代社会福祉の基礎構造』を読む」

福祉の原理を歴史通観的に分析した意欲的な著作である『現代社会福祉の基礎構造』(池田敬正著、法律文化社、1999年)を取り上げた。著者は歴史学者でもあり、一般に通説とされる社会福祉学の成立時期及び定義に対して独自の視点から批判を加える。そして、人類始原からはじまる愛他的な福祉実践の過程の中に「福祉」を位置づけると共に、近代特有の人権認識と「社会の発見」という過程の中で福祉理念が再編成され、社会福祉が形成されたと分析する。

第1回福祉史研究会

「歴史学研究と福祉史」

小田部雄次

個人的体験と会の趣旨

まず、個人的な体験から福祉と私の関係を述べれば、

意外と気づかれないのですが、私は、子どものころから「色弱で難聴」でした。一番つらかったのは、小学校低学年のころ、自習の時間に地図の色塗りがあったのですが、色が苦手な私は、結局なにをしていたのか自分でもわからず、あとで先生に「さぼって、ふざけていた」と叱られたのでした。私は、自分が「赤緑色弱」であることが、どんな意味かもわからなかったので、説明もできませんでした。「難聴」のほうは、人間関係を随分悪くしていたようです。相手の言葉が聞こえないので返事もできなかったのですが、無視したと思われたようです。また、聞き違いから随分と関係をかじらせたこともありました。「色弱で難聴」であることは、外からは見えないので、今でも、誤解を受けますし、ちょっと気疲れします。

難聴対策には補聴器があるのですが、私の難聴は特定のサイクルだけが聞こえないもので、それがわかったのは、五〇歳に近いことでした。二〇歳のころから補聴器は使っていましたが、まったく役に立たなかったのです。今の補聴器になって、なんとか人と話すのも怖くなくなりましたが、新車一台買えるほどの結構な値段です。

ところで、高校まで陸上部で頑張っていました。模範生で先生の評判もよかったのですが、椎間板ヘルニアになってしまい、練習もきつくなって、やめてしまいました。将来の不安もあって、いろいろ煩悶していたのですが、先生の中には根性なしの落伍者と見ている人もいたようです。治療もうまくいかず、結局、歩けなくなって車椅子になってしまったとき、偶然病院で出会った昔の先生が、「罰があたった」といったのです。今、自分が教師になって、教師の「強さ」がいかにも生徒の心を傷つけているかと、しばしば思います。

私は入院中に、生まれつき障害が重い人とも出会って、自分が障害者であるというのは「おこがましい」と思うのですが、障害がある者に対する世間の「冷たさ」は自分なりに見てきたし、憤ってもきました。

大学院で歴史学を学ぼうとした時、とくに障害の問題を意識したわけではありませんでしたが、「弱者の立場」の歴史学というものにふれてきて、やはり、福祉の歴史をきちんと考えなくてはいけないと思うようになりました。

私は戦争責任や天皇制の研究を専門にしていますが、そういう分野でも、というよりそういう分野だからこそ、「人間が人間らしく生きるということは何か」を

第一に考えなければいけないと思うのです。

というような理由から、私は太田先生と福祉史研究会を組織することにしました。太田先生にも太田先生の考えや目的があると思いますが、私は、自分の研究の深化に加えて、今年度開講する「近代福祉史」の内容の充実、大学の共同研究としての知的財産の共有化、福祉大学としての自己研鑽などを意識しています。

## 歴史学研究と福祉史

さて、歴史研究者としての私の過去の研究テーマを福祉がらみで列挙すると、社会政策と治安対策、傷痍軍人問題、戦争の被害と加害、皇族と福祉などがありました。

「福祉」の概念を広く使って、歴史の中の「福祉」ということを考えると、神話における異形、古代における貧困と疾病、中世における戦乱と災害、近世における差別の構造化、近代における救済と変革などを軸にして、日本史を再検討することも可能でしょう。

また、時代性を超えて、貧困、病気、障害の歴史、差別の歴史、慈愛救済の歴史、社会政策の実情、現代福祉の思想的背景などの個別テーマも設定できるでしょう。

私個人としては、皇室研究における福祉問題の導入ということがあります。たとえば、私は『梨本宮伊都子妃の日記』で、横山源之助の社会調査、皇室の傷病兵慰問、皇族妃による義手義足の考案などを記しました。「明治天皇の救済事業と軍事援護」では、伝統的な援護と近代天皇制国家のそれとの異同性について論じました。

現在、『華族』という本を執筆中ですが、華族の社会事業、たとえば、松方正義、板垣退助、有馬頼寧、加藤シズエ、澤田ミキなどの活動を華族制度との関連で位置づけてみるのもおもしろいと思っています。また、来年、『李方子伝』を書く予定なのですが、ここでは、李方子がなぜ韓国における障害者施設である明暉園と慈恵学校設置したのか、考えてみたいところであります。

最後に、本学の理念とも関連しますが、宗教と福祉との関係という問題があります。三大宗教とされる仏教、キリスト教、イスラム教のそれぞれの「福祉」の異同や、神道の「福祉」はどうなっているのか、そし

て、非宗教の「福祉」とは何なのか。「福祉」をテーマとした研究は今後益々、縦横に広がっていくと思われれます。

#### 「戦後における社会福祉の動向と最近の課題」

太田晴康

##### 要旨

「歴史の記述は現代人の生きる姿勢を示す」という。福祉の歩みを振り返ることで現代的な課題が明らかとなり、かつ、歩みの振り返り方に福祉観が反映されるともいえる。我が国の社会福祉施策は敗戦以降、貧困対策に始まり、高度成長期を経て、少子・高齢化社会への対応へと大きく変化した。そうした中で最近、地域を拠点とし、一定の計画に基づく社会福祉サービスの仕組みが求められ、「福祉の町づくり」の手法が問われている。また戦後、最初の福祉専門職の養成校が生活困窮者の保護を対象とするケースワーカー養成のために設立されたという事実からも明らかのように、社会福祉専門教育機関の役割もこうした社会福祉の変化と無縁ではありえない。そこで戦後の社会福祉施策・サービスの概観を通じ、障害観の変化や地域福祉の動向等、戦後の社会福祉史研究に欠かせぬ視点と課題について報告した。なお、時代区分に関しては、先行研究を参考に以下のように区分した。

1945(昭和20)年～1959(昭和34)年 = 戦後の窮乏への対応

1960(昭和35)年～1972(昭和47)年 = 高度成長期と、福祉関連法の基盤整備

1973(昭和48)年～1989(平成元年) = 低成長期への対応と、高齢化対策の基盤整備

1990(平成2)年～現在 = 社会福祉基礎構造改革と、新たな法整備への助走

#### 第2回福祉史研究会

##### 「障害観の変容と共生社会の実現」

太田晴康

##### 要旨

ここ数年の社会福祉の動向は、ノーマライゼーションをはじめ、地域福祉、統合教育等、さまざまなキーワードにより特徴づけることができるが、そこには地域の住民が地域で社会福祉サービスを主体的に整備し、活用する仕組み、すなわちトータルケアシステム

の構築という大きな課題が横たわっている。従来の社会福祉サービス体制を再編成し、分野や対象別の体系から社会資源を包括的に活用するサポートネットワークへの流れともいえる。こうした方向を支える発想の根底にあるのは、障害のあるなしにかかわらず誰もが社会参加できる社会、すなわち「共生社会」の実現にほかならない。それはサービスの受け手が障害(児)者であっても、また高齢者であっても、あらゆる社会福祉施策に共通する理念であり、計画策定の基本におくべきキーワードでもある。そこには、ややもすれば障害者を弱者の地位におしこめがちであった従来の障害観の変容が見られるが、その一方で、あまねく「共生社会」が実現しているというわけでもない。そこで近年の国内外の動向をふまえつつ、共生社会の実現に向けて今、何が課題となっているか、とりわけ障害観の変容という視点から、以下の諸概念をとりあげ検討を試みた。

- ・WHO医学・社会統合モデルの障害観
- ・リハビリテーションを全人的復権と位置づける障害観
- ・共生社会と主体形成に基づく障害観
- ・一人の人間としての権利を尊重する障害観
- ・先進諸国の差別禁止法にみる障害観
- ・日本の障害者基本法に見る障害観
- ・バリアフリー・ユニバーサルデザインと障害観
- ・新たな障害観を支える合理的な配慮  
(適切な配慮 = Reasonable accommodation)

#### 第3回福祉史研究会

##### 「社会支援から生まれるユニバーサルデザイン」

平井利明

##### 1. はじめに

この地球には男性も女性も、背の高い人も低い人も、太った人もやせた人も、子供でもお年よりでも、障害のある人もない人も、日本人も外国人も・・・さまざまな人たちが生活している。ユニバーサルデザインは、特定の人のためではなく、はじめからさまざまな人たちにとって使いやすく考慮されデザインされるべきであるとする考え方である。この考え方の実現には、さまざまな人たちの行動特性を把握し、それをデザインに反映する必要がある。たとえば高齢者や肢体不自由者、視覚障害者、ろう・難聴者、知的障害者など障害



を抱える人たち、障害ではないにしても私たちが配慮しなければならない人たちなど、それぞれの行動特性の把握が必要である。本論は、行動特性と社会支援の立場からユニバーサルデザインについて一考する。

## 2. 相いれないバリアフリーからユニバーサルデザインへ

バリアフリーは、障害をもつ人が生活をする上の障壁(バリア)を取り除くという意味である。障壁には物理的、社会的、制度的、心理的なものがある。ところでこの障壁のうち、物理的な障壁は時として肢体不自由者と視覚障害者との間では相入れないものがある。肢体不自由者にとって段差は車椅子の使用を困難にするものであり、視覚障害者にとっては道路を確認する情報源となっている。車椅子の回転スペースを確保した広いトイレは肢体不自由者にとっては移動を容易とし利用しやすいものであるが、視覚障害者にとっては移動距離が多く利用しにくいものとなる。また肢体不自由者にとって絨毯は床と車椅子との摩擦により移動や回転が困難になるが、視覚障害者にとっては足裏から感じる感触で所在地の情報を得ることになる。この例は本学にある。玄関のドアを開けるとタイル張りの廊下がつづく、しばらくして絨毯の廊下となる。



5cm以上の段差は車椅子の利用困難



車椅子使用者・視覚障害者両者利用可能な舗道

絨毯となった時点で左に小会議室、次に学長室があることを知る、しばらく行くと絨毯の上にさらに泥払いの絨毯が重なり絨毯の厚さが違う、足裏の感触が違うことから視覚障害者は手前にドアがあることを知り、ドアを開ける反対側のドアの一方にぶつからないよう注意をはらってドアを抜ける。管理棟入り口から管理棟を出るまでは視覚障害者にあらかじめ情報を提供しておけば視覚障害者へのガイドは不要である。(視覚障害者ガイドヘルパーの小生の立場から)しかし視覚障害者にとってこの貴重な情報源も肢体不自由者であった卒業生にとってはバリアが多くあり不便な廊下であったと推察する。これらのことは、小生自身が視覚障害者ガイドヘルパー、全身性障害者ガイドヘルパーの両者の社会支援活動の中で感じる一面である。ここで必要となるのがバリアフリーから抜け出たユニバーサルデザインの考え方である。

## 3. まとめ

肢体不自由者と視覚障害者の両者の比較を挙げたが、こうした比較は両者だけで行うものではなく高齢者やろう・難聴者、聴覚障害者、内部機能障害者、知的障害者などさまざまな人たちと比較すべきである。そしてその比較の中から身体機能や生理機能、感覚機能の低下、身体の不自由面や異常面を知り、それによって発生する行動特性を把握する。その把握から障害特性に応じた考慮事項が生まれることになる。結果として考慮すべき事項について何が必要なのかが掘り出される。この掘り出された結果をユニバーサルデザインに生かすためには、どのようなものにこれを反映させるのかということになる。たとえば道路であるのか、建物であるのか、建物内のオフィスであるのか、住宅内のキッチンであるのかなどである。分野を問わずすべてのユーザに反映させることは困難である。こうしたデザインのステップは、机上の学習・本からの知識だけは不足である。デザインをしようとする者自らがさまざまな人々と出会う社会の中での活動、あるいは社会支援等の活動の中で発見していくものでもある。学校教育の中におけるユニバーサルデザイン教育では、頭の中で描くデザインではなく、ボランティア活動や社会支援活動を通して得たものを材料とし、デザインしたものがどのようなユーザの行動特性にあったものであるのかを理解しながら、デザインしていくことを期待したい。

「現代福祉の視点から古代史を見直す」

小田部雄次

はじめに

福祉史の歩みを古代から通して見てみる試みをした。その場合、現代福祉の視点から古代を読み直す、古代史の視点から現代福祉を読み直す、の相互作用を意識したい。

方法としては、古代史の史料、たとえば『魏志倭人伝』、『古事記』、『日本書紀』などの記述から現代福祉につながる問題を整理してみる。文献学が目的ではないので、通史的な把握になる可能性はあるが、とりあえずの一步として試みたい。

## 1 日本古代の奴隷制および天変地異など

奴隷制や人身売買は人権侵害の最も過激な具象であり、当然ながら、その歴史は、現在の人権問題につながるもの少なくない。現代日本人の人権侵害問題のいくつかを考察する上で、過去の奴隷制や人身売買を理解することは不可欠な作業であろう。

その場合、古代の奴隷制について、以下のように、通史的にまとめてみる。

縄文時代は、三内丸山遺跡で発見された人骨に、墓に埋葬されずごみと一緒に廃棄された人がいた事実から、身分制や奴隷制の存在の可能性ある。かつて、原始共産制という概念があったが、理想としての姿と、現実の姿を、もっとつきつめる必要はある。

弥生時代は、「生口」の問題がある。たとえば、『後漢書』東夷伝にあるように、107年に倭国王帥升らが「生口」160人を後漢に献上した。『魏志倭人伝』には、239年に卑弥呼は男の「生口」4人、女の「生口」6人を魏に献上したとある。台与（壹与）も男女30人の「生口」を献上している。

一般に「生口」とは捕虜を意味するが、広義には奴隷とみなされている。しかし、邪馬台国には生口の他に「奴婢」もあり、その区別は定かでないようだ。

もっとも、「生口」をめぐる論争としては、日本初の留学生説、捕虜ではないが女王からの贈り物としての特殊技能者たち、たとえば潜水夫という説など、その定義には諸説ある。

古墳時代には、大和朝廷の周辺認識において、蝦夷熊襲、土蜘蛛などの蔑称があった。

このころには、征服戦争と捕虜の奴隷化が明確な事実として意識される。たとえば、『日本書紀』によれば、蘇我馬子と聖徳太子に敗れた物部守屋一族は、奴婢とされて四天王寺に施入されたという。

645年の大化改新では、良賤の別が制定される。つまり、律令制度により奴婢が制度化され、人口の約10%が奴婢として存在した。良と賤の子は必ず賤という、血統の問題も生じた。681年の大祓の祓物に奴婢があてられたりした。

また、五色の賤が制定され、奴婢に階層性をつけた。官有のものとして、天皇の陵を守衛する陵戸、官有の家人としての官戸、官奴婢（公奴婢）などがあつた。家人とは、奴婢より上位で家族生活を営み、主人に使役されるのは本人のみであり、売買はできなかった。奴婢とは、独立の生計を営めず、財産として相続、売買、譲渡された。私有のものとして 家人と私奴婢があつた。ちなみに、私奴婢を主人が殺しても役所に口頭の届出をすれば罪にならなかった。

平安時代には、戦乱・飢饉・重税による逃亡奴隷、婦女子の略奪・誘拐・売買の横行、借金の抵当による人質の奴隷化、子どもの売買などの問題がある。

いずれにせよ、古代において、戦争敗者の悲劇は日常化していたであろう。現代では国際法で捕虜を保護（しばしば無視されるが国際社会的には正統性を持つ）する義務があるが、現代以前は保護されなかったのであり、その法制化の歴史的意味は改めて考慮されなくてはならないだろう。

また、天変地異の問題について付言すれば、『方丈記』に示されたように、平安時代から鎌倉時代へと時代が変わるときの一定の要因にもなった。つまり、天変地異の激しさは、人々の階層性に大変革を与える力があつた。『方丈記』には、安元の大火、治承の辻風、福原遷都、養和の大飢饉、元暦の大地震などの五大災厄が克明に記され、作者・鴨長明は変転する世にあって地位や財産に固執するむなしさを語るのである。そして、この時期、栄耀を極めた平家が全滅し、時代は古代から中世へと移行した。

天変地異の解決策は、今日でも発生 of 早期予測と被害の縮小化による解決程度しかない。天変地異は、治世者にとっては手強い「反体制勢力」となることもあるし、一般民衆にとっては極悪な「侵略者」以上の存在ともなるわけである。地震、台風などの自然災害を、歴史、とりわけ福祉史の文脈にどのように組み込むの

も、課題のひとつといえる。

#### まとめ

とりあえず、現代での「人権侵害」にあたる象徴的な問題を通史的にまとめてみたが、以下のことが今後の問題関心として指摘できるであろう。奴隷化の原因としての戦乱、貧困、治安悪化の状態について。

貧困の原因としての戦乱、飢饉、重税、病気の実態。

こうした時代における相互援助システムの存在はどうかであったのか。仏教精神による慈愛の範囲はどこまでであったのか。古代社会における価値意識、たとえば死生観、法意識、人権感覚などは、どうなっていたのか。奴隷制以外の諸問題、つまり疾病障害、被災、鰥寡孤独などの実態はどうであったのか。自然的弱者から社会的弱者への過程はどうなっていたのか、などである。

なお、報告者は日本古代史についての専門研究者ではないので、今後、こうした問題関心について言及した古代史専門の文献整理などする必要性を感じている。また、とりあえずは、中世から近現代までも、通史的ながら大枠を把握してみたいと思っている。

#### 「売春防止法と女性たち」

武藤 裕子

婦人保護施設は、福祉施設の中でも特異な存在である。まず、基づく法律が特異である。児童自立支援施設は児童福祉法に、特別養護老人ホームは老人福祉法に、身体障害者授産施設は身体障害者法に基づいている。婦人保護施設は売春防止法に基づき、売春防止法は刑事法に分類されている。そして、他の諸々の福祉施設同様社会福祉法の上に位置づけられるのである。同じ福祉施設でありながら、その根幹となるべきものがあやふやなものとなっている。

売春防止法第36条には、「要保護女子(性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子)を収容保護するための施設」としている。そして平成13年には「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」(以後DV法)の施行に伴い、暴力被害女性の避難場所としての機能も併せ持つようになった。またDV法以前の平成11年には家庭環境等により行き先のない女性も対象となり、保護の必要な女性に対し

生活指導、就職指導等を行うことも謳われている。「売春防止法」はそのままに新たな法律や制度を加える背景には、実際の利用者の変化がある。知的障害や精神障害といった障害を持ちながら、既存の障害者施設では入所を認められず制度の狭間で行き先を失った女性たちに対応するために、現存する機関をその場しのぎに対応させざるをえないという現実があった。障害だけでなく家族や利用者本人の抱えるさまざまな問題は、社会の変遷とともに変化しまた複雑化している。結婚観や価値観が多様化し、家族自体が変わってきている。それらの変化にともなって、人々の抱える問題も変容してきているが、それらの問題に対応できるサービスは数少ない。

婦人保護施設数自体少なく、平成15年年現在で全国に51ヶ所である。おおよそ各都道府県にひとつの計算になるが、大都市圏に複数設置されていて、東京都には5ヶ所の婦人保護施設がある。地方では施設利用者が減り統廃合された施設も少なくないが、施設のニーズが減っているということにはならない。著者の通う施設では、在所者がいっぱいではしばしば新規入所を断っている。

今日の婦人保護施設利用者は、単に売春を行ったもの、そのおそれのあるものが対象となっているだけでなく、さまざまな問題を抱えた女性が対象となっているのである。それらの問題は夫婦間のことであったり、親子間のことであったりするために、受け取る側の問題意識が大きく影響するのである。例えば夫の暴力に対し、それを「暴力」と捉えるか「夫婦喧嘩」と捉えるかによって対処が異なってくるのである。

また売春防止法という法律が、人に与えるイメージも芳しいものではない。それゆえ、他施設以上のプライバシー保護、施設イメージからくる差別、ラベリングなどの理由から、この施設の存在は社会の隅におかれたまま時が過ぎてきた。このような状況の中、今日、婦人保護施設の存在を知る人は少ない。

この法律が制定されたのは昭和31年、施行は翌年の32年からである。当時の利用者は当然のことながら「売春を行うおそれ、実際に路上でその誘いを行ったもの」がほとんどである。戦後の混乱期に、さまざまな理由から、生きる糧を得るためにその「仕事」を行ってきた。そして40年以上の時間が経過し、日本社会は豊かになった。

それでは、経済大国となった現代日本の婦人保護施

設で、どのような人たちが利用者となっているのだろうか。

都内にあるひとつの婦人保護施設で、7年間ほどにわたって参与観察をおこなってきた結果明らかになったことは、利用者本人だけでなく家族（直系家族のみではなく、叔父・義兄・義父・姉婿等を含む）が、さまざまな問題を抱えているという事実であり、それらの問題が社会に認識され難いという現実である。しかし調査を進めるうちに、彼女たちの抱える問題は決して特別なものではなく、むしろどの家族にも起こりえる問題であると思われた。

男女共同参画社会が謳われる今日、女性のためだけの施設の存在意義はどこにあるのか、支援のあり方はどうなのか再度確認される必要があると思われる。

#### 「障害観の変容と共生社会の実現」

太田晴康

##### 要旨

ここ数年の社会福祉の動向は、ノーマライゼーションをはじめ、地域福祉、統合教育等、さまざまなキーワードにより特徴づけることができるが、そこには地域の住民が地域で社会福祉サービスを主体的に整備し、活用する仕組み、すなわちトータルケアシステムの構築という大きな課題が横たわっている。従来の社会福祉サービス体制を再編成し、分野や対象別の体系から社会資源を包括的に活用するサポートネットワークへの流れともいえる。こうした方向を支える発想の根底にあるのは、障害のあるなしにかかわらず誰もが社会参加できる社会、すなわち「共生社会」の実現にほかならない。それはサービスの受け手が障害（児）者であっても、また高齢者であっても、あらゆる社会福祉施策に共通する理念であり、計画策定の基本におくべきキーワードでもある。そこには、ややもすれば障害者を弱者の地位におしこめがちであった従来の障害観の変容が見られるが、その一方で、あまねく「共生社会」が実現しているというわけでもない。そこで近年の国内外の動向をふまえつつ、共生社会の実現に向けて今、何が課題となっているか、とりわけ障害観の変容という視点から、以下の諸概念をとりあげ検討を試みた。

- ・ WHO医学・社会統合モデルの障害観
- ・ リハビリテーションを全人的復権と位置づける障害観
- ・ 共生社会と主体形成に基づく障害観

- ・ 一人の人間としての権利を尊重する障害観
- ・ 先進諸国の差別禁止法にみる障害観
- ・ 日本の障害者基本法に見る障害観
- ・ バリアフリー・ユニバーサルデザインと障害観
- ・ 新たな障害観を支える合理的な配慮  
(適切な配慮 = Reasonable accommodation)

#### 第4回福祉史研究会

##### 「現代社会福祉の争点

～障害者自立支援法案をめぐる～

太田晴康

##### 要旨

社会福祉基礎構造改革以降、支援費制度の導入や市町村への権限委譲をはじめとして、我が国の社会福祉制度は大きな転換期を迎えつつある。しかし、初年度180億円の予算不足を生じ、本年度も約200億円の財源不足が見込まれる支援費制度についていえば、制度そのものが破綻しつつあるといっても過言ではない。そうしたなかで2004年春、介護保険制度の見直しと支援費との統合が論議され、さらに同年10月12日には厚生労働省による「今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)」が、社会保障審議会障害者部会に提示された。その後、同案を具現化する法律として障害者自立支援法が通常国会に上程された。一方、法案の内容について、障害者団体を中心に見直しを要求する動きが見られた。法案審議の過程においては、障害者団体代表が参加し、議論が積みあげられてきたにもかかわらず、同法案に対する反対運動が起きているのはなぜか。現代における障害者運動の動向及び障害者施策のあり方について整理、分析を試みた。

「知的障害者の地域生活移行に係る実際の支援のあり方についての一考察 - 兵庫県西播磨圏域のKグループホームにおける運営を中心に - 」

平尾竜一

##### はじめに

今般本邦の知的障害者施策にあっては、地域生活への移行と自立生活の支援が中心となる課題であり、広くは宮城県浅野知事の「施設解体宣言」に象徴される如く、知的障害者を施設収容から地域での自立生活を営むべく支援のあり方を変容させようとしている。また、障害者自立支援法案をはじめ、政府が推進する障

害者自立支援の潮流に歩を同じくし、舟形コロニーや雲仙コロニーをはじめ多くの入所施設がグループホームを利用者の地域生活への移行を促進しつつあり、全国で知的障害者が「解放」されているところである。

ここでは、衆目を集めるグループホームが本来の意味である地域生活を支援している事業であるかを検証すべく、支援費をはじめ社会福祉法人会計面から支援の費用について検討することを通して、支援のあり方について再構築の資料を提供することを目的とする。

### 1. 支援費支給の基準

行政から支給される一人あたりの支援に係る補助金という位置づけの支援費は、障害区分によって2種類に分けられ、施設に振り込まれる(行政説明では代理受領と呼んでいる)。従って、本報告の例は、入所定員4名の場合、一人の利用者に対して重度の区分1(133,300円)と軽度の区分2(65,700円)と支給される。入所定員は7名まで設定されているので、その他の補助額については厚生労働省発表資料を参照して頂きたい。また、区分決定については、利用申請者が市町村障害福祉関係課へ申請し、当該申請を受けて福祉担当官が事業者への聞き取り調査および利用者調査の後、受給証の発行を実施する。支援費請求の手続きにあつては、毎月月末から翌月10日までに支援費請求書および支援費請求明細を利用者の住民票管轄の行政区へ提出し、当該支援費請求書類が適正であれば提出月の末日から翌月上旬までに申請指定事業者の指定口座へ振り込まれることになる。

なお、補助金としての負担比は国2、県1、市町村1となっている。

### 2. グループホームの社会福祉法人会計的实际

世話人2名(1名常勤職員・1名非常勤職員)管理者兼務1名 給与14万円台、3万円台、1万円台の合計20万円強の支出である。補助金収入が33万円弱、人件費の割合は61.3%である。その他の支出13万円弱(火災保険・地震保険・水道負担金分割払金・施設修繕費等)となっている。なお、支援費の余剰部分から余剰金を計上し「経理区分間繰出金」としての法人本体への組み入れを認めている。

一方の利用者の支払う実費負担分にあつては、食費18,000円をはじめ、家賃、水光熱費、自治会費、余暇活動積み立て金など、計55,000円となっている。余剰

金が発生した場合には、利用者へ返却することになっている。ここで、問題となっているのが設備の内の利用者個室の設備修繕についての経費である。利用者の個人的問題であるので、実費を支払うことが道理であるが、知的障害を原因とする利用者自身の故意の過失ということが認められるわけではないので、法人が支払う場合が多い。

小遣いなどの金銭管理については、軽微な額に限って無料で管理している。財産管理となる場合は多額の現金の処理について金銭管理手数料を発生することとして、利用契約をむすぶ際の説明を実施し、利用者から別途費用を徴収している。

しかしながら、支援を実施することへの単価が他の施設と比べて著しくことなり、通所授産の一人あたりの支援費単価156,000円(4人入れば624,000円となる)などであり、職業訓練の特殊性があるとはいえ、グループホームでの支援費に比べると2倍以上に単価が大きい。

運営に際して、開設時点での施設整備、開設申請に係る経費、などについては、本事例をはじめ多くのグループホームでは、法人本部会計からの「経理区分間繰出金」という名称の借入金で充当させる。とりわけ当該施設の場合、支援費収入の余剰金から現在も支払いが続いているところである。

### 3. おわりに

報告のあった兵庫県にある社会福祉法人Hの例ばかりか、多くのグループホームは事業者本体法人の「経理区分間繰出金」という持ち出しおよび仮受けて運営されている。こうした事態を受けて、今般の地域生活支援を中心とする施策は、十全なる補助金の確保が優秀なる支援の保障へとつづき、ひいては知的障害者の地域生活の質を保障することになることを提起しておきたい。

本報告が知的障害者の地域生活の質の発展の一助となることを祈念しつつむすびとしたい。

注)

厚生労働省 「地域生活移行についての指針」

浅野史郎 「みやぎ知的障害者施設解体宣言」

<http://www.pref.miyagi.jp/syoufuku/chiteki/kaitai.htm>

兵庫県障害福祉課 「支援費指定業者のしおり」「支援費請求のしおり」平成16年5月

兵庫県社会福祉協議会編 「社会福祉法人経理基準」  
兵庫県社協出版部 平成16年

グループホームの職員の待遇に関する調査については、千葉県障害者グループホーム等のあり方研究会編の報告書に詳しい。「障害者グループホーム等のあり方研究会報告書」第2回グループホーム学会資料P.68  
2005年3月

なお、上記資料は第2回グループホーム学会における千葉県障害福祉課長竹林悟史氏発表の「健康福祉千葉方式とグループホーム」(2005年6月4日・5日)基礎資料に含まれたものである。

家賃補助については、全国に幾つか実施している自治体がある。兵庫県内であっても、宝塚市、西宮市、尼崎市、神戸市といった阪神間の市町村では行われている。

「私の考える福祉 - 精神障害者処遇史 - 」

船城秀樹

今日語られる「社会福祉」は厳密には第二次世界大戦の敗戦から始まっているのではないかと。焼野が原からの出発で、連合国の占領と統治の下、着の身着のままの困窮者への生活保護(公的扶助)、戦災孤児への収容保護(児童福祉)が取り込まれる。

1947年日本国憲法施行、25条の生存権保障により1950年の社会保障制度審議会の勧告がなされ、整備が進められる。勧告では社会保障を社会保険、生活扶助、公衆衛生、社会福祉とに区分している。その後、60年代の高度成長期の福祉の充実期、オイルショックを契機とした70年代の福祉見直し期、80年代のノーマライゼーション思想、社会連帯や憲法13条の幸福追求権に軸足を移した90年代からの福祉基礎構造改革期となり、今日に至る。

わが国の福祉の歴史を考えた場合、古代飛鳥時代に伝来した仏教思想による慈善事業、明治時代に輸入したヨーロッパの政治行政制度による救貧思想(英、救貧法)、戦後の米国の社会福祉の思想、法、制度の導入という外来思想による三大変化がその後を決めている。

福祉の歴史をどう見るかという場合、福祉から歴史を考える場合と歴史から福祉を考える場合がある。両方重要だが、障害者などがどう遇されてきたかの見方もあっていい。

- 精神障害者の処遇史 -

11世紀、後三条天皇の皇女佳子内親王の精神障害が京都・岩倉村の大雲寺で全快した言い伝えから、江戸時代まで障害者や家族が集まり、コロニーができていた。

1870年(明治2) 幕末の内戦の中で浮浪者となった子供、高齢者、障害者の収容施設として、渋沢栄一らが三田教育所をつくる。後に東京市教育所、さらに東京府養育院(東京都養育院)と東京府てん狂院(都立松沢病院)となる。

1900年(明治33) 精神病者監護法：四親等内家族に監護義務。警察署長の許可で座敷牢や家畜小屋に監置。

1919年(大正8年) 精神病院法：東京帝国大学精神科教授呉秀三らが法的に公立精神病院設置義務付けを働きかけるが、民間精神病院で代用、民間精神病院が警察の監督下に。

1950年(昭和25) 精神衛生法：「自分を傷つけ、他人を害する」(自傷他害)による強制入院等の規定。

1965年(昭和40) 精神衛生法改正：ライシャワー事件により保健所長への通報制度、精神衛生相談員設置。

1987年(昭和62) 精神保健法：患者暴行死の宇都宮病院事件により世界より非難。社会復帰施設明文化。

1995年(平成7) 精神保健福祉法：精神障害者の福祉手帳、福祉工場、地域生活支援事業等盛り込まれる。

## 第5回福祉史研究会

「婦人保護施設の現況について 事例研究」

武藤裕子

Aさんは 24才 中卒

両親は離婚し父親は愛人と同棲中、母親は精神病院入院中、長女は乳児院。

父親はAさんが物心ついたときから飲酒癖があり、機嫌次第で暴力をふるっていた。中学生の時に両親離婚、父親に経済力があつたためAさんは父親と暮らす。中卒後バイトをはじめますが父親は帰宅時間が遅いとか、自分が帰宅したときに本人がいないと暴力をふるうため、数年で母親の家に移る。母親は離婚後統合失調症を発病していて、自殺騒ぎを起こしたり、夜中に本人の首を絞めたりしたため、Aさんは家にほとんど

帰らなくなる。数年後内夫と同棲生活をはじめたAさんは、その後内夫の祖母と同居する。Aさんは妊娠するが、それがわかると内夫は本人を公園に連れて行き置き去りにする。自尊感情の低いAさんは、「自分が悪い、自分がいない方がいい」と思い、内夫のもとへは帰らず、公園で浮浪生活をしたり男性に誘われるままホテルで過ごしていた。妊娠もありこのままではと父親の元に帰るが、父親は愛人と同棲しており、そこでもいじめられ追い出される。友人を頼り、その友人に付き添われて福祉事務所に相談、保護となる。その後出産するが、育児不安になり自殺未遂騒ぎを起こしたため、母子分離となった。

小さい頃は口で言う前に暴力があり、なにか言うように言われるとその時の光景がフラッシュバックし、危害がないと分かるまで話すことができない。1度でも嫌なことがあると引っ込んでしまう。

施設生活は徐々に落ち着きをみせていたが、男子職員のB君に転移感情を持ち、自傷行為が激しくなり他施設へ移管となった。(内容に若干の変更を加えています)

複雑な問題を抱えたAさんに対し、支援者である職員も翻弄されることとなってしまった。転移感情を持たれたB君だけでなく、職員の対応いかんで自傷行為に出してしまうAさん。職員の専門性が問われるケースとなった。

今後、このようなケースは増えていくと思われる。自立支援が謳われる中、ワーカーの専門性に加え、支援の体制を整える必要があると思われる。

#### 「認知症予防と運動について」

齋藤剛

これから超高齢化社会を迎える日本では、高齢者の加齢に伴う認知症の増加が社会問題となりつつある。2004年度の要介護認定高齢者における認知症患者数は314万人で、その数は10年後には2倍になると推定されている。このように急激に増加する認知症における予防対策は、高齢者の生活の質を高めるためにも、かさむ医療費の削減のためにも急務である。

最近では、認知症予防の手段として運動が注目されている。運動は、認知機能に関わる脳部位である海馬や前頭前野などを活性化し、認知機能を高めるからである。本稿では、運動が認知症予防に貢献する可能性

を検討した運動介入実験の結果を紹介したい。

運動が脳に作用し、認知機能を改善する可能性については、以前から言われていたものの、その実体については良く分からないままであった。しかし、近年の動物実験による基礎的な研究成果や、運動時のヒトの脳を非侵襲的に評価した新知見などから、運動は、認知機能に関わる重要な脳部位である、前頭前野や海馬などを活性化し、認知機能を高める可能性が指摘されるようになってきた。動物実験では、適度な運動を行うことによって、海馬における神経細胞の成長、分化促進に関係する神経栄養因子および神経細胞の新生が増加し、記憶力が改善すること<sup>1)2)3)</sup>が、ヒトを用いた実験では、歩行やランニングによって、前頭前野が活性化し、定期的なジョギングによって認知機能が向上することが示されている<sup>4)</sup>。このように、ある種の運動は認知機能にかかわる脳部位を活性化し、認知機能を高めるようである。

では、運動は、実際に高齢者の認知症予防に貢献するのであろうか。我々の研究室では、茨城県利根町の高齢者を対象とした「痴呆性疾患の介入予防に関する研究」(利根プロジェクト)に参加し、運動の介入実験を行っている。利根プロジェクトは、茨城県利根町在住の65歳以上高齢者約1,900人を対象に運動、栄養、睡眠の介入を行いそれぞれの有用性について検討することを目的としたものである。運動介入への参加者(約350人)には、征矢英昭博士が考案したフリフリグッパー体操(簡単な軽運動)やボール運動、マッサージなどからなる月6回の講習会と家庭での運動プログラムを1年間行った。運動介入前後に、身体機能テスト(脚筋力、有酸素能力、反応時間)、記憶力などの認知機能テスト(5-Cog test)を測定した。そのスコアが運動の介入によってどのように変化するのか評価した。

その結果、1年間の運動介入によって、有意な有酸素能力、脚筋力の増加、反応時間の短縮がみられた。また、認知機能テストにおける記憶力スコアの結果も、介入前に比較して有意に高い値を示した。これらの結果は、負荷が小さく、簡単である軽運動であっても、1年間継続することによって、身体機能の改善だけではなく認知機能が改善する可能性を示している。

#### 文献

- 1) Neeper SA et al, Exercise and brain neurotrophins.

Nature, 12: 109 (1995)

- 2) van Praag H et al, Running enhances neurogenesis, learning, and long-term potentiation in mice. Proc Natl Acad Sci, 96: 1327-13431 (1999)
- 3) Soya H et al, The potential role of treadmill running below the lactate threshold inducing brain-derived neurotrophic factor (BDNF) gene in the dentate gyrus of the adult rat. Proceeding for 2002 Busan Asian Games Sports Science Congress (2002)
- 4) Suzuki M et al, Prefrontal and premotor cortices are involved in adapting walking and running speed on the treadmill: an optical imaging study. Neuroimage, 23 (3): 1020-1026 (2004)

「文献購読：『現代社会福祉の基礎構造(池田敬正著、法律文化社、1999年)』をめぐって」

太田晴康

#### 要旨

著者はこれまで一貫して、現代社会福祉学の構築にあたり、人類の始原からはじまる「福祉実践」及びその「福祉理念の近代的形成」、そしてその実践及び理念を「現代的に編成した社会福祉の形成」という三者の統合的理解の必要性を説いてきた。本書はその思想的基盤を明らかにし、歴史を貫通する要素と、変化する要素を区別し、普遍的な社会福祉学のあり方を検討するとともに、科学的な分析手法を明らかにした原論である。著者は、20世紀社会の所産とされる社会福祉について、イギリス市民革命における人権認識がその根底に流れていると指摘する。すなわち、共同体規制と政治的序列に個人を隷属させた、身分制差別を内包する社会から、自由を前提とし、個人を身分的さらには社会的従属関係から脱却させた社会へという流れが、社会福祉の成立をうながしたのである。と同時に、我が国における「公」と西欧における「パブリック」の相違、「福祉」と「ウェルフェア」の相違といった視点から、研究者でさえややもすれば概念規定せずに使用しがちな福祉専門用語についても詳細な検討を加え、従来の社会福祉原論の再構築をうながす。今日の社会福祉の普遍化状況のなかで、福祉固有の学問領域をいかに提示すべきか、そして社会福祉政策における公私の責任範囲について、いかなる枠組みを設けるべきか等、現代的課題の解決にあたり、指針を提供するとともに示唆に富む一冊であろう。